第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周辺における自然的状況及び社会的状況について、環境要素の区分ごとに事業特性を踏まえ、調査対象地域は対象事業実施区域から半径 4km の範囲を十分に含む図 3.1-1 の範囲を対象に、入手可能な最新の文献その他の資料より把握した。また、調査項目に応じて周辺町（上益城郡御船町、益城町、嘉島町、甲佐町及び山都町）を対象とした。

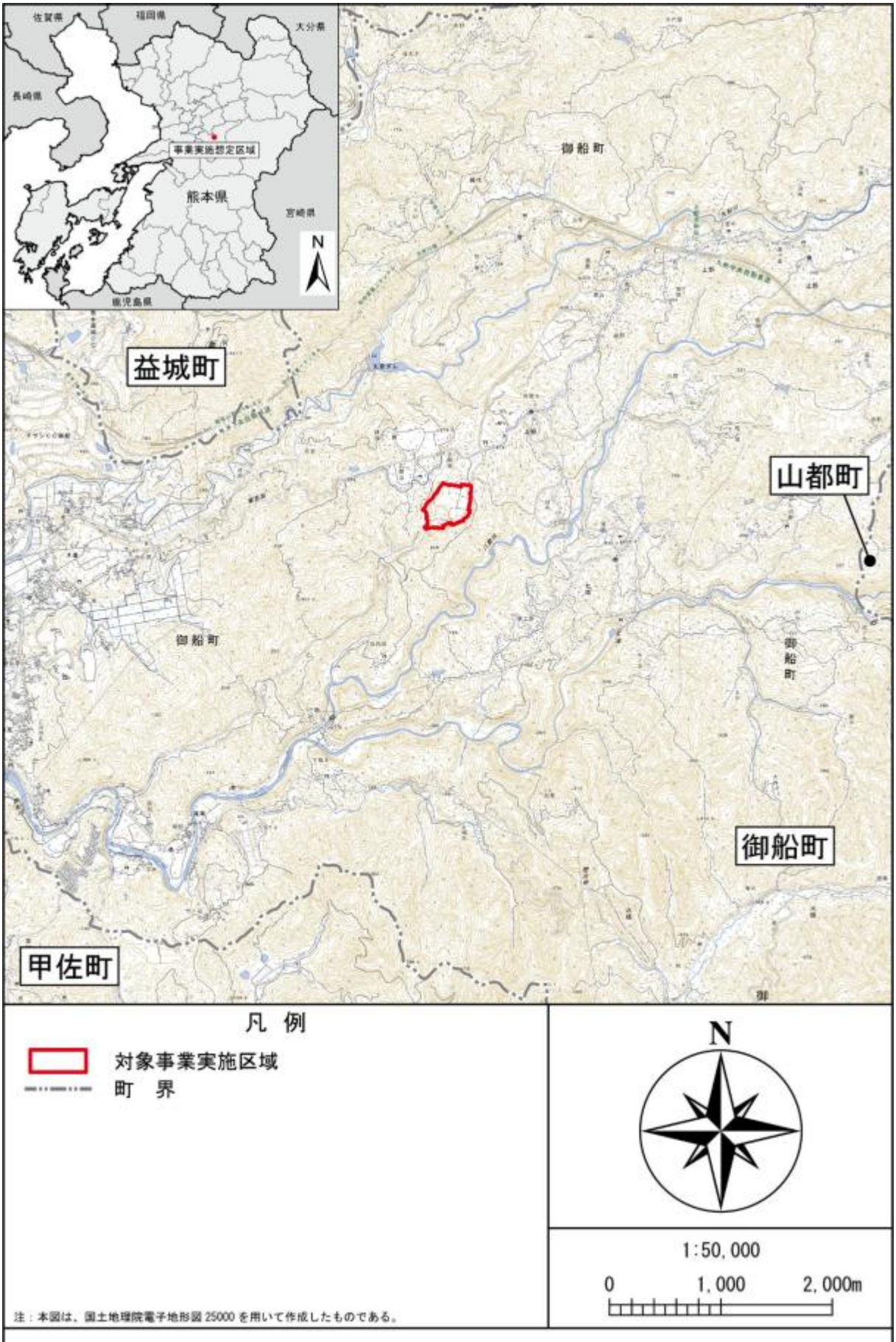
佐賀県
福岡県
大分県
長崎県
事業実施想定区域
熊本県
宮崎県
N
鹿児島県
益城町
御船町
山都町
御船町
御船町
甲佐町
凡 例
対象事業実施区域
町 界
N
1:50,000
0
1,000
2,000m
注：本図は、国土地理院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。

図 3.1-1　調査対象地域

3.1 自然的状況

3.1.1 大気環境の状況

(1) 気象の状況

対象事業実施区域及びその周辺の気象については、表 3.1-1 及び図 3.1-2 に示す益城地域気象観測所及び甲佐地域気象観測所で観測が行われている。

益城地域気象観測所における平年値（統計期間：2003 年～2020 年）の観測結果を表 3.1-2(1)に、令和 6 年の風配図を図 3.1-3(1)に示す。

平年値は、平均気温は 15.9℃、平均風速は 2.6m/s、最多風向は東北東、年降水量は 2,161.8mm となっている。

甲佐地域気象観測所における平年値の観測結果を表 3.1-2(2)に、令和 6 年の風配図を図 3.1-3(2)に示す。

平年値は、平均気温は 16.3℃、平均風速は 1.4m/s、最多風向は南南東、年日照時間は 1,844.7 時間、年降水量は 2,145.6mm となっている。

表 3.1-1　地域気象観測所の観測状況

観測所名	所在地	海面上の高さ	風速計の高さ	観測項目					
				降水量	気温	風向・風速	相対湿度	日照	積雪
益城	上益城郡益城町大字小谷字上大道 熊本航空気象観測所	193m	10m	○	○	○	－	－	－
甲佐	上益城郡甲佐町大字上早川字尾ノ上	52m	10.1m	○	○	○	○	○	－

出典：「地域気象観測所一覧（令和 6 年 10 月 31 日現在)」（気象庁 HP、令和 6 年 11 月閲覧）



出典「地域気象観測所一覧(令和 6 年 10 月 31 日現在)」(気象庁 HP)
「大気・化学物質・騒音等環境調査報告書(第 59 報：令和 5 年(2023 年)4 月～令和 6 年(2024 年)3 月)」(熊本県 HP)、令和 7 年 1 月閲覧
注：本図は、国土地理院(電子国土 Web)電子地形図(タイル)を用いて作成したものである。

図 3.1-2　対象事業実施区域及びその周辺の気象観測所・環境大気測定局の位置

表 3.1-2(1)　益城地域気象観測所における平年値（気象概況）

要素	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日最高気温 (℃)	日最低気温 (℃)	日照時間 (時間)	平均風速 (m/s)	最多風向
統計期間	2003～2020	2003～2020	2003～2020	2003～2020	2003～2020	2003～2020	2003～2020
1 月	54.6	4.5	9.6	-0.6	－	2.3	東北東
2 月	106.1	6.3	11.9	1.0	－	2.5	東北東
3 月	124.8	9.5	15.4	3.6	－	2.7	東北東
4 月	148.3	14.5	20.6	8.4	－	2.7	南西
5 月	186.6	19.3	25.2	13.7	－	2.7	南西
6 月	443.7	22.5	27.2	18.5	－	2.7	南南西
7 月	469.2	26.1	30.6	22.5	－	2.7	南南西
8 月	195.6	27.0	32.2	23.0	－	2.6	南南西
9 月	181.8	23.8	29.1	19.6	－	2.6	北東
10 月	98.9	18.3	24.0	13.2	－	2.7	北東
11 月	84.8	12.4	18.0	7.3	－	2.2	東北東
12 月	67.4	6.5	11.6	1.3	－	2.2	東北東
年	2,161.8	15.9	21.3	11.0	－	2.6	東北東

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁 HP、令和 7 年 10 月閲覧）

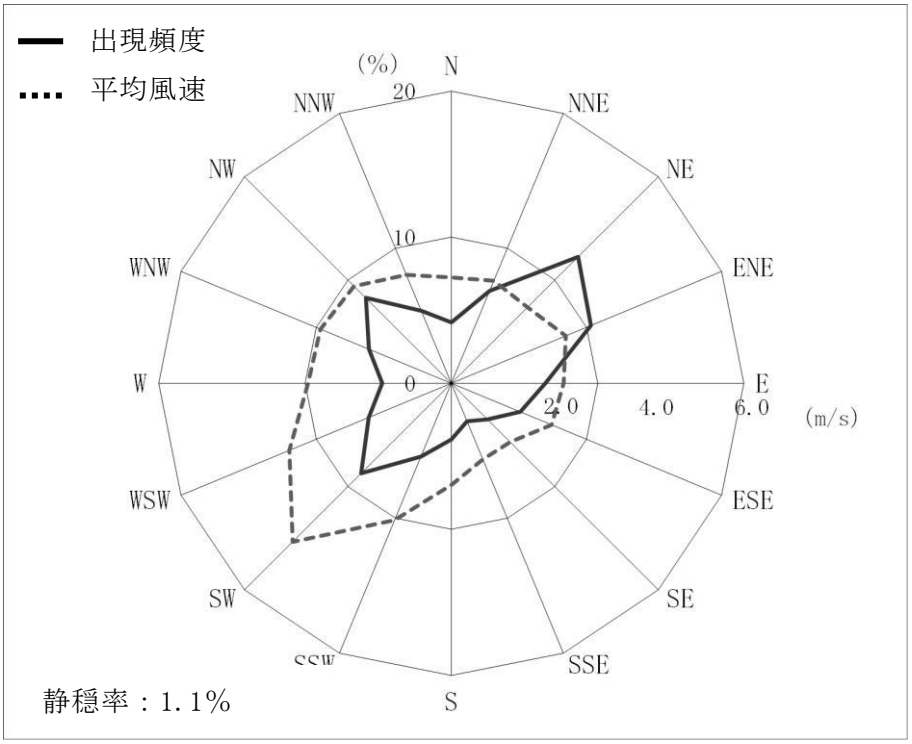

注：1. 風配図の実線は風向出現頻度（%）、棒線は平均風速（m/s）を示す。
注：2. 風配図の左下の数字は、静穏率（風速 0.2m/s 以下、%）を示す。
出典：「過去の気象データ検索」（気象庁 HP、令和 7 年 10 月閲覧）

図 3.1-3(1)　益城地域気象観測所の風向頻度及び風向別平均風速（令和 6 年）

表 3.1-2(2)　甲佐地域気象観測所における平年値（気象概況）

要素	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日最高気温 (℃)	日最低気温 (℃)	日照時間 (時間)	平均風速 (m/s)	最多風向
統計期間	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020
1 月	71.5	5.4	10.6	0.9	118.5	1.4	南南東
2 月	97.3	6.7	12.3	1.7	130.5	1.5	南南東
3 月	133.9	10.1	15.9	4.7	155.8	1.6	南南東
4 月	141.1	15.0	21.3	9.2	174.6	1.6	南南東
5 月	169.1	19.5	26.0	14.1	182.4	1.4	南南東
6 月	473.7	23.0	28.0	18.9	119.9	1.3	南南東
7 月	395.2	26.5	31.6	22.6	169.3	1.4	南南東
8 月	190.0	27.1	33.0	22.9	195.8	1.4	南南東
9 月	201.7	23.8	29.7	19.5	161.5	1.3	南南東
10 月	103.0	18.5	24.7	13.5	167.4	1.3	南南東
11 月	94.7	12.8	18.6	8.0	138.4	1.3	南南東
12 月	74.6	7.4	12.8	2.8	124.4	1.4	南南東
年	2,145.6	16.3	22.1	11.6	1,844.7	1.4	南南東

出典：「過去の気象データ検索」(気象庁 HP、令和 7 年 10 月閲覧)

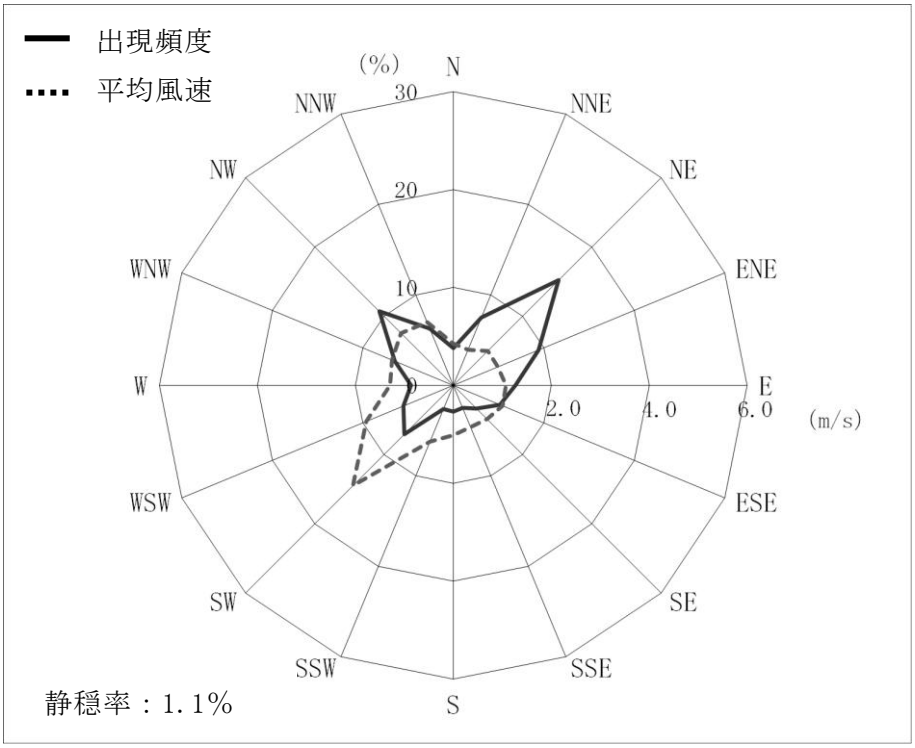

注：1. 風配図の実線は風向出現頻度（%）、棒線は平均風速（m/s）を示す。
注：2. 風配図の左下の数字は、静穏率（風速 0.2m/s 以下、%）を示す。
出典：「過去の気象データ検索」(気象庁 HP、令和 7 年 10 月閲覧)

図 3.1-3(2)　甲佐地域気象観測所の風向頻度及び風向別平均風速（令和 6 年）

(2) 大気質の状況

① 大気汚染の測定状況

対象事業実施区域及びその周辺における大気測定局の名称、測定項目等を表 3.1-3 に、測定位置を図 3.1-2 に示す。

表 3.1-3　大気測定局の測定状況（令和 7 年 4 月 1 日時点）

観測局種別	測定局名	所在地	用途地域	所管	二酸化硫黄	窒素酸化物	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	一酸化炭素	非メタン炭化水素
一般環境局	益城町保健福祉センター	益城町惣領 1470	住	熊本県	○	○	○	○	○	－	－
	甲佐町岩下	甲佐町岩下 157-19	未	熊本県	－	－	○	－	○	－	－
	秋津	熊本市東区秋津 3-1856	未	熊本市	－	－	○	○	○	－	○

注：1.「○」は測定が行われていること、「－」は測定が行われていないことを示す。
注：2.住：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域のうち、「第 1 種低層住居専用地域」、「第 2 種低層住居専用地域」、「第 1 種中高層住居専用地域」、「第 2 種中高層住居専用地域」、「第 1 種住居地域」、「第 2 種住居地域」、「田園住居地域」及び「準住居地域」に該当する地域
注：3.未：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号、第 7 号及び第 9 号のいずれにも該当しない地域
注：4.益城町保健福祉センターは令和 2 年度（2020 年度）末に益城町役場（益城町宮園 702）を移設
出典：「大気・化学物質・騒音等環境調査報告書（第 59 報：令和 5 年(2023 年)4 月～令和 6 年(2024 年)3 月)」
（熊本県 HP、令和 7 年 1 月閲覧）

② 大気汚染の状況

令和 5 年度の大気汚染物質の測定結果を表 3.1-4～表 3.1-9 に、過去 5 年間における経年変化を図 3.1-4 に示す。

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、非メタン炭化水素は環境基準等に適合している。

微小粒子状物質は、1 日だけ環境基準に適合しなかった。また、光化学オキシダントは環境基準に適合していないが、これは全国的に同様の傾向である。

表 3.1-4　二酸化硫黄の測定結果（令和 5 年度）

区分	測定局	有効測定日数	年平均値	1 時間値の最高値	1 時間値が 0.10ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04ppm を超えた日数とその割合		日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.04ppm を超えた日数
		日	ppm	ppm	時間	%	日	%	ppm	有×・無○	日
一般局	益城町保健福祉センター	365	0.002	0.096	0	0.0	0	0.0	0.006	○	0

出典：「大気・化学物質・騒音等環境調査報告書（第 59 報：令和 5 年(2023 年)4 月～令和 6 年(2024 年)3 月」
（熊本県 HP、令和 7 年 1 月閲覧）

表 3.1-5　二酸化窒素の測定結果（令和 5 年度）

区分	測定局	有効測定日数	年平均値	1 時間値の最高値	日平均値が 0.06ppm を超えた日数とその割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数とその割合		日平均値の年間 98%値
		日	ppm	ppm	日	%	日	%	ppm
一般局	益城町保健福祉センター	365	0.006	0.031	0	0.0	0	0.0	0.015

出典：「大気・化学物質・騒音等環境調査報告書（第 59 報：令和 5 年(2023 年)4 月～令和 6 年(2024 年)3 月」
（熊本県 HP、令和 7 年 1 月閲覧）

表 3.1-6　光化学オキシダントの測定結果（令和 5 年度）

区分	測定局	昼間の測定日数	昼間の測定時間	昼間の 1 時間値の年平均値	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数及び日数		昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の時間数及び日数		昼間の 1 時間値の最高値	昼間の日最高 1 時間値の年平均値
		日	時間	ppm	時間	日	時間	日	ppm	ppm
一般局	益城町保健福祉センター	366	5,481	0.030	281	57	0	0	0.094	0.044
	甲佐町岩下	366	5,484	0.027	200	43	0	0	0.086	0.042
	秋津	366	5,331	0.031	256	52	0	0	0.089	0.045

出典：「大気・化学物質・騒音等環境調査報告書（第 59 報：令和 5 年(2023 年)4 月～令和 6 年(2024 年)3 月」
（熊本県 HP、令和 7 年 1 月閲覧）

表 3.1-7　浮遊粒子状物質の測定結果（令和 5 年度）

区分	測定局	有効測定日数	年平均値	1 時間値が 0.20mg/m³ を超えた時間数	日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日数	1 時間値の最高値	日平均値の 2％除外値	日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10mg/m3 を超えた日数
		日	mg/m³	時間	日	mg/m³	mg/m³	有×・無○	日
一般局	益城町保健福祉センター	366	0.017	0	0	0.142	0.037	○	0
	秋津	365	0.017	0	0	0.172	0.040	○	0

出典：「大気・化学物質・騒音等環境調査報告書（第 59 報：令和 5 年(2023 年)4 月～令和 6 年(2024 年)3 月」
（熊本県 HP、令和 7 年 1 月閲覧）

表 3.1-8　微小粒子状物質の測定結果（令和 5 年度）

区分	測定局	有効測定日　数	年平均値	日平均値の 98 パーセンタイル値	日平均値が 35.0μg/m³ を超えた日数とその割合		日平均値の年間最高値
		日	μg/m³	μg/m³	日	%	μg/m³
一般局	益城町保健福祉センター	363	10.0	21.9	1	0.3	35.5
	甲佐町岩下	364	8.7	19.5	0	0.0	31.6
	秋津	366	7.1	20.4	0	0.0	33.7

出典：「大気・化学物質・騒音等環境調査報告書（第 59 報：令和 5 年(2023 年)4 月～令和 6 年(2024 年)3 月」
（熊本県 HP、令和 7 年 1 月閲覧）

表 3.1-9　非メタン炭化水素の測定結果（令和 5 年度）

区分	測定局	測定時間	年平均値	6～9 時における年平均値	6～9 時測定日数	6～9 時 3 時間平均		6～9 時 3 時間平均値が 0.20ppmC を超えた日数とその割合		6～9 時 3 時間平均値が 0.31ppmC を超えた日数とその割合	
						最高値	最低値				
		時間	ppmC	ppmC	日	ppmC	ppmC	日	%	日	%
一般局	秋津	8,543	0.08	0.09	352	0.23	0.01	5	1.4	0	0.0

出典：「大気・化学物質・騒音等環境調査報告書（第 59 報：令和 5 年(2023 年)4 月～令和 6 年(2024 年)3 月」
（熊本県 HP、令和 7 年 1 月閲覧）

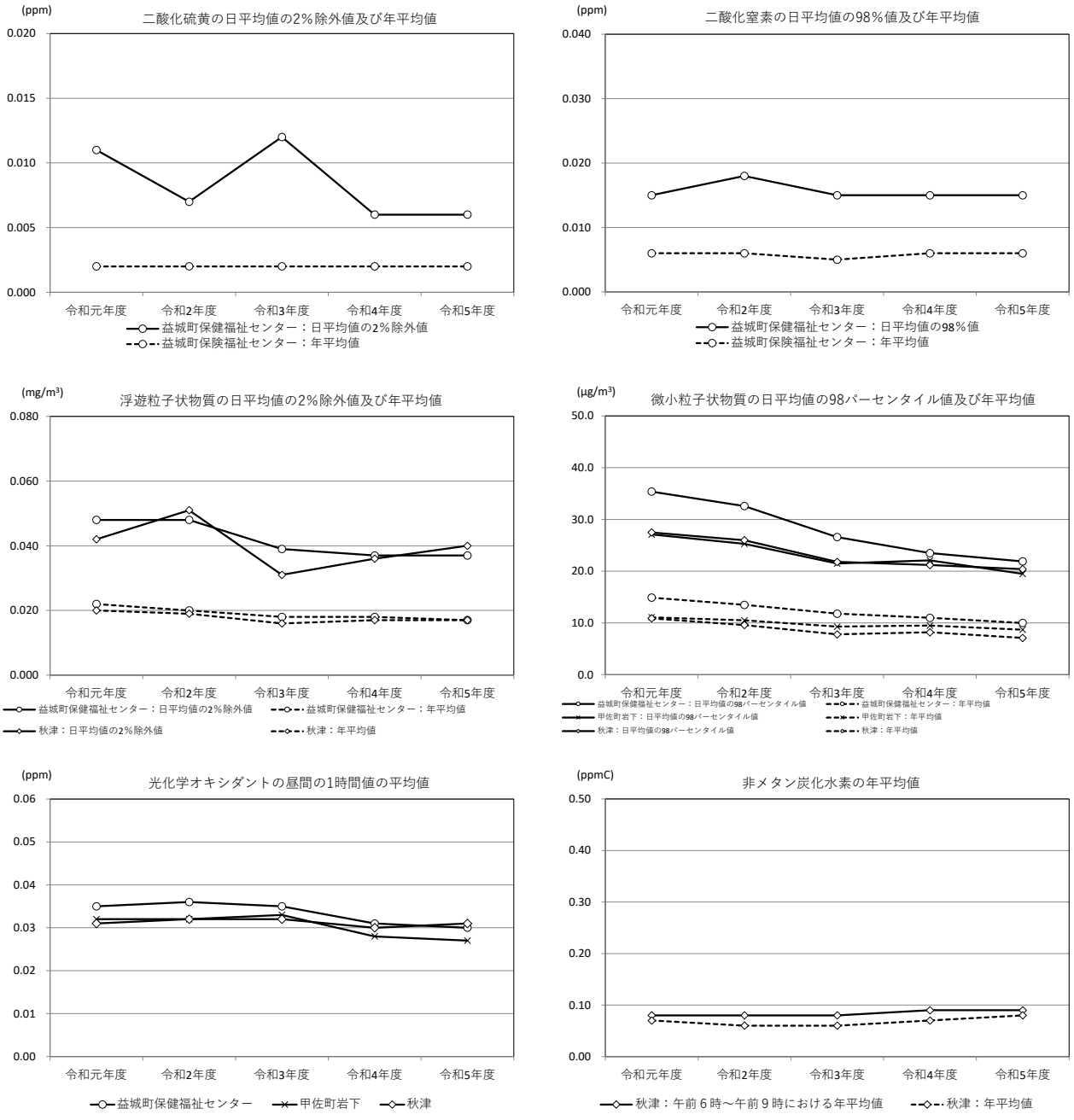

図 3.1-4　大気汚染物質の経年変化(令和元年度～令和 5 年度)

③ ダイオキシン類の状況

令和 2 年度のダイオキシン類の測定結果を表 3.1-10 に、測定位置を図 3.1-2 に示す。

西原小学校の令和 2 年度における年平均値は 0.013pg-TEQ/m^3 であり、環境基準を達成している。

表 3.1-10　ダイオキシン類の測定結果（令和 2 年度）

測定局	夏季	冬季	平均値	環境基準値
	pg-TEQ/m^3	pg-TEQ/m^3	pg-TEQ/m^3	pg-TEQ/m^3
西原小学校	0.0058	0.021	0.013	0.6

注：西原小学校測定局では、令和 3 年度以降測定を実施していない。
出典：「熊本市環境調査等報告書（令和 2 年度（2020 年度）実績）」（熊本市 HP、令和 7 年 10 月閲覧）

④ 大気汚染に係る苦情の発生状況

令和 5 年度における大気汚染に係る苦情件数は、上益城郡で 0 件であった。

出典：「熊本県環境保全課提供資料」（令和 7 年 9 月）

(3) 騒音の状況

対象事業実施区域及びその周辺において、一般環境騒音及び道路交通騒音に係る公表された測定結果はない。なお、令和 5 年度における騒音に係る苦情件数は、上益城郡で 0 件であった。

出典：「熊本県環境保全課提供資料」（令和 7 年 9 月）
出典：「大気・化学物質・騒音等環境調査報告書（第 59 報：令和 5 年(2023 年)4 月～令和 6 年(2024 年)3 月」（熊本県 HP、令和 7 年 1 月閲覧）

(4) 振動の状況

対象事業実施区域及びその周辺において、道路交通振動に係る公表された測定結果はない。なお、令和 5 年度における振動に係る苦情件数は、上益城郡で 0 件であった。

出典：「熊本県環境保全課提供資料」（令和 7 年 9 月）
出典：「大気・化学物質・騒音等環境調査報告書（第 59 報：令和 5 年(2023 年)4 月～令和 6 年(2024 年)3 月」（熊本県 HP、令和 7 年 1 月閲覧）

(5) 悪臭の状況

対象事業実施区域及びその周辺において、悪臭に係る公表された測定結果はない。なお、令和 5 年度における悪臭に係る苦情件数は、山都町で 1 件、その内訳は製造業であった。

出典：「熊本県環境保全課提供資料」（令和 7 年 9 月）
出典：「大気・化学物質・騒音等環境調査報告書（第 59 報：令和 5 年(2023 年)4 月～令和 6 年(2024 年)3 月」（熊本県 HP、令和 7 年 1 月閲覧）

3.1.2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

(1) 水象の状況

熊本県内の一級直轄河川（国土交通大臣管理区間）は、図 3.1-5 に示すとおり球磨川、緑川、白川、菊池川等がある。対象事業実施区域及びその周辺の主要な河川は、一級河川である御船川、八勢川、矢形川等がある。主な河川の位置を図 3.1-6 に示す。



図 3.1-5　熊本県内の一級直轄河川

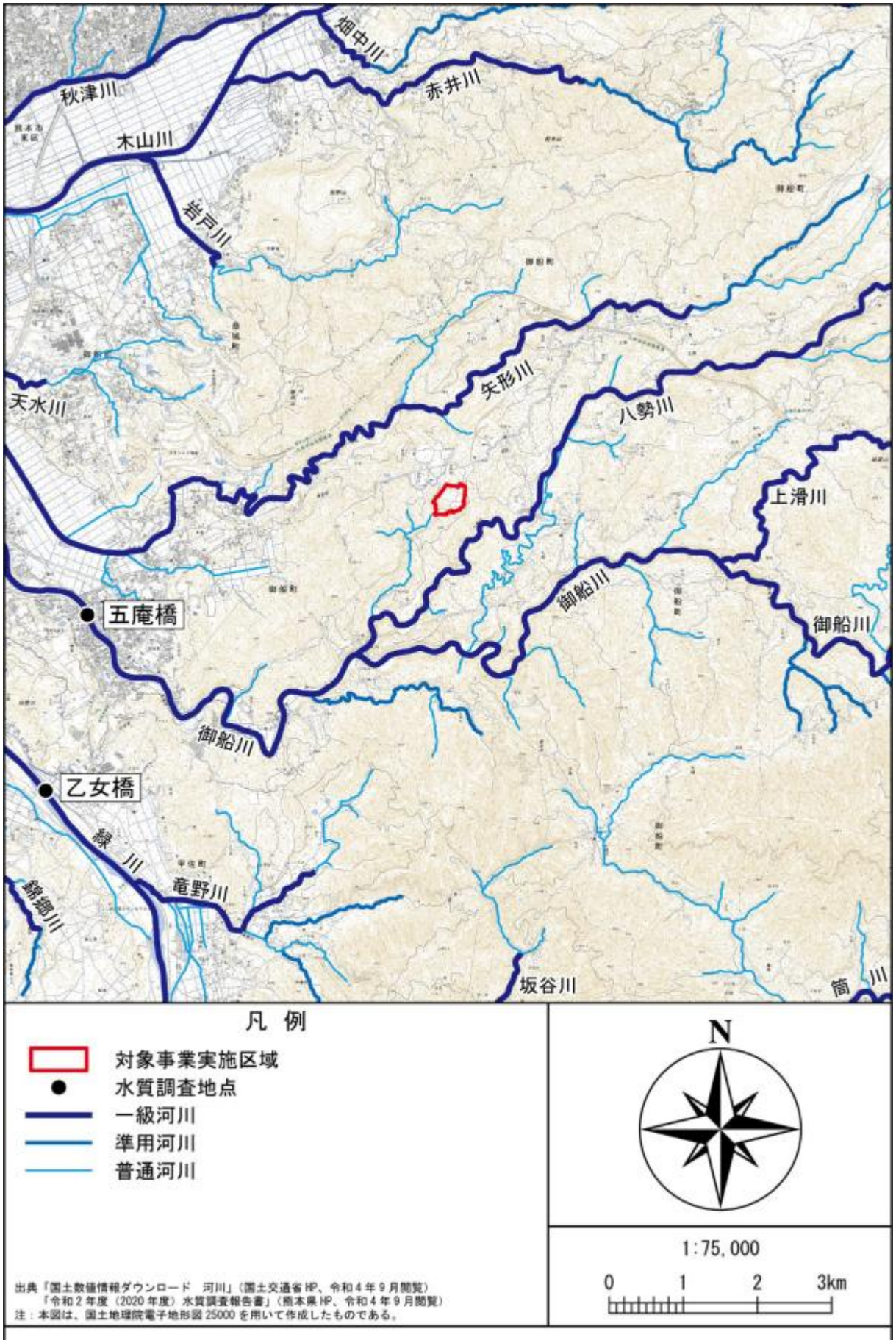

出典「国土数値情報ダウンロード　河川」（国土交通省 HP、令和 4 年 9 月閲覧）
「令和 2 年度（2020 年度）水質調査報告書」（熊本県 HP、令和 4 年 9 月閲覧）
注：本図は、国土地理院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。

図 3.1-6　調査対象地域の主な河川と水質調査地点

(2) 水質の状況

① 水質汚濁の状況

対象事業実施区域及びその周辺の河川における公共用水域の水質調査地点は図 3.1-6 に示すとおりである。

(a) 生活環境項目

対象事業実施区域及びその周辺の河川における公共用水域の水質測定結果を表 3.1-11 に、BOD75%値の経年変化を図 3.1-7 に示す。全ての項目で 2 地点ともに環境基準に適合している。

表 3.1-11　河川の水質測定結果（生活環境項目・令和 5 年度）

水域名		御船川				緑川中流				基準値
地点名		五庵橋				乙女橋				
類　型		A				A				
項　目	単位	平均値（BOD は 75%値）	最小値	最大値	m/n（BOD は x/y）	平均値（BOD は 75%値）	最小値	最大値	m/n（BOD は x/y）	
pH	―	-	7.6	8.3	0/12	-	7.5	8.0	0/4	6.5 以上 8.5 以下
DO	mg/L	10	8.9	12	0/12	9.6	9.2	10	0/4	7.5 以上
BOD	mg/L	0.6	<0.5	0.8	0/12	0.7	<0.5	1.0	0/4	2 以下
SS	mg/L	3	<1	6	0/12	9	4	24	0/4	25 以下
大腸菌数	CFU/100mL	76	38	130	0/4	96	34	190	0/4	300 以下

注：「m」は環境基準値を超える検体数、「n」は総検体数、「x」は環境基準に値しない日数、「y」は総観測日を示す。

出典：「令和 5 年度（2023 年度）水質調査報告書」（熊本県 HP、令和 7 年（2025 年）9 月閲覧 ）

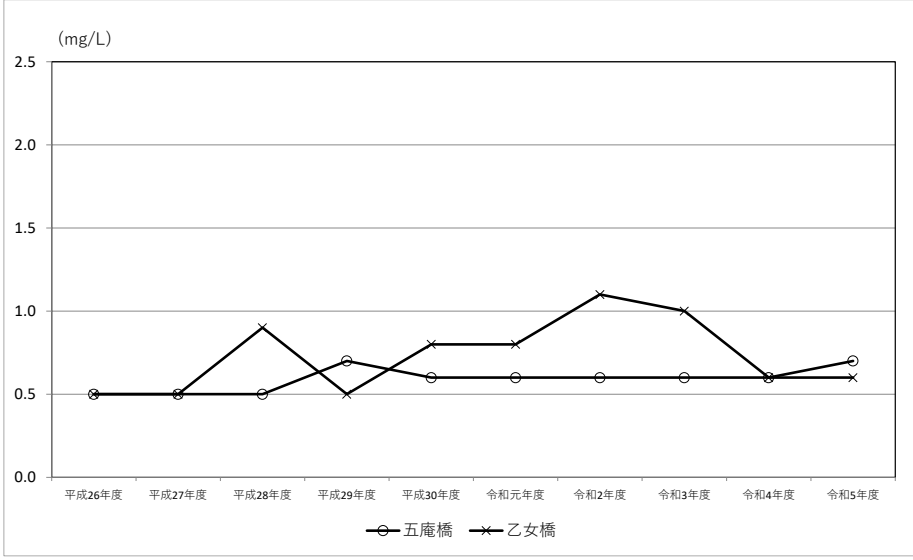

図 3.1-7　BOD75%値の経年変化

(b) 健康項目

対象事業実施区域及びその周辺の河川における公共用水域の水質測定結果を表 3.1-12 に示す。御船川五庵橋では令和元年度において健康項目の測定が、令和 5 年度において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の調査が行われており、測定をおこなったすべての項目において環境基準に適合している。

表 3.1-12　河川の水質測定結果（健康項目・令和元年度及び令和 5 年度）

水域名		御船川			緑川中流			基準値
地点名		五庵橋			乙女橋			
項　目	単位	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	0/1	－	－	－	0.003 以下
全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	0/1	－	－	－	検出されないこと。
鉛	mg/L	<0.001	<0.001	0/1	－	－	－	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.005	<0.005	0/1	－	－	－	0.02 以下
砒　素	mg/L	<0.001	<0.001	0/1	－	－	－	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/1	－	－	－	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	－	－	－	－	－	－	検出されないこと。
PCB	mg/L	－	－	－	－	－	－	検出されないこと。
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0/1	－	－	－	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	0/1	－	－	－	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0/1	－	－	－	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	0/1	－	－	－	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0/1	－	－	－	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.01	<0.01	0/1	－	－	－	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/1	－	－	－	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/1	－	－	－	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/1	－	－	－	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0/1	－	－	－	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/1	－	－	－	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	0/1	－	－	－	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	0/1	－	－	－	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0/1	－	－	－	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/1	－	－	－	0.01 以下
硝酸性窒素	mg/L	－	－	－	－	－	－	－
亜硝酸性窒素	mg/L	－	－	－	－	－	－	－
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.56	0.33	0/4	－	－	－	10 以下
ふっ素	mg/L	－	－	－	－	－	－	0.8 以下
ほう素	mg/L	－	－	－	－	－	－	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	－	－	－	－	－	－	0.05 以下

注：1.　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の値は令和 5 年度、それ以外の項目は令和元年度の調査結果である。
注：2.「m」は環境基準値を超える検体数、「n」は総検体数を示す。
注：3.「-」は出典に記載がないことを示す。
出典：「令和 5 年度（2023 年度）水質調査報告書」（熊本県 HP、令和 7 年 9 月閲覧）
「令和元年度（2019 年度）水質調査報告書」（熊本県 HP、令和 5 年 6 月閲覧）

② 底質の状況

対象事業実施区域及びその周辺の河川の底質において、公表された測定結果はない。

出典：「令和 5 年度（2023 年度）水質調査報告書」（熊本県 HP、令和 7 年 9 月閲覧）

(3) 地下水の状況

① 地下水位の状況

周辺町においての令和 6 年度の地下水位の観測は、嘉島町の 1 地点、益城町の 2 地点で行われているが対象事業実施区域及びその周辺には観測地点が存在しない。

出典：「令和 6 年熊本県内地下水位について」（水の国くまもと HP、令和 7 年 9 月閲覧）

② 湧水の状況

周辺町における代表的な湧水を表 3.1-13 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺には、代表的な湧水は存在しない。

表 3.1-13　代表的な湧水

湧水の名称	所在地	概要等	湧水保全活動
吉無田水源	御船町大字田代吉無田	文化年代に水不足解消のため一大植林事業が行われた吉無田官山から湧き出る湧水は、水道水源や灌漑用水として利用され、『熊本名水百選』にも選ばれている。	水源周辺を水源パークとして整備。定期的に除草等を実施。
隠宅	嘉島町井寺	集落中央部に位置する湧水で、下流で蔵本湧水からの支流と合流している。	－
浮島	嘉島町井寺	町内外から通称「浮島さん」の呼び名で親しまれ、平日・休日を問わず釣り、行楽で賑わう。周囲を公園として整備している。	地縁団体（浮島会）が随時清掃活動を実施。
かき原	嘉島町上六嘉	絶滅危惧植物の姫梅花藻（ヒメバイカモ）保護地。	地縁団体（中郡愛郷会）が随時清掃活動を実施。
蔵本	嘉島町井寺	一見池とも思われるこの湧水は、集落北西部を囲むようにその水を湛え矢形川へと流れ込んでいる。	－
車川	嘉島町上六嘉	集落西部に位置し、小規模な池となっている。	－
庄	嘉島町下六嘉	下六嘉湧水群のひとつ。湧水群沿いに浮桟橋・遊歩道有り。	－
寺の下	嘉島町下六嘉	下六嘉湧水群を代表する湧水のひとつ。現在も地域の洗い場に使用されている。	－
天然プール	嘉島町下六嘉	湧水のみをそのまま利用したプールがあり、夏は多くの人で賑わう。	地縁団体（嘉島湧水保存会）等が随時清掃活動を実施。
堂の前	嘉島町井寺	以前は地域で洗い場として利用されていて、今も階段・置石などその名残を残している。	－
馴石	嘉島町下六嘉	下六嘉湧水群のひとつ。湧水群沿いに浮桟橋・遊歩道有り。	－
にがわ	嘉島町井寺	ハゼ山の下湧水に近く、昔から農業用水として利用されている。	－
ハゼ山の下	嘉島町井寺	町内を縦断する九州自動車道のすぐそばで湧出している。現在は蛍の里として、町民に親しまれている。	－
藤の瀬	嘉島町下六嘉	下六嘉湧水群のひとつ。湧水群沿いに浮桟橋・遊歩道有り。	－
潮井水源	益城町杉堂	湧出量は豊富。この水源に纏わる民話あり。	月 1 回の清掃活動等を実施。
そうめん滝	益城町赤井	湧出量は豊富。夏にはホタルが多く発生する。	月 1 回の清掃活動等を実施。
みてら	甲佐町大字津志田地内	昔は、野良仕事時の水飲み場として利用されていた。	年数回程度の清掃を実施。
宮内小学校	甲佐町大字小鹿地内	－	年に数回程度清掃を実施している。
広瀬の湧水	甲佐町大字坂谷地内	川平打出水道組合の水道水源として利用されている。	恒常的に清掃を実施。
清水の井川	甲佐町大字上早川地内	川平打出水道組合の水道水源として利用されている。	恒常的に清掃を実施。
沢水の池	甲佐町大字世持地内	錦郷川の水源であり、昔は子どもの遊び場として親しまれていた。 町の補助を受け、桜を植えたり、石積みをしたりして公園化している。	年数回程度の清掃を実施。
破魔呑	甲佐町大字坂谷地内	谷内水道組合の水源として利用されている。	年数回程度の清掃を実施。
舟の口水源	山都町長崎	蘇陽峡に位置し、養魚場も隣接しており夏や紅葉シーズンの観光スポットとなっている。	地権者が除草作業や清掃活動を実施。
明神の本	山都町馬見原	馬見原商店街から馬見原橋を渡った五ヶ瀬川沿いにあり、年間を通して豊富な水量がある。	日頃利用している地域住民が定期的に清掃を実施。

出典：「代表的な湧水」（環境省 HP、令和 7 年 9 月閲覧）

③ 地下水の水質の状況

周辺町においての令和 5 年度の地下水の測定結果を表 3.1-14 に、御船町及び熊本県が実施した PFOS 及び PFOA 等の測定結果を表 3.1-15 に示す。

概況調査が御船町で 1 地点、嘉島町で 1 地点、益城町で 2 地点、甲佐町で 1 地点、山都町で 3 地点において、継続監視調査が御船町で 2 地点、山都町で 1 地点において調査が行われており、測定をおこなったすべての項目において環境基準に適合している。

PFOS 及び PFOA は全地点で目標値（暫定）を下回っている。

表 3.1-14(1)　地下水の水質測定結果（概況調査・令和 5 年度）

町　名		御船町	嘉島町	益城町	益城町	甲佐町	山都町	山都町	山都町	環境基準値
地区名		豊秋	下六嘉	平田	寺迫	横田	菅尾	北中島	鶴ヶ田	
用途区分		飲用	飲用	飲用	飲用	雑用	雑用	雑用	雑用	
項目名	単位	測定結果								
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	－	－	－	0.003 以下
全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	－	－	－	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	－	－	－	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	－	－	－	0.02 以下
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	－	－	－	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	－	－	－	0.0005 以下
ＰＣＢ	mg/L	－	－	－	－	－	－	－	－	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	－	－	－	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	－	－	－	0.002 以下
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	－	－	－	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	－	－	－	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	－	－	－	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	－	－	－	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	－	－	－	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	－	－	－	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	－	－	－	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	－	－	－	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	－	－	－	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	－	－	－	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	－	－	－	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	4.7	2.0	2.9	3.2	1.6	0.25	0.11	0.06	10 以下
ふっ素	mg/L	<0.08	0.19	0.16	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.8 以下
ほう素	mg/L	<0.01	0.05	0.05	0.01	0.03	－	－	－	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	－	－	－	0.05 以下

注：1.「－」は出典に記載がないことを示す。
注：2.山都町の値は令和 4 年度の調査結果である。
出典：「令和 5 年度（2023 年度）水質調査報告書」（熊本県 HP、令和 7 年 9 月閲覧）
「令和 4 年度（2022 年度）水質調査報告書」（熊本県 HP、令和 7 年 9 月閲覧）

表 3.1-14(2)　地下水の水質測定結果（継続監視・令和 5 年度）

町　名		御船町	御船町	山都町	環境基準値
地区名		木倉	御船	下市	
用途区分		雑用	雑用	工業用	
項目名	単位	測定結果			
全シアン	mg/L	-	-	-	検出されないこと
鉛	mg/L	-	-	-	0.01 以下
砒素	mg/L	-	<0.005	-	0.01 以下
クロロエチレン	mg/L	-	-	<0.0002	0.002 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	-	-	<0.002	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	-	-	<0.008	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	-	-	-	1 以下
トリクロロエチレン	mg/L	-	-	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	-	-	0.0060	0.01 以下
ベンゼン	mg/L	-	-	-	0.01 以下
セレン	mg/L	-	-	-	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	8.5	-	-	10 以下
ふっ素	mg/L	-	-	-	0.8 以下
ほう素	mg/L	-	-	-	1 以下

注：「-」は出典に記載がないことを示す。
出典：「令和 5 年度（2023 年度）水質調査報告書」（熊本県 HP、令和 7 年 9 月閲覧）

表 3.1-15　PFOS 及び PFOA 等の測定結果

調査地点	測定結果（mg/L）		調査年度
	PFOS 及び PFOA	PFHxS	
上水道天君水源（湧水）	<0.000005 未満	―	令和 7 年
上水道第 2 水源（浅井戸）	<0.000005 未満	―	令和 7 年
上水道第 3 水源（深井戸）	<0.000005 未満	―	令和 7 年
上野七滝簡易水道七滝水源（湧水）	<0.000005 未満	―	令和 7 年
上野七滝簡易水道吉無田水源（湧水）	<0.000005 未満	―	令和 7 年
上野七滝簡易水道上梅木水源（表流水）	<0.000005 未満	―	令和 7 年
水越簡易水道田畑水源（深井戸）	<0.000005 未満	―	令和 7 年
水越簡易水道大内水源（表流水）	<0.000005 未満	―	令和 7 年
浅の藪簡易水道浅の藪水源（湧水）	<0.000005 未満	―	令和 7 年
御船町豊秋	0.000005	<0.000002	令和 6 年
目標値（暫定）	0.00005 以下	―	―

出典：「御船町上水道の水質検査（PFOS,PFOA)結果について」（御船町 HP、令和 7 年 10 月閲覧）
「有機フッ素化合物（PFOS 及び PFOA 等）の水質調査結果について」
（熊本県 HP、令和 7 年 10 月閲覧）

(4) 水質汚濁に係る苦情の発生状況

水質汚濁に係る苦情件数は、令和 5 年度の山都町で 1 件であり、その内訳は、製造業あった。

「熊本県環境保全課提供資料」（令和 7 年 9 月）

3.1.3 土壌及び地盤の状況

(1) 土壌の状況

対象事業実施区域周辺における土壌の状況を図 3.1-8 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺には褐色森林土、未熟土、黒ボク土及び灰色低地土等が分布している。

(2) 土壌汚染の状況

対象事業実施区域及びその周辺には要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はない。

出典：「熊本県域（熊本市域を除く。）における要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況について」（熊本県 HP、令和 7 年 10 月閲覧）

(3) 地盤沈下の状況

「令和 5 年度全国の地盤沈下の概況」（環境省、令和 7 年）によると、令和 5 年度において対象事業実施区域及びその周辺での地盤沈下は報告されていない。

出典：「令和 5 年度全国の地盤沈下の概況」（環境省 HP、令和 7 年 10 月閲覧）

(4) 土壌汚染、地盤沈下に係る苦情の発生状況

令和 5 年度における土壌汚染・地盤沈下に係る苦情件数は、上益城郡で 0 件であった。

出典：「熊本県環境保全課提供資料」（令和 7 年 9 月）

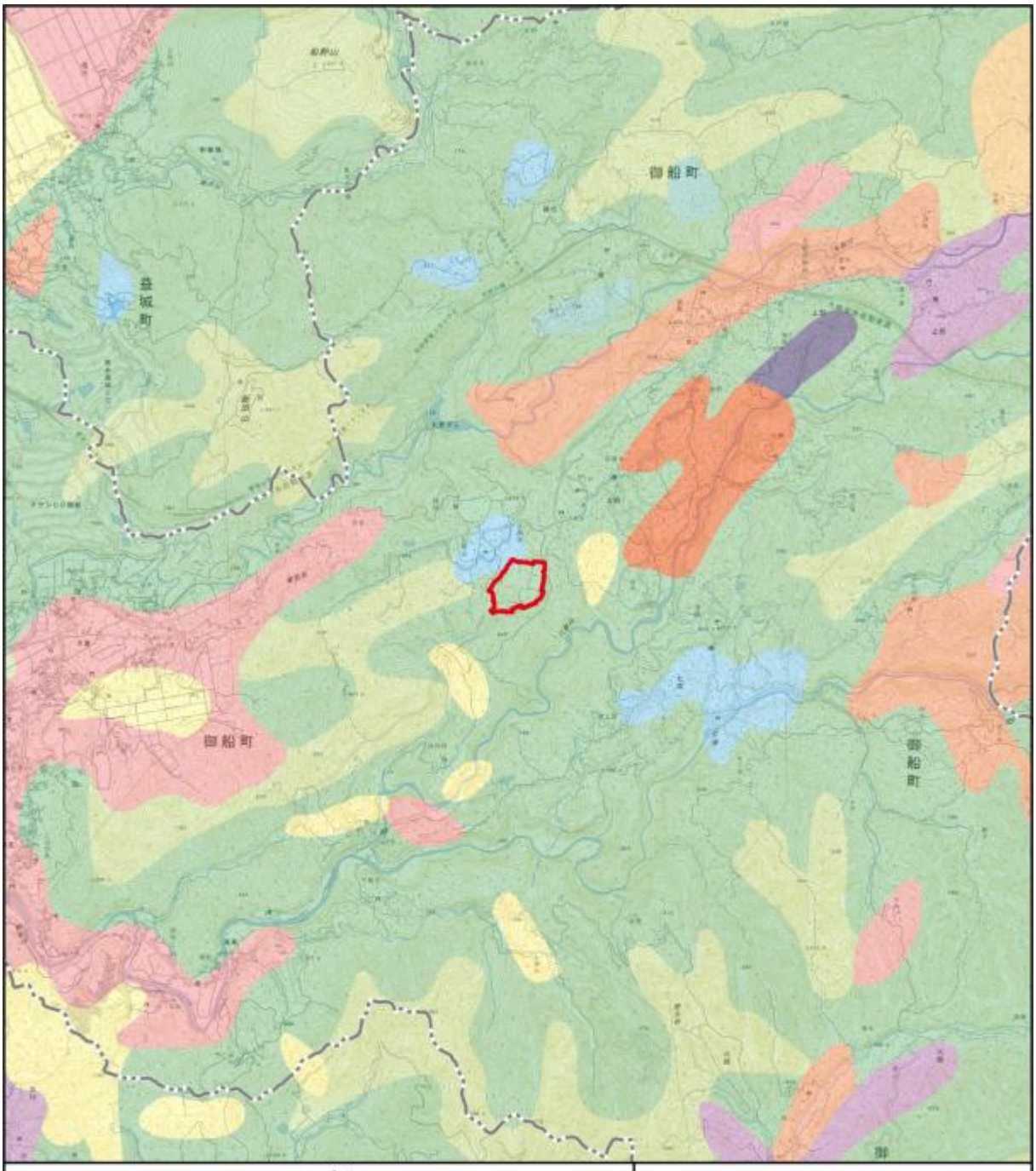

図 3.1-8　調査対象地域の土壌図

3.1.4 地形及び地質の状況

(1) 地形の状況

① 地形の分布状況

対象事業実施区域及びその周辺における色別標高図を図 3.1-9 に、地形断面を図 3.1-10 に、地形分類図を図 3.1-11 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺には山地、火山地、低地及びローム台地等が分布している。

② 重要な地形の分布状況

対象事業実施区域及びその周辺には、「日本の地形レッドデータブック（小泉武栄・青木賢人編）」（古今書院、平成 12 年・平成 14 年）及び、「日本の典型地形について」（国土地理院 HP、令和 7 年 10 月閲覧）に記載されている地形はない。

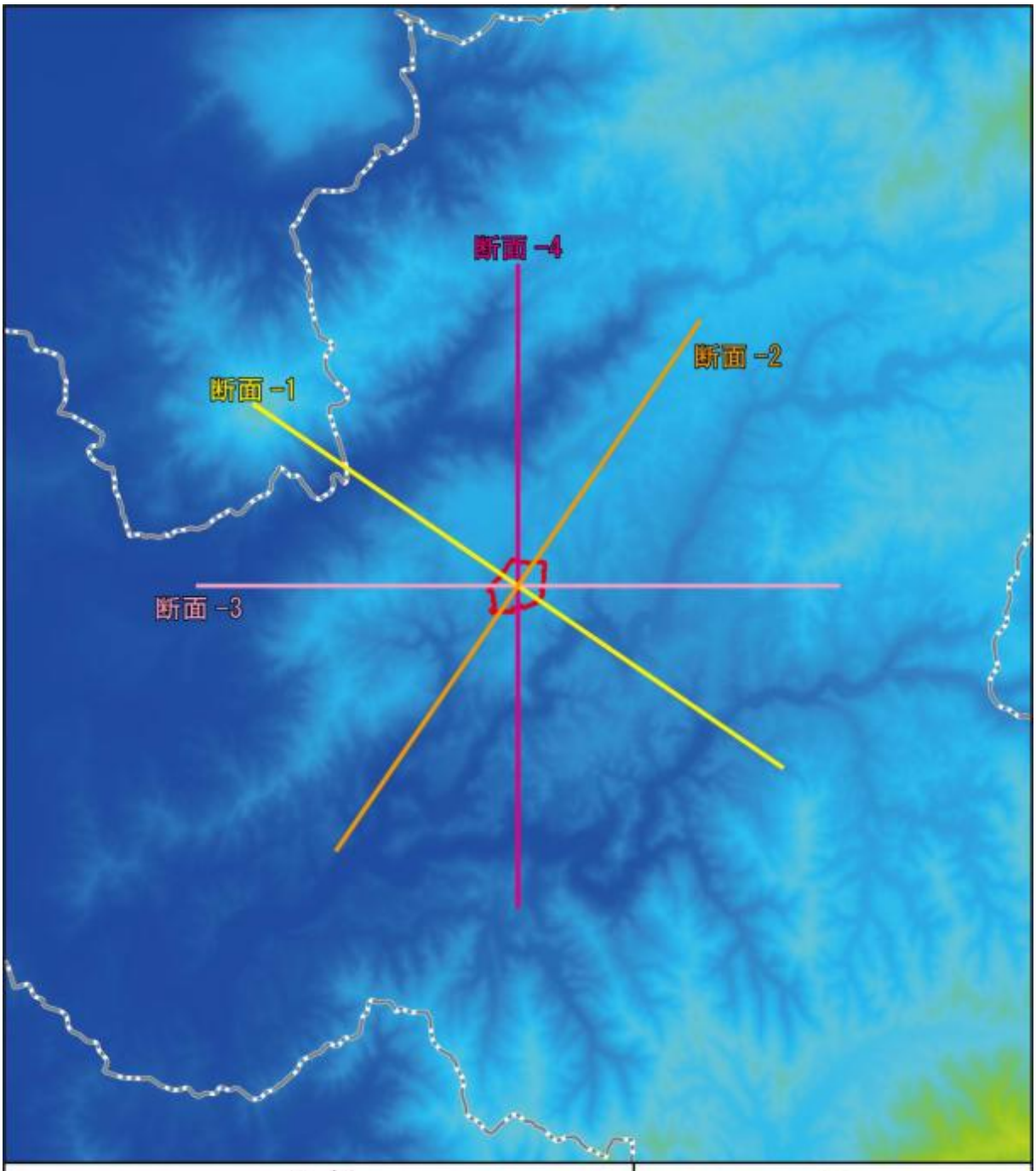

図 3.1-9　調査対象地域の色別標高と縦・横断面位置

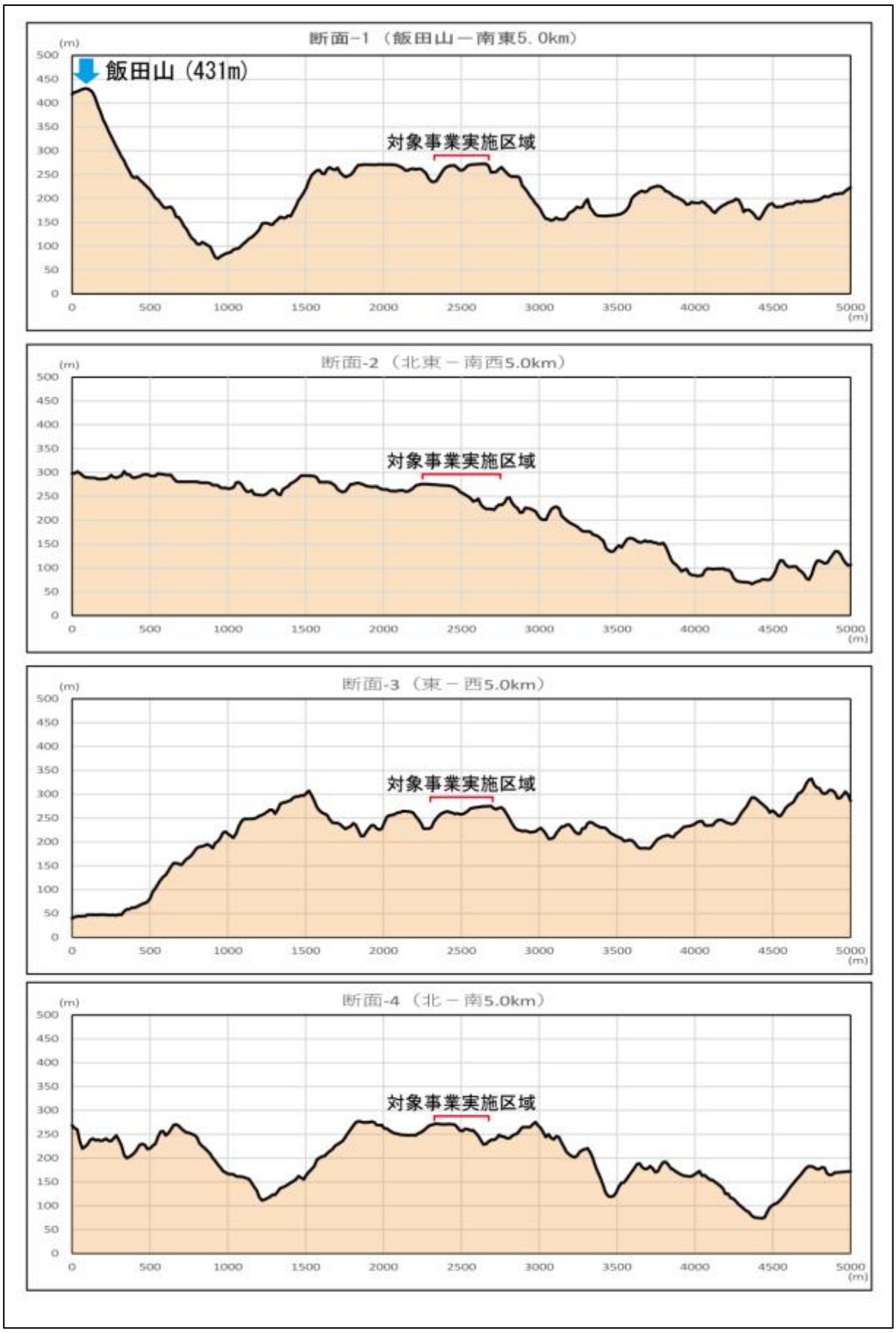

図 3.1-10　調査対象地域の地形断面

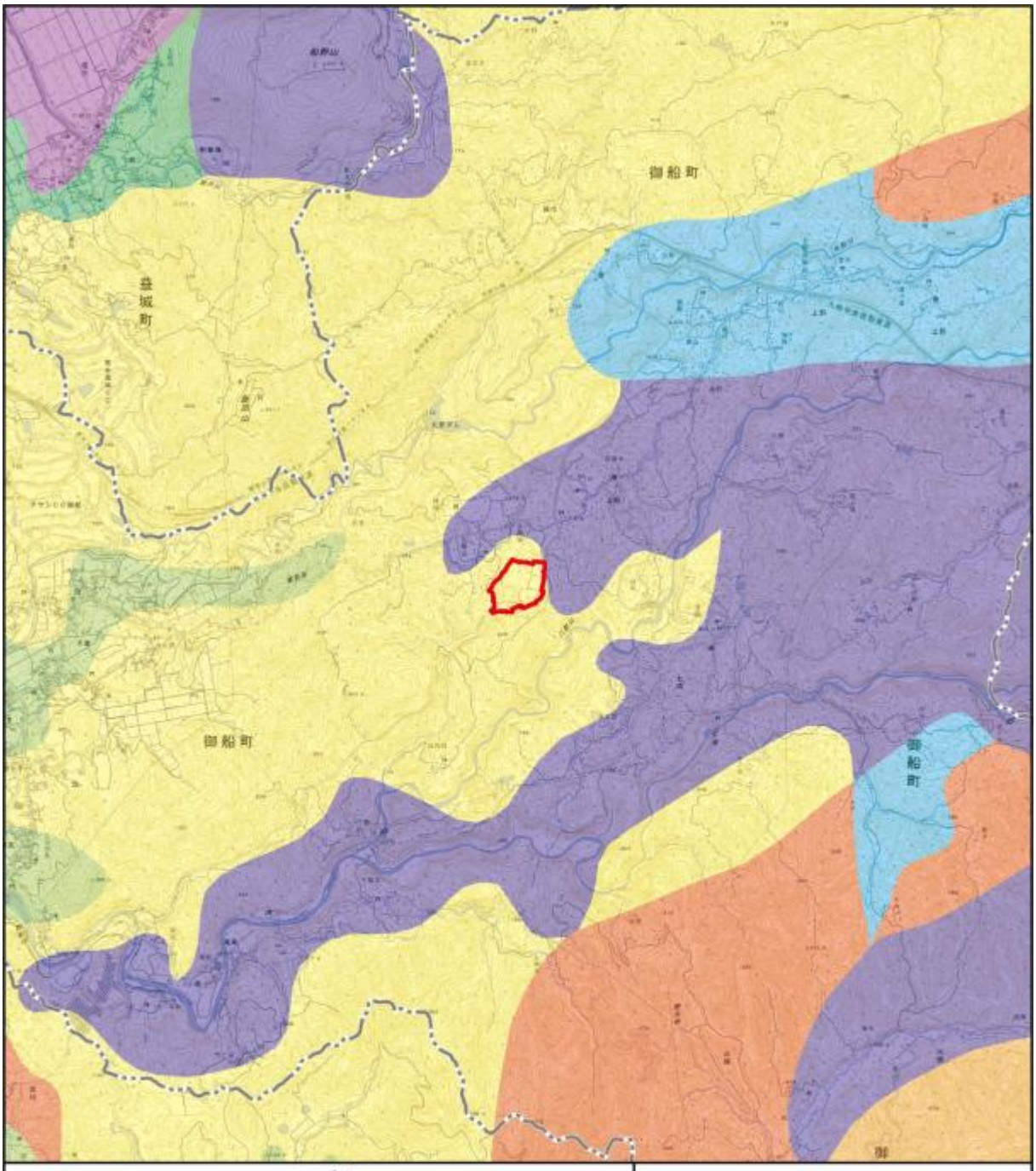

図 3.1-11　調査対象地域の地形分類図

(2) 地質の状況

① 表層地質の状況

対象事業実施区域周辺における表層地質の状況を図 3.1-12 に示す。

対象事業実施区域周辺には熔結凝灰岩（旧期阿蘇熔岩）、泥岩（頁岩・粘板岩）等が分布している。

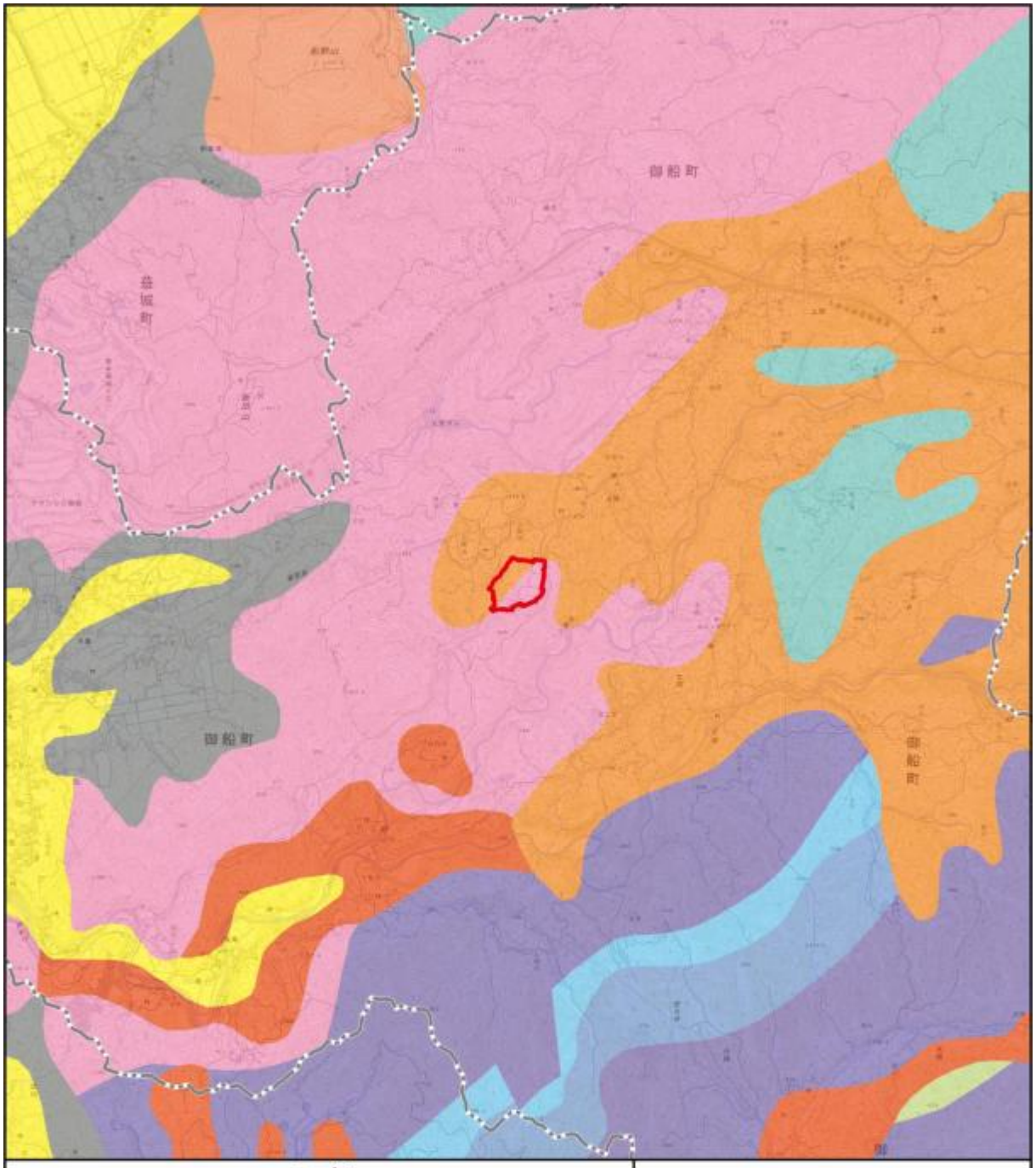

図 3.1-12　調査対象地域の表層地質図

(3) 活断層の状況

地震調査研究推進本部事務局（文部科学省研究開発局地震・防災研究課）が公表している熊本県とその周辺の主な被害地震図を図 3.1-13 に、今後 30 年間に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率等を示した調査対象地域の地震発生確率と活断層の位置を図 3.1-14 に示す。

対象事業実施区域より北西約 4km の位置には活断層が分布しており、対象事業実施区域の「今後 30 年間に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率」は 3～6%とされている。

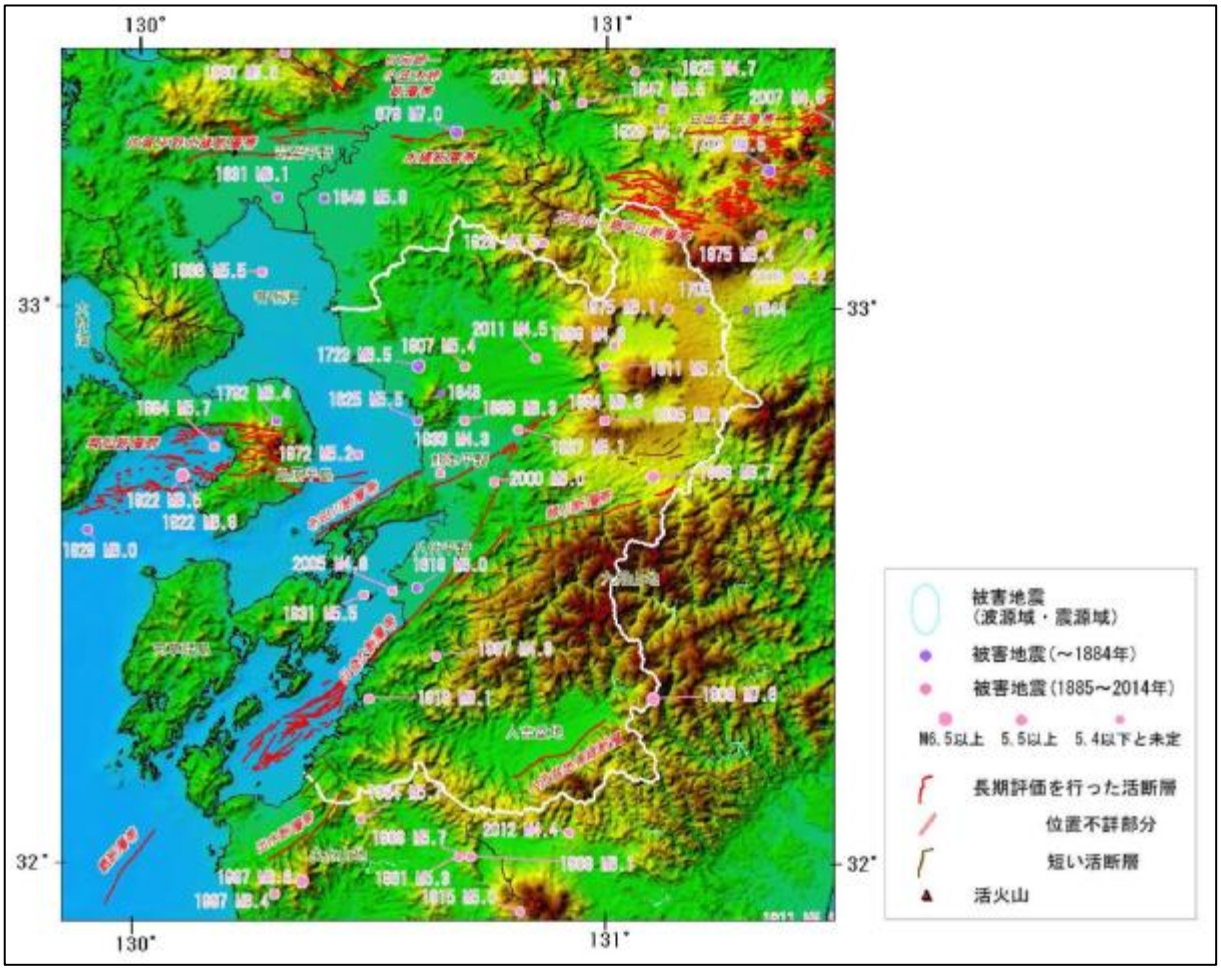

図 3.1-13　熊本県とその周辺の活断層と主な被害地震

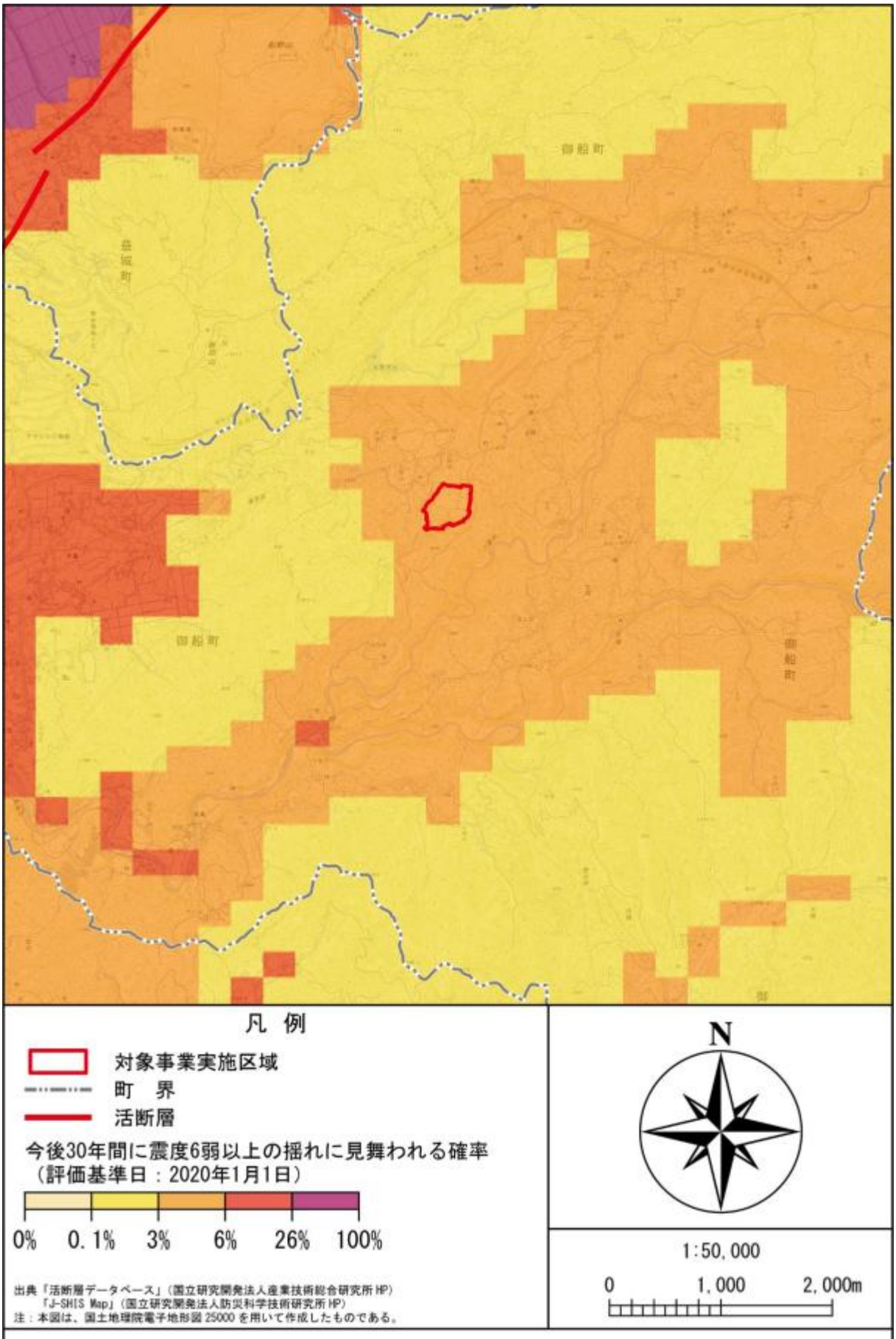

図 3.1-14　調査対象地域の地震発生確率と活断層の位置

3.1.5 動物・植物の状況

対象事業実施区域及びその周辺に生息・生育する動植物及び植生、生態系の状況を把握するため、表 3.1-16 に示す既往文献を収集整理した。なお、既往文献による調査範囲は御船町及び益城町とした。

表 3.1-16　動植物に関する既往文献

No.	文献名	収集した市町村等
1	レッドデータブックくまもと 2019-熊本県の絶滅のおそれのある野生動植物-	御船町、益城町、熊本県内
2	第 2 回自然環境保全基礎調査　熊本県動植物分布図 （環境省自然環境局生物多様性センター、昭和 53～55 年）	御船町、益城町
3	第 3 回自然環境保全基礎調査　動植物分布調査 （環境省自然環境局生物多様性センター、昭和 58～63 年）	御船町、益城町
4	第 4 回自然環境保全基礎調査　動植物分布調査 （環境省自然環境局生物多様性センター、昭和 63～平成 5 年）	御船町、益城町
5	第 5 回自然環境保全基礎調査　生物多様性調査 （環境省自然環境局生物多様性センター、平成 5～11 年）	御船町、益城町
6	第 6 回自然環境保全基礎調査　種の多様性調査 （環境省自然環境局生物多様性センター、平成 11～17 年）	御船町、益城町
7	第 2 回自然環境保全基礎調査　特定植物群落調査 （環境省自然環境局生物多様性センター、昭和 53～55 年）	御船町、益城町
8	第 3 回自然環境保全基礎調査　特定植物群落調査 （環境省自然環境局生物多様性センター、昭和 58～63 年）	御船町、益城町
9	第 4 回自然環境保全基礎調査　巨樹・巨木林調査 （環境省自然環境局生物多様性センター、昭和 63～平成 5 年）	御船町、益城町
10	第 5 回自然環境保全基礎調査　特定植物群落調査 （環境省自然環境局生物多様性センター、平成 5～7 年）	御船町、益城町
11	第 6 回自然環境保全基礎調査　巨樹・巨木林調査 （環境省自然環境局生物多様性センター、平成 11～17 年）	御船町、益城町
12	第 6 回・第 7 回自然環境保全基礎調査　植生調査 （環境省自然環境局生物多様性センター、平成 13～21 年）	御船町、益城町
13	ガンカモ類の生息調査 （環境省自然環境局生物多様性センター、平成 6～令和 2 年）	御船町、益城町
14	日本の動物分布図集 （環境省自然環境局生物多様性センター、昭和 53～平成 22 年）	御船町、益城町
15	熊本県鳥類誌　熊本県産鳥類目録（日本野鳥の会、平成 28 年）	御船町、益城町
16	くまもと 自然に生きる鳥たち（熊本県、昭和 63 年）	御船町、益城町
17	熊本県の野鳥（熊本県林務水産部森林保全課、平成 8 年）	御船町、益城町
18	くまもとの野鳥 写真図鑑（日本野鳥の会　熊本県支部、平成 21 年）	御船町、益城町
19	熊本の自然そして両生類の性分化（熊本日日新聞情報文化センター、平成元年）	御船町、益城町
20	くまもとホタルの里 100 選－日本一のホタルの里作り－ （熊本県ホタルを育てる会、平成 3 年）	御船町、益城町
21	河川水辺の国勢調査 緑川　魚類(国土交通省、平成 26 年)	御船町
22	熊本の植物－熊本の風土とこころ 1－（熊本日日新聞社、昭和 48 年）	御船町、益城町
23	熊本の動物－熊本の風土とこころ 2－（熊本日日新聞社、昭和 49 年）	御船町、益城町
24	熊本県植物誌（熊本県記念植物採集会、昭和 44 年）	御船町、益城町、熊本県内
25	熊本県記念植物採集会会報 BOTANY（熊本記念植物採集会、平成 25 年～令和 4 年）	御船町、益城町
26	熊本昆虫同好会報（熊本昆虫同好会、平成 17 年～平成 26 年）	御船町、益城町
27	くまもとの哺乳類（熊本野生生物研究会、平成 27 年）	御船町、益城町
28	くまもと自然大百科（熊本日日新聞社、平成 7 年）	御船町、益城町
29	国指定文化財等データベース（文化庁）	御船町、益城町
30	熊本県天然記念物（熊本県）	御船町、益城町
31	御船町地域連携保全活動計画に基づく希少植物等の基礎調査報告書（東海大学　長野克也、令和 4 年 3 月）	御船町

注：№2～12 の「自然環境保全基礎調査」は、御船町及び益城町を含む、約 10km 四方ﾒｯｼｭの結果を抽出した。

(1) 動物相の状況

対象事業実施区域及びその周辺の動物相の概要を表 3.1-17 に示す。対象事業実施区域及びその周辺では、哺乳類 21 種、爬虫類・両生類 10 種、鳥類 171 種、昆虫類 220 種、魚類 20 種、底生動物 7 種、陸産貝類 39 種の合計 488 種が確認されている。

表 3.1-17　動物相の概要

分類	確認種数等	主な確認種
哺乳類	7 目 12 科 21 種	ジネズミ、ユビナガコウモリ、ニホンザル、ノウサギ、アカネズミ、タヌキ、キツネ、テン、イタチ、イノシシ　等
爬虫類・両生類	3 目 7 科 10 種	ニホンヤモリ、シマヘビ、カスミサンショウウオ、アカハライモリ、トノサマガエル、ウシガエル、ヌマガエル　等
鳥類	19 目 51 科 171 種	カルガモ、キジバト、コゲラ、トビ、ノスリ、モズ、シジュウカラ、ヒバリ、コシアカツバメ、ウグイス、メジロ、カワガラス、キセキレイ、ホオジロ　等
昆虫類	5 目 33 科 220 種	ホンサナエ、アオマツムシ、クマゼミ、ツバキヒラタケシキスイ、スジグロチャバネセセリ、ベニシジミ、フトスジエダシャク、ウスアオエダシャク、クヌギカレハ、スカシコケガ　等
魚類	5 目 7 科 20 種	ニホンウナギ、ギンブナ、オイカワ、ムギツク、カマツカ、アユ、ドンコ、ウキゴリ　等
底生動物	3 目 6 科 7 種	カワニナ、ホラアナミジンニナ、ヤマトヌマエビ、スジエビ、モクズガニ　等
陸産貝類	3 目 13 科 39 種	ゴマオカタニシ、ヤマタニシ、シリブトゴマガイ、キセルガイモドキ、イシカワギセル、ヒメベッコウガイ、シメクチマイマイ、チクヤケマイマイ　等
合計		488 種

注：表 3.1-16 に示す既往文献をもとに、御船町及び益城町で確認されている種を抽出した。

(2) 動物の重要な種及び注目すべき生息地の状況

① 動物の重要な種

対象事業実施区域及びその周辺で確認された種、あるいは詳細な分布が不明で「熊本県内」と記載されている種のうち、下記の法令、資料に指定、掲載されている重要な種は、表 3.1-18 に示す哺乳類 13 種、両生類 5 種、爬虫類 0 種、鳥類 56 種、昆虫類 29 種、魚類 7 種、底生動物 4 種、陸産貝類 15 種の計 129 種であった。

【重要な種の選定基準】

①「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）により天然記念物に指定されている種

②「熊本県文化財保護条例」（昭和 51 年条例第 48 号）により天然記念物に指定されている種

③「御船町文化財保護条例」（昭和 46 年 4 月 1 日 条例第 13 号）、「益城町文化財保護条例」（昭和 51 年 9 月 25 日 条例第 21 号）により天然記念物に指定されている種

④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）で指定されている種

⑤「環境省レッドリスト 2020」（環境省、令和 2 年）の掲載種

⑥「レッドリストくまもと 2024　-熊本県の絶滅のおそれのある野生動植物-」（令和 6 年 10 月 熊本県環境生活部自然保護課）の掲載種

表 3.1-18(1)　対象事業実施区域及びその周辺で確認された動物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	⑥
1	哺乳類	トガリネズミ	ジネズミ						AN
2		キクガシラコウモリ	コキクガシラコウモリ						NT
3		ヒナコウモリ	モモジロコウモリ						AN
4			ノレンコウモリ					VU	VU
5			ユビナガコウモリ						NT
6			コテングコウモリ						VU
7			テングコウモリ						VU
8		オヒキコウモリ	オヒキコウモリ					VU	VU
9		リス	ムササビ						NT
10		ネズミ	スミスネズミ						AN
11			ハタネズミ						AN
12		イタチ	イタチ						VU
13		ウシ	カモシカ	特天				LP	CR
14	両生類	サンショウウオ	カスミサンショウウオ					VU	NT
15		イモリ	アカハライモリ					NT	NT
16		アカガエル	ニホンアカガエル						NT
17			トノサマガエル					NT	NT
18		アオガエル	カジカガエル						NT
19	鳥類	カモ	オシドリ					DD	AN
20			トモエガモ					VU	VU
21			アカハジロ					DD	AN
22		キジ	アカヤマドリ						EN
23			ウズラ					VU	CR
24		ヨタカ	ヨタカ					NT	CR
25		カッコウ	ジュウイチ						EN
26			ツツドリ						EN
27			カッコウ						NT
28		ハト	カラスバト	国天				NT	VU
29		クイナ	ヒクイナ					NT	NT
30		ツル	マナヅル				国際	VU	NT
31			ナベヅル				国際	VU	NT
32		チドリ	ケリ					DD	AN
33			イカルチドリ						VU
34			シロチドリ					VU	VU
35		タマシギ	タマシギ					VU	EN
36		シギ	コシャクシギ				国際	EN	EN
37			ハマシギ					NT	NT
38			タカブシギ					VU	VU
39			ツルシギ					VU	VU
40		カモメ	コアジサシ				国際	VU	EN
41		コウノトリ	コウノトリ	特天			国内	CR	AN
42		サギ	ヨシゴイ					NT	CR
43			ササゴイ						EN
44			チュウサギ					NT	NT
45		ミサゴ	ミサゴ					NT	DD
46		タカ	ハチクマ					NT	CR
47			クマタカ				国内	EN	VU
48			イヌワシ	国天			国内	EN	CR
49			ツミ						VU
50			ハイタカ					NT	NT

表 3.1-18(2)　対象事業実施区域及びその周辺で確認された動物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	⑥
51	鳥類	タカ	オオタカ					NT	NT
52			チュウヒ				国内	EN	EN
53			ハイイロチュウヒ						NT
54			サシバ					VU	EN
55			ノスリ						LP
56		フクロウ	アオバズク						EN
57			コミミズク						NT
58		ブッポウソウ	ブッポウソウ					EN	CR
59		キツツキ	オオアカゲラ						EN
60		ハヤブサ	ハヤブサ				国内	VU	VU
61		サンショウクイ	サンショウクイ					VU	CR
62		カササギヒタキ	サンコウチョウ						VU
63		シジュウカラ	コガラ						VU
64		ツバメ	コシアカツバメ						VU
65		ムシクイ	センダイムシクイ						NT
66			メボソムシクイ						CR
67			オオムシクイ					DD	AN
68		ゴジュウカラ	ゴジュウカラ						VU
69		ヒタキ	クロツグミ						EN
70			コサメビタキ						EN
71			オオルリ						NT
72		セキレイ	ビンズイ						LP
73		ホオジロ	ホオアカ						AN
74			カシラダカ						NT
75	昆虫類	カワトンボ	アオハダトンボ					NT	VU
76			ニホンカワトンボ						EN
77		ヤンマ	ネアカヨシヤンマ					NT	CR
78			アオヤンマ					NT	CR
79			マルタンヤンマ						AN
80		サナエトンボ	ホンサナエ						DD
81		ムカシヤンマ	ムカシヤンマ						EN
82		エゾトンボ	トラフトンボ						AN
83		トンボ	ベッコウトンボ				国内	CR	DD
84		コオイムシ	タガメ				特定	VU	CR
85		コガネムシ	キョウトアオハナムグリ						NT
86		カミキリムシ	トラフカミキリ						VU
87		セセリチョウ	ギンイチモンジセセリ					NT	AN
88			スジグロチャバネセセリ					NT	
89			ヘリグロチャバネセセリ						NT
90		シロチョウ	ヒメシロチョウ					EN	EN
91		シジミチョウ	ウラキンシジミ						VU
92			オオミドリシジミ						VU
93			ウラジロミドリシジミ						CR
94			クロシジミ					EN	
95			ゴマシジミ					EN	CR
96		タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン					VU	NT
97			ウラギンヒョウモン						AN
98			ホシミスジ						VU
99			オオムラサキ						NT
100			ウラナミジャノメ					VU	NT

表 3.1-18(3)　対象事業実施区域及びその周辺で確認された動物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	⑥
101	昆虫類	タテハチョウ	キマダラモドキ					NT	VU
102			ヒメキマダラヒカゲ						EN
103		スズメガ	ヒメスズメ					NT	NT
104	魚類	ヤツメウナギ	スナヤツメ南方種					VU	NT
105		ウナギ	ニホンウナギ					EN	NT
106		コイ	アブラボテ					NT	NT
107			カネヒラ						VU
108			カワヒガイ					NT	NT
109		ドジョウ	ドジョウ					NT	NT
110			ヤマトシマドジョウ					VU	
111	底生	ミズツボ	ホラアナミジンニナ					VU	EN
112	動物	イシガイ	マツカサガイ広域分布種					NT	VU
113		ヌマエビ	ヤマトヌマエビ						NT
114			ミナミヌマエビ						NT
115	陸産	ゴマオカタニシ	ゴマオカタニシ					NT	
116	貝類	ゴマガイ	シリブトゴマガイ					VU	NT
117		キセルガイモドキ	キセルガイモドキ						VU
118		キセルガイ	カタギセル					NT	NT
119			アメイロギセル						NT
120			イシカワギセル				国内	CR+EN	CR
121			トサギセル					NT	NT
122		オオコウラナメクジ	オオコウラナメクジ					NT	VU
123			ウメムラシタラガイ					NT	NT
124			タカキビ					NT	
125			テラマチベッコウ					NT	NT
126			レンズガイ					VU	NT
127		ナンバンマイマイ	シメクチマイマイ						NT
128			コベソマイマイ						NT
129		オナジマイマイ	チクヤケマイマイ						EN

【準拠目録】

各分類の種名及び配列は原則として以下に準拠した。

哺乳類：「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省、令和 6 年）
両生類：「日本産爬虫両生類標準和名」（日本爬虫両棲類学会、令和 4 年）
鳥類：「日本鳥類目録 改訂第 8 版」（日本鳥学会、令和 6 年）
昆虫類：「日本産野生生物目録 無脊椎動物編Ⅱ」（環境庁、平成 7 年）
魚類：「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省、令和 6 年）
底生動物：「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省、令和 6 年）
陸産貝類：「日本産野生生物目録 無脊椎動物編Ⅱ」（環境庁、平成 7 年）

【重要な種の選定基準】

①「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）により天然記念物に指定されている種
　特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物
②「熊本県文化財保護条例」（昭和 51 年条例第 48 号）により天然記念物に指定されている種
　県天：県指定天然記念物
③「御船町文化財保護条例」（昭和 46 年 4 月 1 日 条例第 13 号）、「益城町文化財保護条例」（昭和 51 年 9 月 25 日 条例第 21 号）により天然記念物に指定されている種　町天：町指定天然記念物
④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）で指定されている種
　国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
⑤「環境省レッドリスト 2020」（環境省、令和 2 年）の掲載種
　EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群
⑥「レッドリストくまもと 2024　-熊本県の絶滅のおそれのある野生動植物-」（令和 6 年 10 月 熊本県環境生活部自然保護課）の掲載種
　EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群、AN：要注目種

② 動物の注目すべき生息地

対象事業実施区域及びその周辺で確認された動物のうち、下記の法令、資料に指定、掲載されている注目すべき生息地を表 3.1-19 及び図 3.1-15 に示す。これによると、対象事業実施区域から北西約 1.5km の位置に鳥獣保護区があるが、対象事業実施区域には存在しない。

【注目すべき生息地の選定基準】

①「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号)、「熊本県文化財保護条例」（昭和 51 年条例第 48 号）に指定されている天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）に指定されている生息地等保護区

③「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」に指定されている重要な湿地

④「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省ホームページ）により指定されている重要度の高い湿地

⑤「環境省報道発表資料－希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の結果について－」（環境省ホームページ）に掲載されている生息分布地

⑥「環境省報道発表資料－オオタカ保護指針策定調査の結果について－」（環境省ホームページ）に掲載されている生息分布地

⑦「環境アセスメントデータベースセンシティビティマップ」（環境省ホームページ）により注意喚起レベルに指定されている重要種と集団飛来地

⑧「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）により指定されている国指定鳥獣保護区、熊本県鳥獣保護区

⑨「重要野鳥生息地（IBA)」（日本野鳥の会ホームページ）に掲載されている生息地

⑩「レッドリストくまもと 2024　-熊本県の絶滅のおそれのある野生動植物-」（令和 6 年 10 月 熊本県環境生活部自然保護課)に掲載されている生息地等保護区

⑪「生物多様性保全のカギになる重要な地域（KBA)」コンサベーション・インターナショナル・ジャパンホームページ）に指定されている危機性、非代替性のある重要な地域

⑫「第 2 回自然環境保全基礎調査　動物分布調査」（環境省自然環境局生物多様性センター、昭和 53～55 年)、「第 3 回自然環境保全基礎調査　動植物分布調査」（環境省自然環境局生物多様性センター、昭和 58～63 年)、「第 4 回自然環境保全基礎調査　動植物分布調査」（環境省自然環境局生物多様性センター、昭和 63～平成 5 年)、「第 5 回自然環境保全基礎調査　生物多様性調査」（環境省自然環境局生物多様性センター、平成 5～11 年)、「第 6 回自然環境保全基礎調査　種の多様性調査」（環境省自然環境局生物多様性センター、平成 11～17 年）に掲載されている重要な生息地

表 3.1-19　御船町及び益城町における注目すべき生息地の概要

名称、種名等	カテゴリー、内容等	選定基準
鳥獣保護区	上益城郡御船町及び益城町にまたがる区域に設定された鳥獣保護区（野鳥の森鳥獣保護区、面積 829ha）	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）

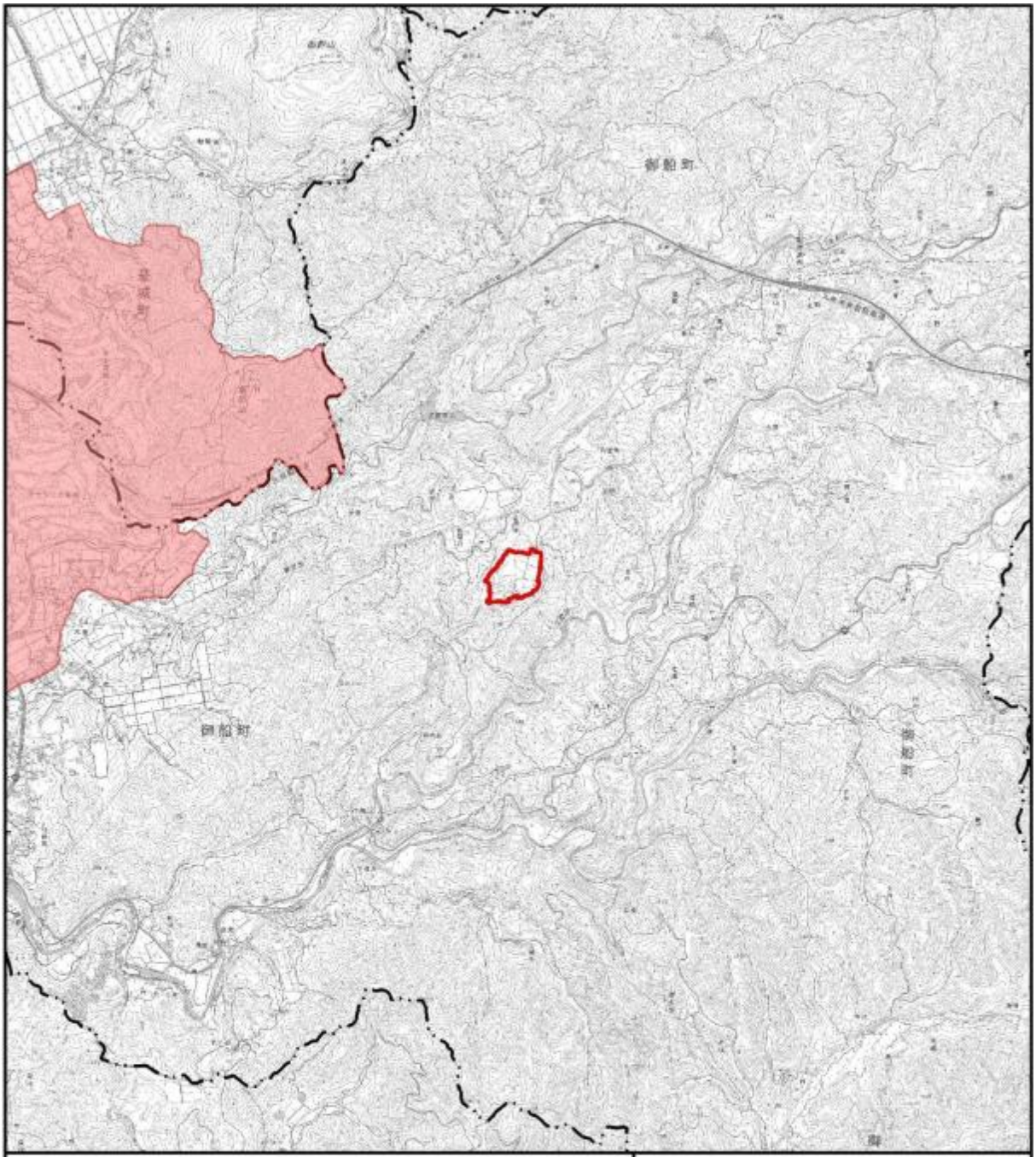

注：本図は、国土地理院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。

図 3.1-15　注目すべき生息地

(3) 植物相の状況

① 植物相

対象事業実施区域及びその周辺の植物相の概要を表 3.1-20 に示す。対象事業実施区域及びその周辺では、シダ植物門 131 種、種子植物門 1121 種の合計 1252 種が確認されている。

表 3.1-20　植物相の概要

分類	確認種数等	主な確認種
シダ植物門	29 科 131 種	マツバラン、スギナ、ゼンマイ、コシダ、イワヒメワラビ、タチシノブ、オオバノイノモトソウ、チャセンシダ、シシガシラ、イノデ、ホシダ、イヌワラビ、ノキシノブ、デンジソウ　等
種子植物門	156 科 1121 種	スギ、ヒノキ、ヤマモモ、アカメヤナギ、アカシデ、クヌギ、ムクノキ、イヌビワ、ヤブマオ、ミズヒキ、カワラナデシコ、アカザ、ヒナタイノコズチ、カゴノキ、センニンソウ、アオツヅラフジ、ヒサカキ、オランダガラシ、ウツギ、ノイバラ、クズ、ヌルデ、ツリフネソウ、ナワシログミ、タチツボスミレ、オオマツヨイグサ、ヤブニンジン、ヤマツツジ、ガガイモ、ヤエムグラ、カキドオシ、イヌホオズキ、ガマズミ、アメリカセンダングサ、チゴユリ、ヤマノイモ、メヒシバ、マムシグサ、ナキリスゲ、シュンラン　等
合計		1252 種

注：表 3.1-16 に示す既往文献をもとに、御船町及び益城町で確認されている種を抽出した。

② 植生

対象事業実施区域及びその周辺の植生の概要を表 3.1-21、図 3.1-16 及び図 3.1-17 に示す。対象事業実施区域及びその周辺において、木本群落としてはスギ・ヒノキ・サワラ植林が広く分布しており、そのほかシイ・カシ二次林、竹林、コナラ群落、クヌギ植林等がみられる。対象事業実施区域の東側に位置する八瀬川や、北東部に位置する木山川及び岩戸川には、自然草地のツルヨシ群集が分布する。その他、低木群落のメダケ群落、クズ群落等、二次草地の路傍・空地雑草群落等や、水田（水田雑草群落）及び畑（畑地雑草群落）等の耕作地が分布しており、ゴルフ場・芝地が一部に存在する。

対象事業実施区域には、シイ・カシ二次林及びコナラ群落等の木本群落、竹林が分布し、放棄水田雑草群落等の草地や、水田（水田雑草群落）及び畑（畑地雑草群落）及び果樹園等の耕作地が存在する。

また、対象事業実施区域には植生自然度 8 及び 7 の植生（木本群落）、植生自然度 2 の植生及び土地利用が分布しており、その他、植生自然度 3 の竹林や果樹園が存在する。

表 3.1-21　植生自然度と植生

植生自然度	植生
10	ツルヨシ群集
9	ミミズバイースダジイ群集
8	シイ・カシ二次林
7	コナラ群落（ⅤⅡ）
6	アカメガシワーカラスザンショウ群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林、クヌギ植林
5	メダケ群落、クズ群落、ネザサースススキ群集
4	伐採跡地群落（ⅤⅡ）、ゴルフ場・芝地、路傍・空地雑草群落、放棄畑雑草群落、放棄水田雑草群落
3	竹林、果樹園、茶畑
2	牧草地、畑地雑草群落、水田雑草群落、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地

【植生自然度出典】
「1/2.5 万植生図の新たな植生自然度について」（環境省自然環境局生物多様性センター、平成 28 年 3 月）

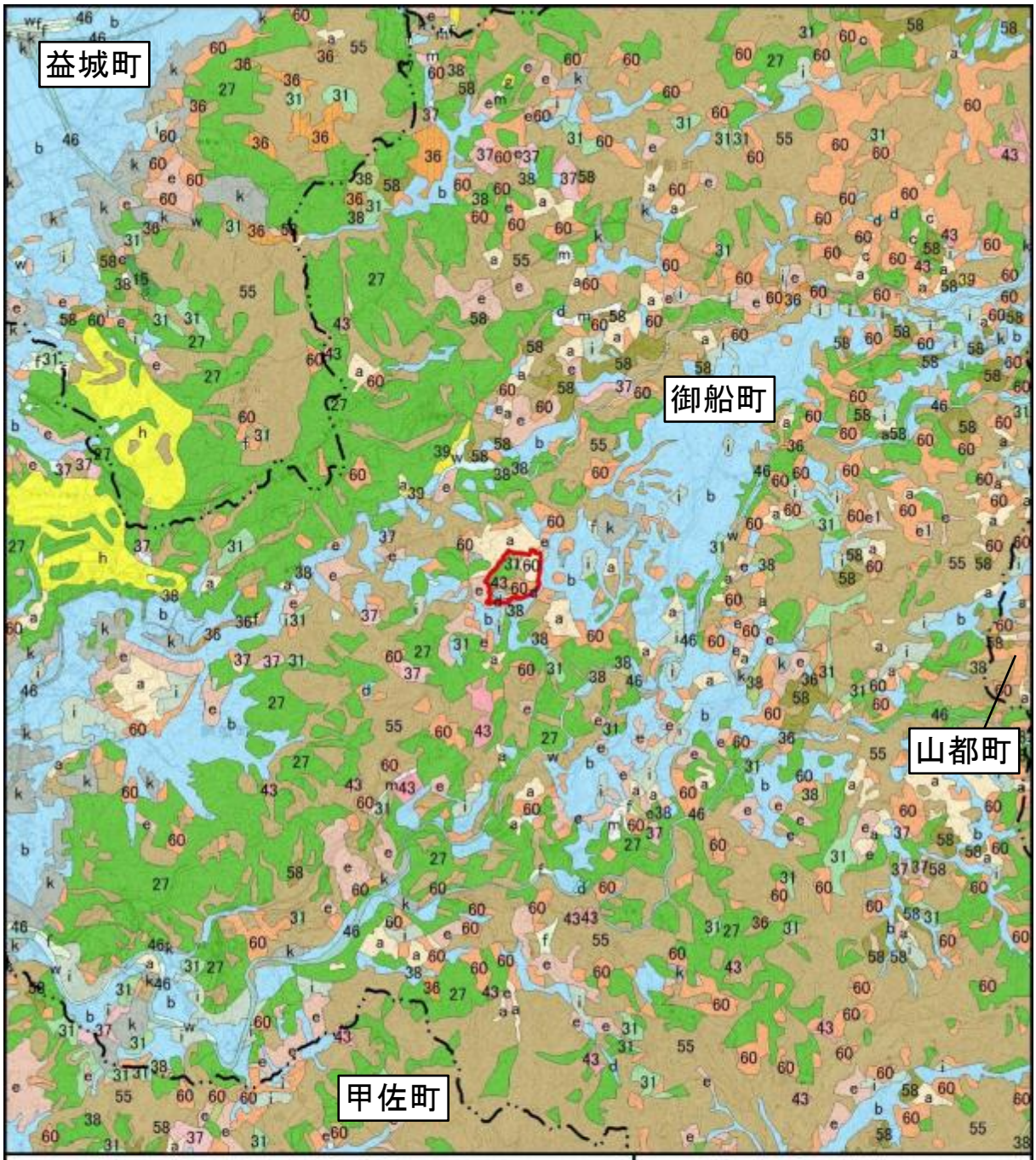

図 3.1-16　対象事業実施区域及びその周辺地域の現存植生図

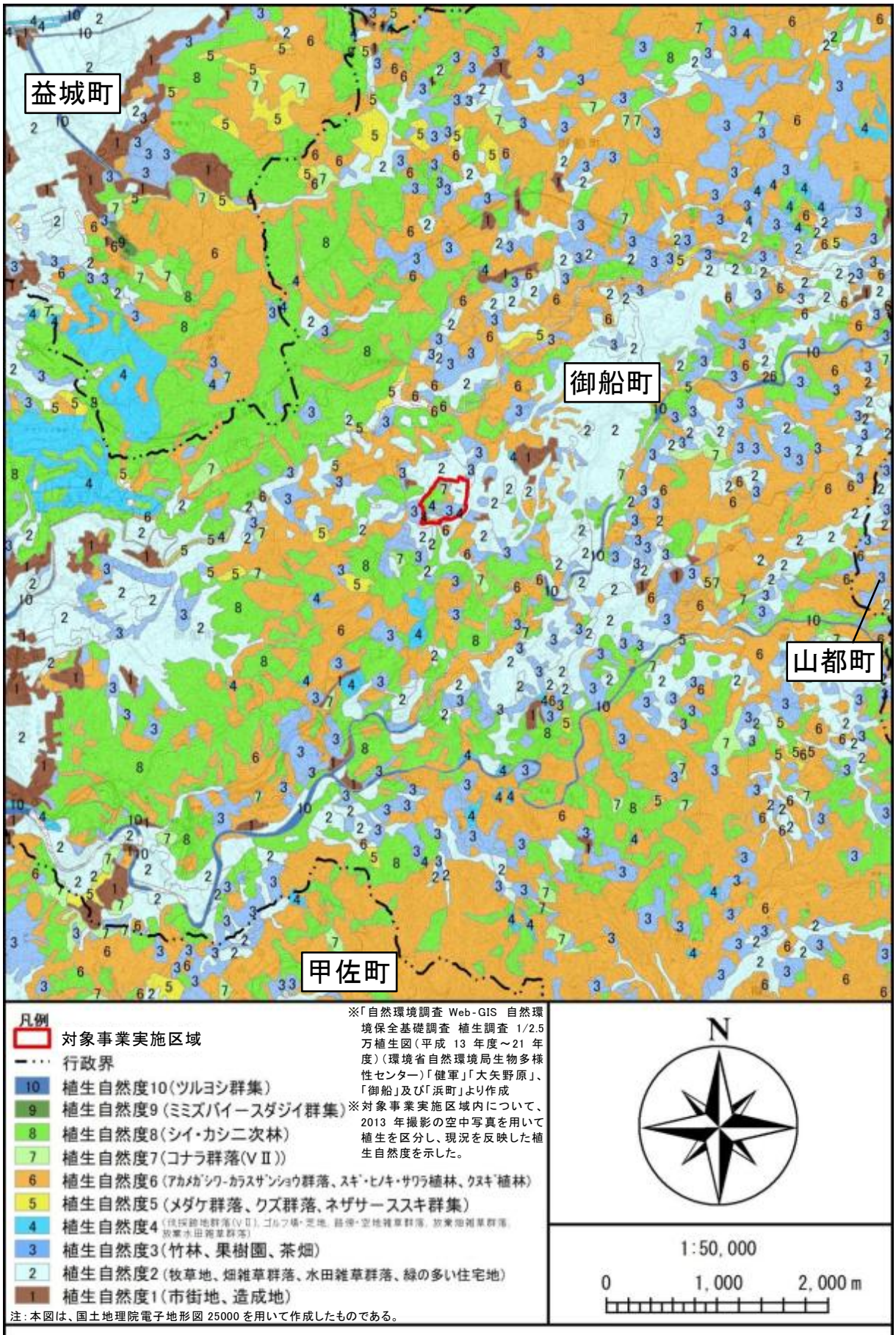

図 3.1-17　対象事業実施区域及びその周辺地域の植生自然度

③ 植物の重要な種

対象事業実施区域及びその周辺で確認された種、あるいは詳細な分布が不明で「熊本県内」と記載されている種のうち、下記の法令、資料に指定、掲載されている重要な種は、表 3.1-22 に示す計 118 種であった。

【重要な種の選定基準】

①「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）により天然記念物に指定されている種
②「熊本県文化財保護条例」（昭和 51 年条例第 48 号）により天然記念物に指定されている種
③「御船町文化財保護条例」（昭和 46 年 4 月 1 日 条例第 13 号)、「益城町文化財保護条例」（昭和 51 年 9 月 25 日 条例第 21 号）により天然記念物に指定されている種
④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）で指定されている種
⑤「環境省報道発表資料　第 5 次レッドリスト（植物・菌類）の公表について」（令和 7 年 3 月 18 日 環境省)の掲載種
⑥「レッドリストくまもと 2024　-熊本県の絶滅のおそれのある野生動植物-」（令和 6 年 10 月 熊本県環境生活部自然保護課)の掲載種

表 3.1-22(1)　対象事業実施区域及びその周辺で確認された植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	⑥
1	シダ植物	マツバラン	マツバラン					NT	VU
2		ハナヤスリ	ハマハナヤスリ						CR
3		ミズワラビ	エビガラシダ					VU	VU
4		オシダ	ギフベニシダ						VU
5			キヨスミオオクジャク						VU
6		メシダ	ミドリワラビ						EN
7		デンジソウ	デンジソウ					NT	CR
8		サンショウモ	サンショウモ					NT	CR
9		アカウキクサ	アカウキクサ					EN	CR
10	種子植物	イラクサ	オオサンショウソウ						DD
11		ヤドリギ	マツグミ						CR
12		タデ	コギシギシ					NT	NT
13		アカザ	ホソバノハマアカザ						NT
14		キンポウゲ	オキナグサ					NT	VU
15		スイレン	コウホネ						CR
16		マツモ	マツモ						DD
17		ドクダミ	ハンゲショウ						NT
18		ウマノスズクサ	オオバウマノスズクサ						NT
19			ウンゼンカンアオイ						NT
20		ボタン	ヤマシャクヤク					NT	NT
21		オトギリソウ	ツキヌキオトギリ					VU	EN
22		アブラナ	コイヌガラシ					NT	VU
23		ベンケイソウ	マルバマンネングサ						DD
24		ユキノシタ	ダイモンジソウ						NT
25		バラ	モリイバラ						NT
26			オオバライチゴ						CR
27		マメ	カワラケツメイ						NT
28			サイカチ						EN
29			イヌハギ					NT	EN
30			マキエハギ						NT
31			アカササゲ					EN	EN
32			フジ						VU
33		トウダイグサ	ニシキソウ						DD
34		アワブキ	アオカズラ					EN	NT
35		ブドウ	ウドカズラ						VU
36		スミレ	ヒナスミレ						VU
37		ミソハギ	ミズマツバ					NT	NT
38			ホザキキカシグサ					EN	EN
39		ヒシ	ヒメビシ					VU	CR
40		アカバナ	ミズユキノシタ						NT
41		セリ	ミシマサイコ					VU	EN
42			ハマゼリ						VU
43		サクラソウ	リュウキュウコザクラ						CR
44		イソマツ	ハマサジ					NT	VU
45		モクセイ	ウスギモクセイ					NT	
46		リンドウ	イヌセンブリ					NT	CR
47			ムラサキセンブリ					NT	VU
48		ミツガシワ	アサザ					NT	CR
49		ガガイモ	ロクオンソウ					VU	VU
50			フナバラソウ					NT	VU
51			スズサイコ					NT	VU

表 3.1-22(2)　対象事業実施区域及びその周辺で確認された植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	⑥
52	種子植物	アカネ	コバンムグラ					EN	CR
53			イナモリソウ						NT
54		ヒルガオ	マメダオシ					EN	EX
55		クマツヅラ	ハマゴウ						NT
56		シソ	カワミドリ						VU
57			ミズネコノオ					NT	CR
58			メハジキ						NT
59			シロネ						CR
60			ミゾコウジュ					NT	
61		ゴマノハグサ	ホソバヒメトラノオ					EN	VU
62			イヌノフグリ					NT	EN
63			カワヂシャ					NT	NT
64		タヌキモ	タヌキモ					NT	
65			ミミカキグサ						NT
66		キキョウ	ツルギキョウ					VU	EN
67			サワギキョウ						NT
68			キキョウ					NT	CR
69		キク	アソノコギリソウ					NT	AN
70			フクド					NT	VU
71			センダングサ						DD
72			ヤナギアザミ						VU
73			イズハハコ					NT	EN
74			タカサブロウ						NT
75			ウスベニニガナ						DD
76			オグルマ						DD
77			ホソバオグルマ					VU	AN
78			タカサゴソウ					VU	DD
79			ヒナヒゴタイ				国内	VU	CR
80			ヤブレガサ						VU
81			オナモミ					VU	EX
82		トチカガミ	クロモ						DD
83			トチカガミ					NT	CR
84			ミズオオバコ					NT	VU
85		ヒルムシロ	ヒルムシロ						NT
86		ユリ	ノヒメユリ					VU	VU
87			ホトトギス						VU
88		ヤマノイモ	タチドコロ						NT
89		ミズアオイ	ミズアオイ					NT	CR
90		ホシクサ	オオホシクサ						CR
91			ホシクサ						NT
92		イネ	ウンヌケモドキ					NT	EN
93			ウキシバ						CR
94			ウシクサ						NT
95		サトイモ	ショウブ						NT
96			マムシグサ						DD
97		ミクリ	ミクリ					NT	VU
98			ヤマトミクリ					NT	VU
99		カヤツリグサ	イトテンツキ					NT	NT
100			シオクグ						NT
101			シカクイ						NT
102			コイヌノハナヒゲ						NT
103			ヒメカンガレイ					VU	EN

表 3.1-22(3)　対象事業実施区域及びその周辺で確認された植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	⑥
104	種子	ラン	ムギラン					NT	NT
105	植物		エビネ					NT	VU
106			ナツエビネ					VU	NT
107			キエビネ					VU	EN
108			サルメンエビネ					VU	CR
109			ギンラン						VU
110			キンラン					NT	NT
111			カンラン					CR	CR
112			クマガイソウ					VU	CR
113			カキラン						NT
114			ダイサギソウ					EN	CR
115			ムカゴソウ					VU	NT
116			フウラン					NT	EN
117			ヨウラクラン						VU
118			ウチョウラン					NT	EN

【準拠目録】
種名及び配列は原則として「自然環境保全基礎調査　植物目録 1987」（環境庁、昭和 63 年）に準拠した。

【重要な種の選定基準】
①「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）により天然記念物に指定されている種
特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物
②「熊本県文化財保護条例」（昭和 51 年条例第 48 号）により天然記念物に指定されている種
県天：県指定天然記念物
③「御船町文化財保護条例」（昭和 46 年 4 月 1 日 条例第 13 号）、「益城町文化財保護条例」（昭和 51 年 9 月 25 日 条例第 21 号）により天然記念物に指定されている種
町天：町指定天然記念物
④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）で指定されている種
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
⑤「環境省報道発表資料　第 5 次レッドリスト（植物・菌類）の公表について」（令和 7 年 3 月 18 日 環境省）の掲載種
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群
⑥「レッドリストくまもと 2024　-熊本県の絶滅のおそれのある野生動植物-」（令和 6 年 10 月 熊本県環境生活部自然保護課）の掲載種
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群、AN：要注目種

④ 重要な植物群落等

対象事業実施区域及びその周辺において、下記の資料に掲載されている重要な植物群落及び生育地等保護区の分布はなかった。

【重要な植物群落等の選定基準】

①「第 2 回自然環境保全基礎調査　特定植物群落調査」（環境省自然環境局生物多様性センター、昭和 53～55 年）、「第 3 回自然環境保全基礎調査　特定植物群落調査」（環境省自然環境局生物多様性センター、昭和 58～63 年）、「第 5 回自然環境保全基礎調査　特定植物群落調査」（環境省自然環境局生物多様性センター、平成 5～7 年）に掲載されている特定植物群落

②「植物群落レッドデータブック」（日本自然保護協会、WWF Japan、平成 8 年）に掲載されている植物群落

③「レッドリストくまもと 2024　-熊本県の絶滅のおそれのある野生動植物-」（令和 6 年 10 月 熊本県環境生活部自然保護課）に掲載されている植物群落

④「熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例」（平成 16 年条例第 19 号）に基づき指定された指定希少野生動植物生育地等保護区

⑤ 巨樹・巨木林、天然記念物

下記の法令、資料に指定、掲載された対象事業実施区域及びその周辺の巨樹・巨木林、天然記念物は、表 3.1-23、表 3.1-24 及び図 3.1-18 に示すとおりである。なお、対象事業実施区域には巨樹・巨木林、天然記念物は分布していないが、対象事業実施区域の周囲約 3km の範囲内には巨樹・巨木林が分布する。

【巨樹・巨木林、天然記念物の選定基準】

①「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）、「熊本県文化財保護条例」（昭和 51 年条例第 48 号）により天然記念物に指定された種

②「熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例」（平成 16 年条例第 19 号）に基づき指定希少野生動植物に指定された種

③「御船町文化財保護条例」（昭和 46 年条例第 13 号）に基づき指定された天然記念物

④「益城町文化財保護条例」（昭和 51 年条例第 21 号）に基づき指定された天然記念物

⑤「第 4 回自然環境保全基礎調査　巨樹・巨木林調査」（環境省自然環境局生物多様性センター、昭和 63～平成 5 年）、「第 6 回自然環境保全基礎調査　巨樹・巨木林調査」（環境省自然環境局生物多様性センター、平成 11～17 年）に掲載された巨樹・巨木林

表 3.1-23　巨樹・巨木林

No.	所在地	樹種	樹幹周（m）	樹高（m）	備考
1	御船町田代	イチイガシ	8.2	23	御船町指定天然記念物
2	御船町木倉	クスノキ	4.0	17	御船高等学校敷地内
3	益城町飯田	モミ	3.3	20	浄楽寺境内

表 3.1-24　天然記念物

No.	名称	区分	所在地	備考
1	田代長生のイチイガシ	御船町指定天然記念物	御船町田代長生	巨樹・巨木林指定あり

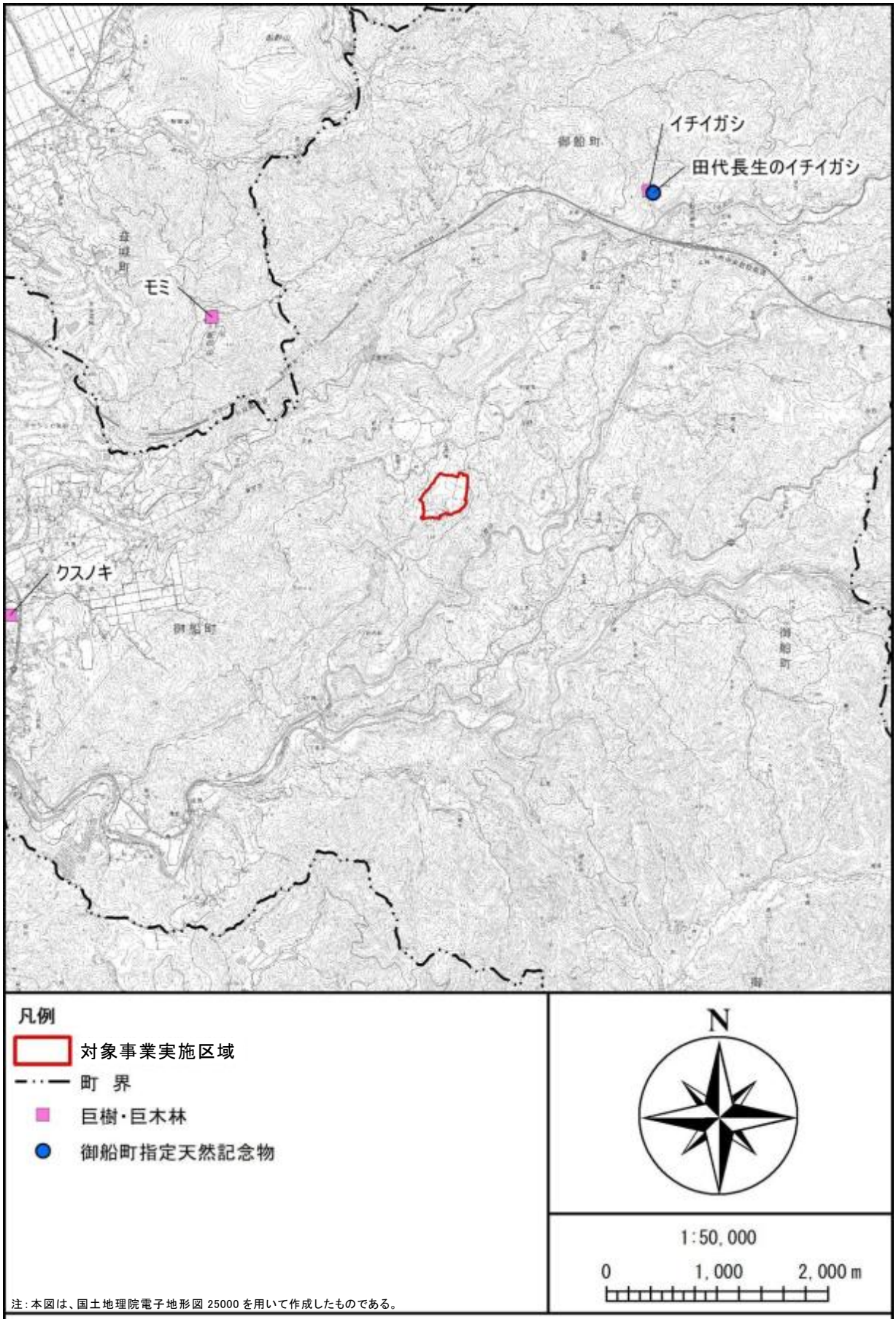

図 3.1-18　対象事業実施区域及びその周辺における巨樹・巨木林及び天然記念物

(4) 生態系の状況

① 対象事業実施区域及びその周辺の自然環境の類型化

対象事業実施区域及びその周辺の環境類型区分を、表 3.1-25 及び図 3.1-19 に示した。

対象事業実施区域及びその周辺は、阿蘇南外輪山の南西側斜面山麓に位置し、北東から南東方向へ緩く傾斜している。

また、対象事業実施区域及びその周辺における植生区分及び土地利用から、広葉樹林、針葉樹林、草地、竹林、その他低木林、河川・水辺・湿地、耕作地及び市街地の、8 つの環境類型区分に分類される。

なお、対象事業実施区域は、広葉樹林、針葉樹林、草地、竹林、その他低木林及び耕作地の、6 つの環境類型区分に分類される。

表 3.1-25　環境類型区分一覧

No.	環境類型区分	植生区分及び土地利用
1	広葉樹林	ミミズバイ－スダジイ群集、シイ・カシ二次林、コナラ群落（ＶⅡ）、アカメガシワ－カラスザンショウ群落、クヌギ植林
2	針葉樹林	スギ・ヒノキ・サワラ植林
3	草地	ネザサ－ススキ群集、ゴルフ場・芝地、路傍・空地雑草群落、放棄畑雑草群落、放棄水田雑草群落、牧草地
4	竹林	竹林、メダケ群落
5	その他低木林	クズ群落、伐採跡地群落（ＶⅡ）
6	河川・水辺・湿地	ツルヨシ群集、開放水域
7	耕作地	果樹園、茶畑、畑地雑草群落、水田雑草群落
8	市街地	緑の多い住宅地、市街地、造成地

注：対象となる植生区分及び土地利用は、図 3.1-19 の凡例に対応する。

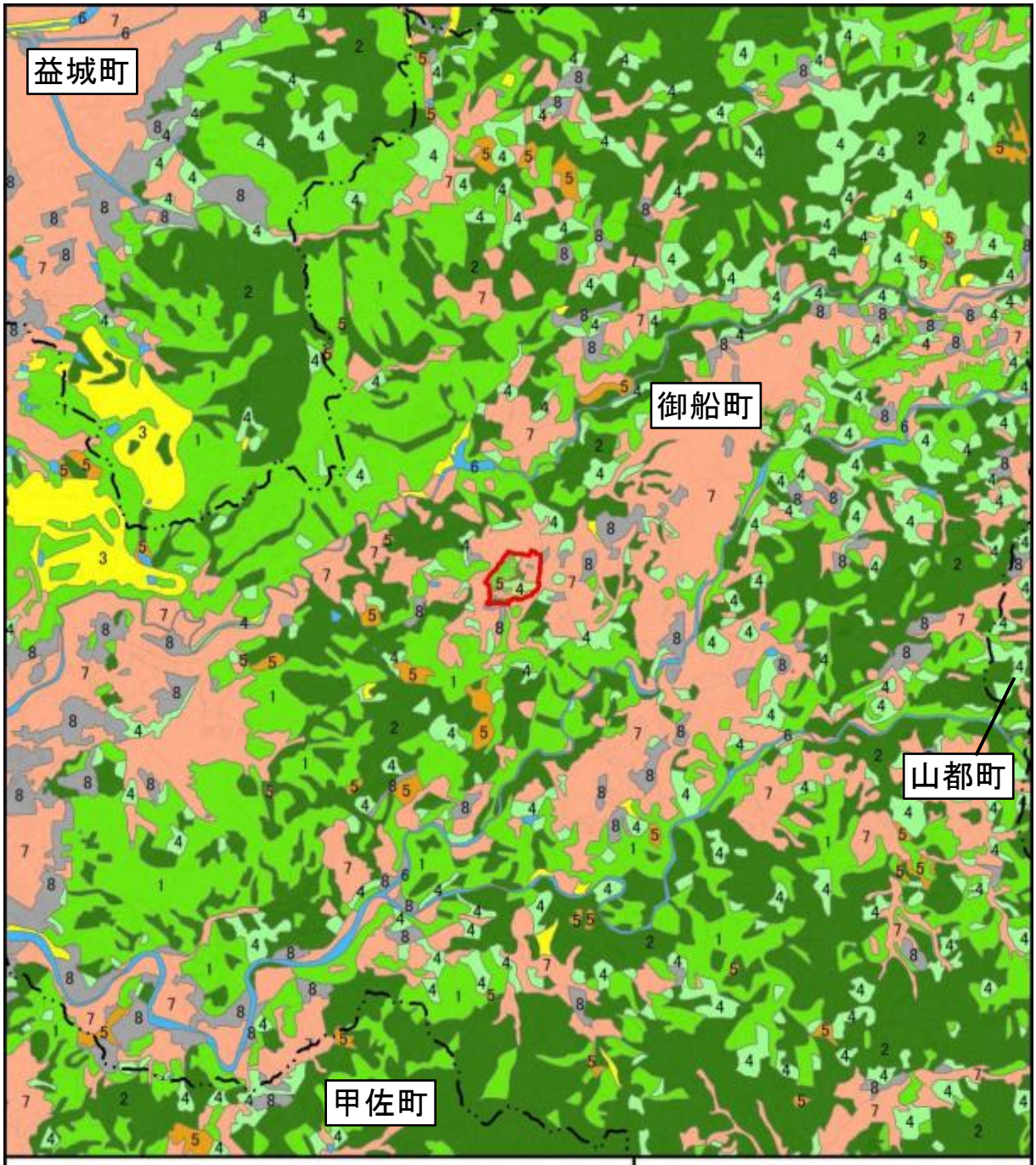

図 3.1-19　対象事業実施区域及びその周辺における自然環境類型区分図

② 重要な自然環境のまとまりの場

対象事業実施区域及びその周辺の生態系の状況のうち、重要な自然環境のまとまりの場について、表 3.1-26 に示す観点で選定を行った。また、選定した重要な自然環境のまとまりの場の分布状況及びその特性の把握を行った。

表 3.1-26　重要な自然環境のまとまりの場を選定する観点

重要な自然環境のまとまりの場	重要な自然環境のまとまりの場を選定する観点
(a)環境影響を受けやすい場	自然林、湿原、湧水、藻場、干潟、サンゴ群集、自然海岸等の人為的な改変をほとんど受けていない自然環境または野生生物の重要な生息・生育の場
(b)環境保全の観点から法令等により指定された場	文化財保護法に基づき指定された天然保護区域、自然公団（国立公国、国定公園及び都道府県県立自然公園）の区域、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、緑地保全地区（都市緑地保全法）、烏獣保護区、ラムサール条約に基づく登録簿に掲載された湿地、保安林等の地域において重要な機能を有する自然環境　等
(c)法令等により指定されていないが、地域により注目されている場	里地里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等）並びに河川沿いの氾濫原の湿地帯及び河畔林等のうち、減少または劣化しつつある自然環境 都市に残存する樹林地及び緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等）並びに水辺等のうち、地域を特徴づける重要な自然環境

出典：「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」
（環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会、平成 25 年 3 月）

(a) 環境影響を受けやすい場

対象事業実施区域周辺を流れる八勢川及び南東に位置する岩戸川、木山川には、植生自然度 10 のツルヨシ群集が分布している。また、対象事業実施区域の北西側 3.4km の位置には、植生自然度 9 の自然林（ミミズバイースダジイ群集）が分布し、対象事業実施区域及びその周辺には、植生自然度 8 の常緑広葉樹林（シイ・カシ二次林）が分布している。分布状況は図 3.1-20(1)に示す。

(b) 環境保全の観点から法令等により指定された場

対象事業実施区域周辺の北西側約 1.5km には、野鳥の森鳥獣保護区が、北西側約 1.8km には、水源かん養保安林が分布している。分布状況は図 3.1-20(1)に示す。

(c) 地域により注目されている場

阿蘇を中心に、北は九重町から南は山都町にかけての広大な範囲が、「生物多様性保全上重要な里地里山」1（環境省）として選定されており、御船町北東部及び益城町北東部に範囲の一部が分布している。分布状況は図 3.1-20(2)に示す。

---

1 「生物多様性保全上重要な里地里山（「重要里地里山」）として全国 500 箇所を選定。選定方法は、全国規模自然科学的データの活用及び各種地域情報をもとに、生物多様性保全の観点から候補地を抽出し、「多様で優れた二次的自然環境を有する里地里山」、「さまざまな野生動植物が生息・生育する里地里山」、「生態系ネットワークの形成に寄与する里地里山」の 3 つの基準のうち、2 つ以上の基準に該当する場所を「重要な里地里山」として選定した。

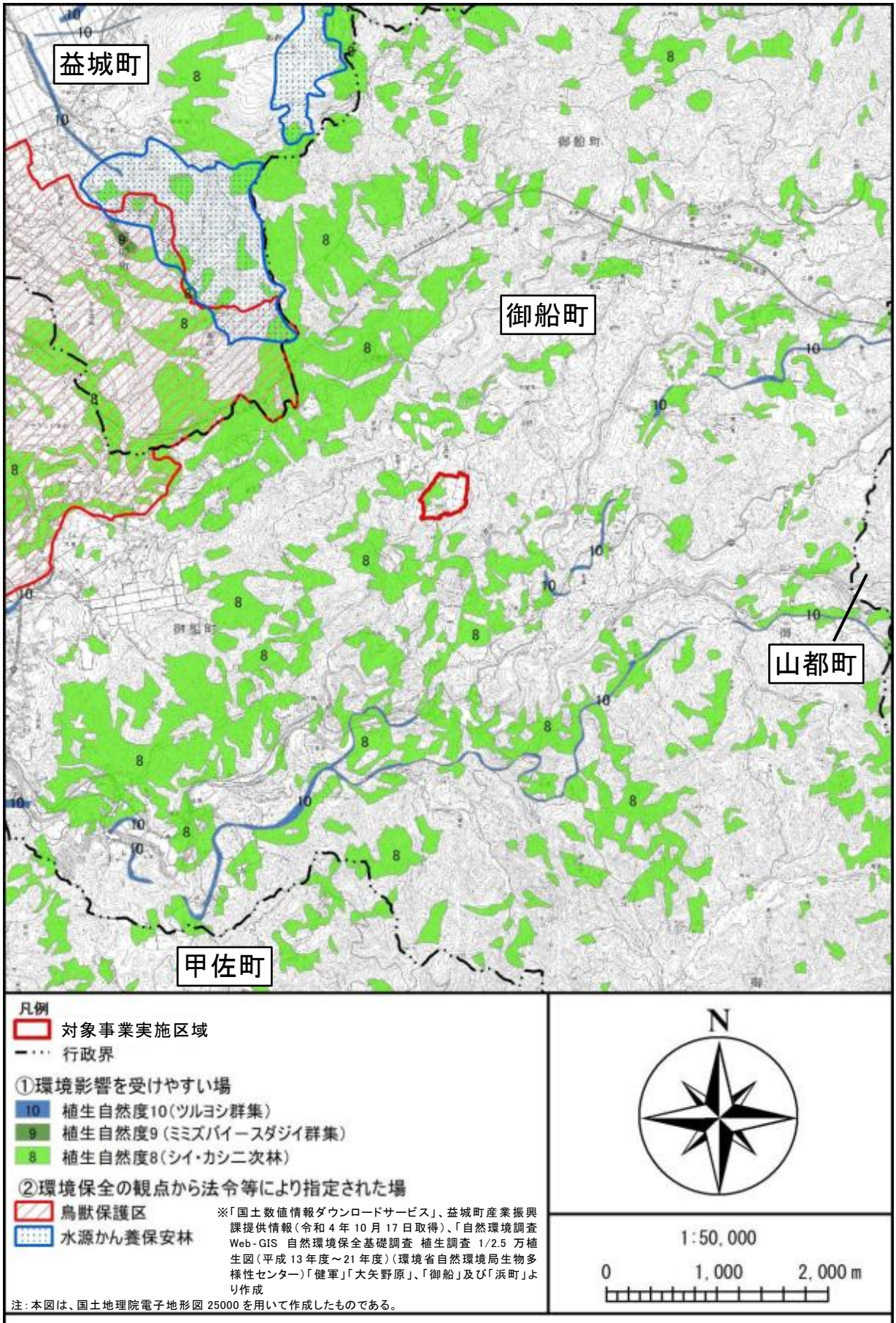

図 3.1-20(1)　重要な自然環境のまとまりの場の分布状況

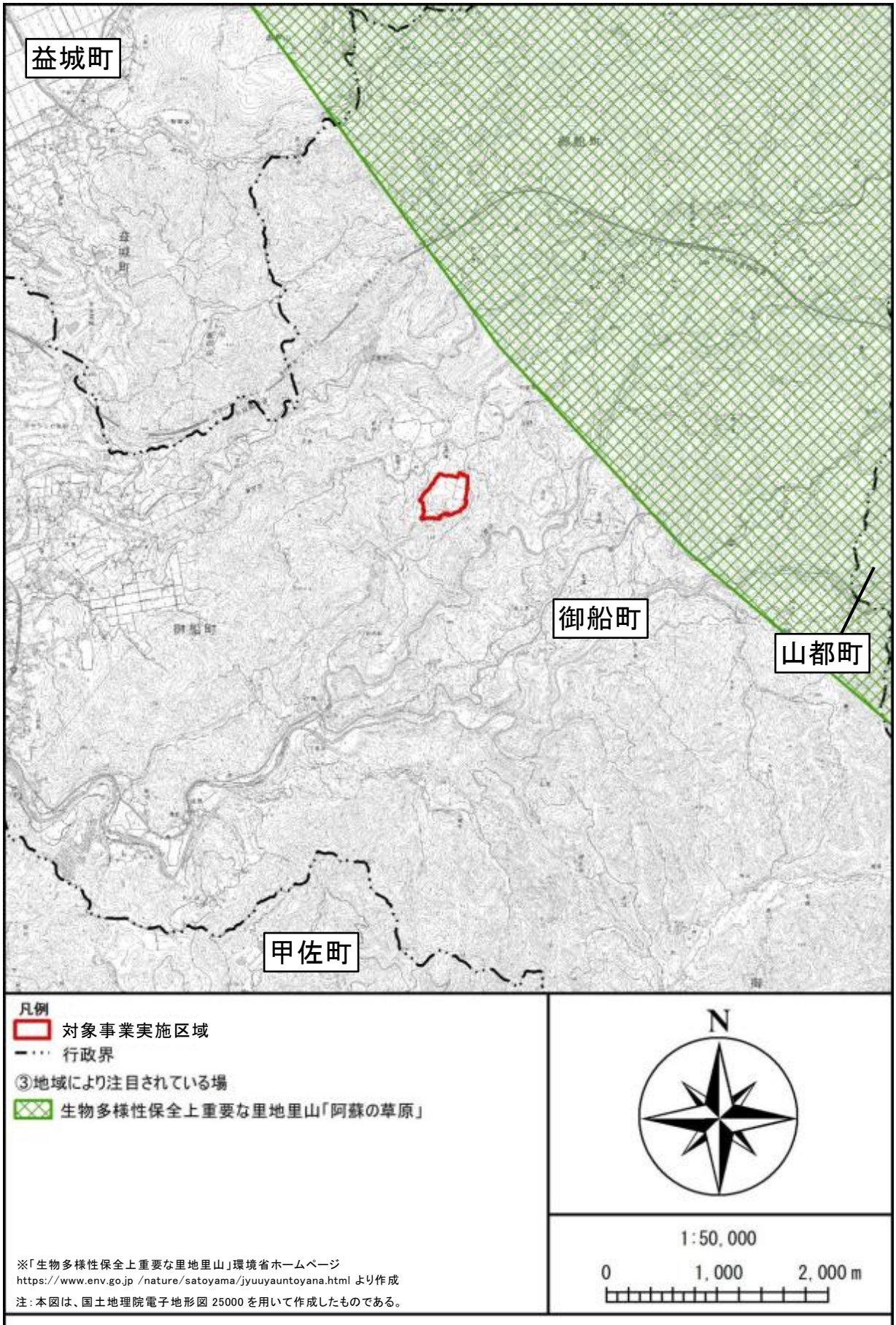

図 3.1-20(2)　重要な自然環境のまとまりの場の分布状況

3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

(1) 景観の状況

① 景観資源の状況

対象事業実施区域及びその周辺にある「第 3 回自然環境保全基礎調査自然環境情報図」（環境庁、平成元年）による景観資源を表 3.1-27 及び図 3.1-21 に示す。

対象事業実施区域の周辺には、七滝がある。

表 3.1-27　第 3 回自然環境保全基礎調査による景観資源の状況

図番号	区　分	名　称
1	滝	七滝
2	橋	八勢目鑑橋
3	橋	下鶴眼鏡橋
4	公園	鼎春園

注：図番号は、図 3.1-21 に対応している。

出典：「第 3 回自然環境保全基礎調査」（環境省 HP、令和 4 年 9 月閲覧）

「恐竜の郷みふね町」（御船町役場商工観光課 HP、令和 5 年 5 月閲覧）

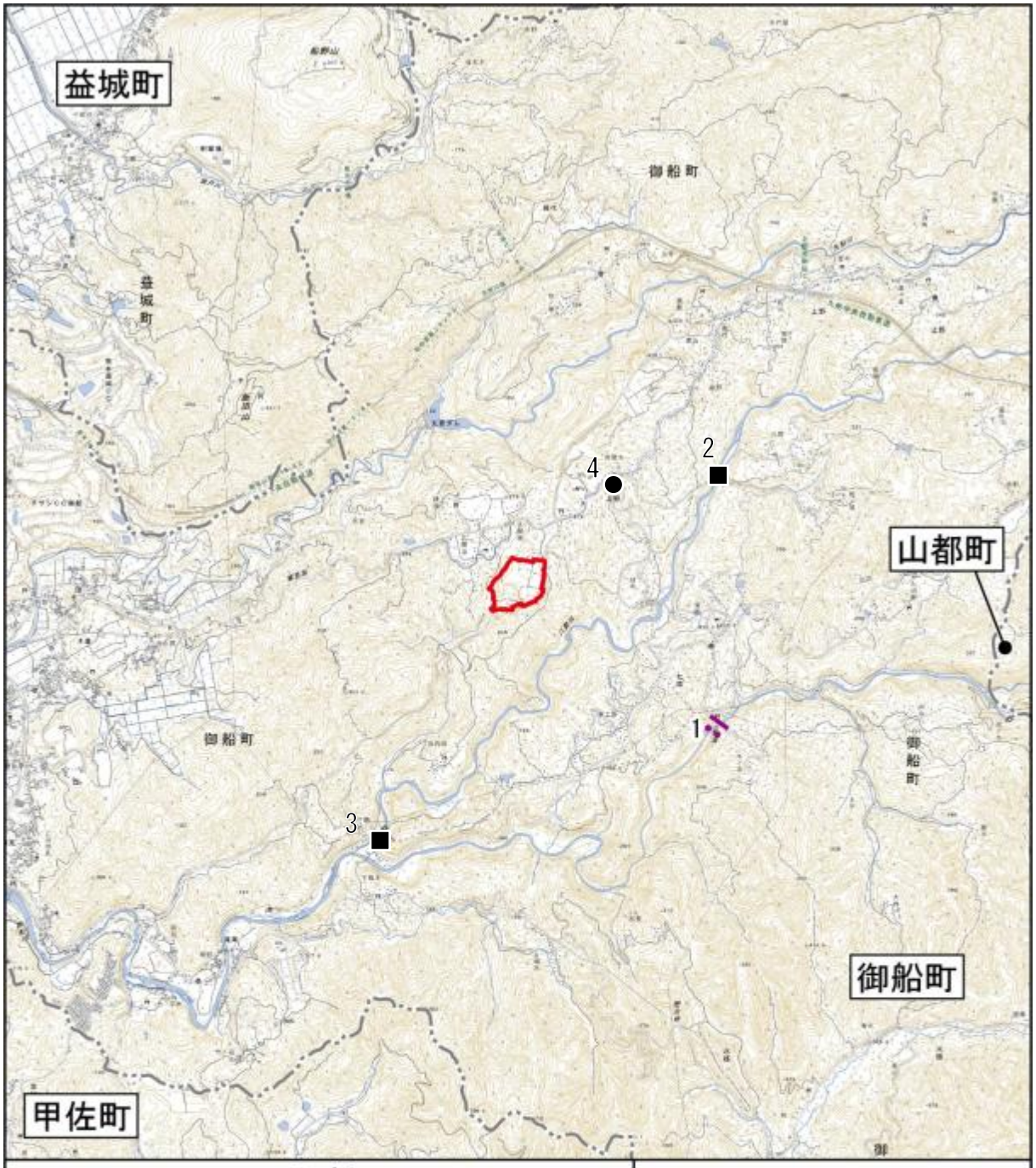

図 3.1-21　景観資源の分布状況

② 主要な眺望点

対象事業実施区域及びその周辺における主要な眺望点の状況は、表 3.1-28 及び図 3.1-22 に示すとおりであり、飯田山が存在する。

表 3.1-28　対象事業実施区域及びその周辺の主要な眺望点の状況

図番号	名称	概要
1	飯田山	飯田山（431m）は熊本平野の北東部に位置し、お椀を伏せたようなきれいな形の山で、西の金峰山と対峙している。山頂は広い公園になっており、見晴らしもよく熊本平野を一望でき、遠くは普賢岳、金峰山などが望まれる。

注：図番号は、図 3.1-22 に対応している。
出典：「飯田山」（公益社団法人日本山岳会 HP、令和 4 年 9 月閲覧）



図 3.1-22　主要な眺望点の分布

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域及びその周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の状況は、表 3.1-29 及び図 3.1-23 に示すとおりであり、いずれの活動の場も対象事業実施区域内には含まれない。

表 3.1-29　対象事業実施区域及びその周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の状況

図番号	名　称	概　要
1	七滝	高さ約 40m、幅約 30m の滝。阿蘇溶結凝灰岩と柱状節理が交互に見られ、その浸食差により 7 段になって落下することから名付けられた。
2	八勢目鑑橋	矢部町（現・山都町）と御船町を結んだ日向往還の難所に、安政 2 年（1855 年）にわずか 4 ヶ月の期間で完成させた石橋。長さ 62m と県内の石橋で最も長いのが特徴で、大・小二つの眼鏡橋からなる珍しい形をしている。熊本県指定重要文化財のひとつ。
3	飯田山常楽寺	飯田山（標高 431m）の八合目に位置する天台宗の寺院。 平安時代末期に、比叡山第 47 代座主忠尋の高弟である真俊により開基された説と、敏達天皇 12 年に、日羅上人が百済から千手観音と九重の塔を持ち渡って開基した説がある。
4	鼎春園	1913 年に宮部鼎蔵と弟・春蔵を追慕する旧七滝村民によってつくられた公園。中央には高さ 5m 程の巨大な鼎蔵の顕彰碑があり、左右には兄弟の歌碑（向かって左が鼎蔵・右が春蔵）が立っており、積上げられた碑石は宮部邸の礎石が使用されている。
5	下鶴眼鏡橋	名工が満 4 年の歳月を費やした大型風アーチの石橋。美しい石組み、風格ある佇まいが印象的。添石には徳利と杯がユニークに彫られている。

注：図番号は、図 3.1-23 に対応している。
出典：「もっと、もーっと！くまもっと。」（熊本県観光振興課 HP、令和 4 年 9 月閲覧）
「恐竜の郷みふね町」（御船町役場商工観光課 HP、令和 5 年 5 月閲覧）
「御船町町勢要覧 2021」（御船町 HP、令和 5 年 5 月閲覧）

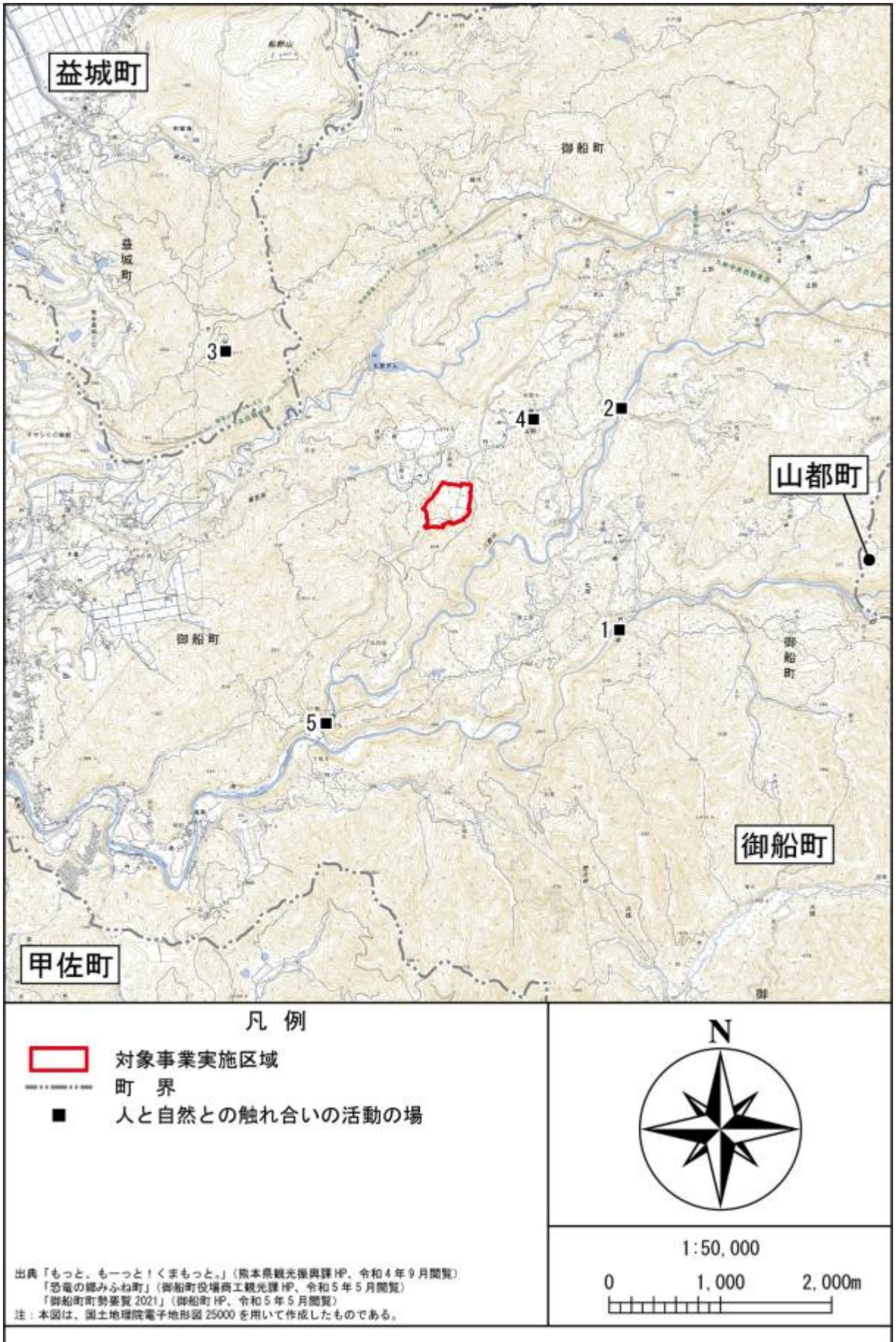

出典「もっと、もーっと！くまもっと。」（熊本県観光振興課 HP、令和４年９月閲覧）
「恐竜の郷みふね町」（御船町役場商工観光課 HP、令和５年５月閲覧）
「御船町町勢要覧 2021」（御船町 HP、令和５年５月閲覧）
注：本図は、国土地理院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。

図 3.1-23　人と自然との触れ合いの活動の場の分布

3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

(1) 放射線量の状況

熊本県における空間放射線量率の測定は、宇土市、熊本市、荒尾市、水俣市、天草市及び八代市の 6 市において実施されている。令和 5 年度の測定結果は表 3.1-30 に示すとおりであり、すべての地点において「汚染状況重点調査地域」として環境大臣の指定を受ける値である 0.23μSv/h を下回っている。

表 3.1-30　空間線量測定結果（令和 5 年度）

調査地点		空間放射線量率（μSv/h）	
		令和 5 年度	過去 5 年間 （平成 30 年度～令和 4 年度）
宇土市	最低値	0.019	0.025
	最高値	0.071	0.080
	平均値	0.028	0.028
熊本市	最低値	0.028	0.031
	最高値	0.080	0.110
	平均値	0.035	0.035
荒尾市	最低値	0.026	0.030
	最高値	0.091	0.120
	平均値	0.034	0.034
水俣市	最低値	0.034	0.038
	最高値	0.104	0.160
	平均値	0.043	0.043
天草市	最低値	0.038	0.044
	最高値	0.089	0.116
	平均値	0.050	0.050
八代市	最低値	0.035	0.042
	最高値	0.100	0.115
	平均値	0.044	0.048

注：1.出典元での単位は「nGy/h」であったが、「汚染状況重点調査地域」として環境大臣の指定を受ける値である 0.23μSv/h と比較することから「μSv/h」に換算した。
なお、1μGy/h=1μSv/h とした。
注：2.過去 5 年の年間値は平成 30 年度（2018 年度）～令和 4 年度（2022 年度）の年間値を集計
注：3.機器更新のため、令和 6 年 3 月 13 日～3 月 20 日（天草市は令和 6 年 3 月 13 日～3 月 19 日）の期間は欠測
出典：「大気・化学物質・騒音等環境調査報告書（第 59 報：令和 5 年（2023 年）4 月～令和 6 年（2024 年）3 月）」
（熊本県 HP、令和 7 年 9 月閲覧）

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

周辺町の人口、世帯数を表 3.2-1 に、人口の推移を表 3.2-2 及び図 3.2-1 に示す。

御船町における令和 6 年の総人口は 16,621 人、総世帯数は 6,633 世帯で、人口は横ばい傾向にある。

益城町における令和 6 年の総人口は 33,261 人、総世帯数は 12,635 世帯で、人口は横ばい傾向にある。

嘉島町における令和 6 年の総人口は 10,032 人、総世帯数は 3,861 世帯で、人口は増加傾向にある。

甲佐町における令和 6 年の総人口は 9,625 人、総世帯数は 3,759 世帯で、人口は減少傾向にある。

山都町における令和 6 年の総人口は 12,041 人、総世帯数は 5,025 世帯で、人口は減少傾向にある。

対象事業実施区域近傍での行政区域人口は、図 3.2-2 に示すとおりである。

表 3.2-1　周辺町の人口及び世帯数（令和 6 年）

項目		人口（人）			世帯数（戸）
		総数	男	女	
熊本県		1,696,144	805,303	890,841	743,299
	御船町	16,621	7,965	8,656	6,633
	益城町	33,261	15,922	17,339	12,635
	嘉島町	10,032	4,829	5,203	3,861
	甲佐町	9,625	4,609	5,016	3,759
	山都町	12,041	5,802	6,239	5,025

注：令和 6 年 10 月 1 日現在
出典：「令和 6 年(2024 年)版熊本県の人口と世帯数（年報)」（熊本県 HP、令和 6 年 11 月閲覧）

表 3.2-2　人口の推移

町名	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
御船町	17,237	16,895	16,721	16,610	16,417	16,303	16,425	16,408	16,561	16,621
益城町	33,611	32,500	32,296	32,148	32,218	32,510	32,663	32,799	33,113	33,261
嘉島町	9,054	8,968	9,060	9,222	9,371	9,547	9,658	9,826	9,952	10,032
甲佐町	10,717	10,551	10,413	10,231	10,152	10,132	10,031	9,971	9,833	9,625
山都町	15,149	14,799	14,399	13,991	13,641	13,503	13,133	12,735	12,401	12,041

注：各年 10 月 1 日現在
出典：「平成 27 年～令和 6 年熊本県の人口と世帯数（年報)」（熊本県 HP、令和 6 年 11 月閲覧）

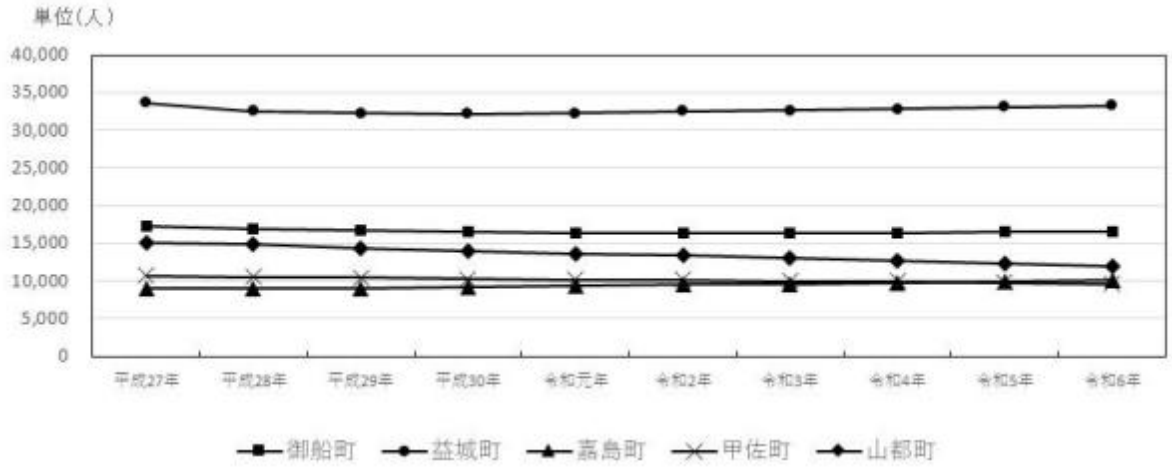

図 3.2-1　人口の推移

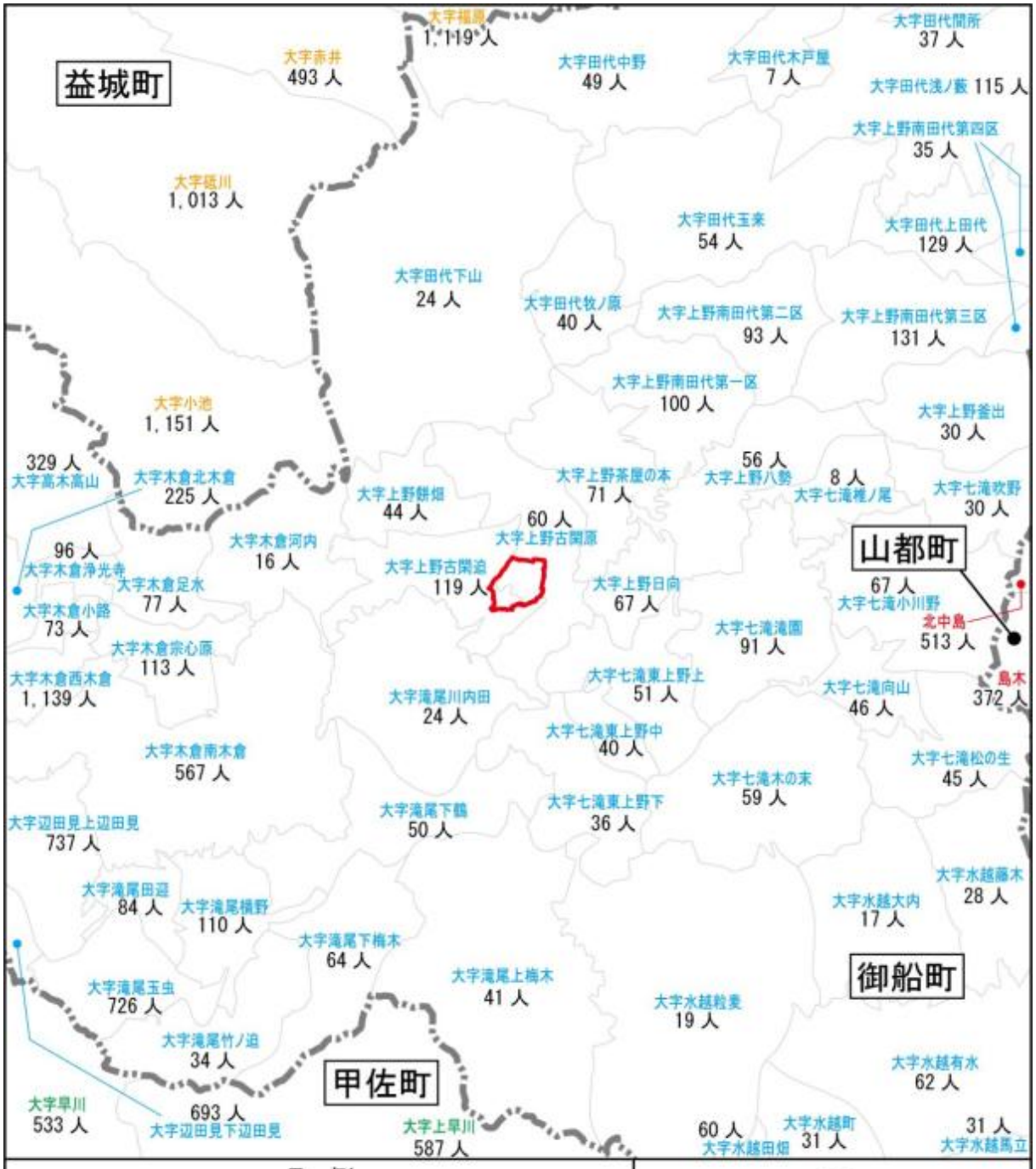

図 3.2-2　調査対象地域の行政区域及び人口

(2) 産業の状況

① 産業構造

周辺町における令和 2 年の産業分類別就業者数を表 3.2-3 に、産業分類別就業者数等の割合を図 3.2-3 に示す。

御船町では、医療・福祉が 16.6%を占めて最も多くなっている。

益城町では、医療・福祉が 16.3%を占めて最も多くなっている。

嘉島町では、医療・福祉が 18.2%を占めて最も多くなっている。

甲佐町では、医療・福祉が 17.0%を占めて最も多くなっている。

山都町では、農業が 35.5%を占めて最も多くなっている。

表 3.2-3　周辺町の産業分類別就業者数（令和 2 年）

産業区分		熊本県		御船町		益城町		嘉島町		甲佐町		山都町	
		従業者数(人)	割合(%)	従業者数(人)	割合(%)	従業者数(人)	割合(%)	従業者数(人)	割合(%)	従業者数(人)	割合(%)	従業者数(人)	割合(%)
第一次産業	農業	65,575	8.0	664	8.4	1,088	7.1	321	7.0	721	14.2	2,649	35.5
	林業	2,398	0.3	32	0.4	5	0.0	2	0.0	9	0.2	139	1.9
	漁業	3,795	0.5	3	0.0	4	0.0	10	0.2	1	0.0	4	0.1
	小計	71,768	8.8	699	8.9	1,097	7.2	333	7.3	731	14.4	2,792	37.5
第二次産業	鉱業，採石業，砂利採取業	330	0.0	2	0.0	1	0.0	4	0.1	4	0.1	6	0.1
	建設業	66,649	8.1	1,032	13.1	1,785	11.7	512	11.2	671	13.2	745	10.0
	製造業	102,986	12.6	935	11.9	1,732	11.3	515	11.3	528	10.4	409	5.5
	小計	169,965	20.7	1,969	25.0	3,518	23.0	1,031	22.6	1,203	23.7	1,160	15.6
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	3,232	0.4	12	0.2	67	0.4	14	0.3	6	0.1	15	0.2
	情報通信業	9,908	1.2	75	1.0	213	1.4	60	1.3	40	0.8	18	0.2
	運輸業，郵便業	31,966	3.9	397	5.0	711	4.7	205	4.5	273	5.4	194	2.6
	卸売業，小売業	120,546	14.7	1,267	16.1	2,355	15.4	798	17.5	762	15.0	654	8.8
	金融業，保険業	15,288	1.9	98	1.2	221	1.4	81	1.8	41	0.8	47	0.6
	不動産業，物品賃貸業	12,585	1.5	90	1.1	285	1.9	79	1.7	42	0.8	25	0.3
	学術研究，専門・技術サービス業	20,488	2.5	168	2.1	399	2.6	109	2.4	86	1.7	72	1.0
	宿泊業，飲食サービス業	42,226	5.2	296	3.8	626	4.1	175	3.8	151	3.0	259	3.5
	生活関連サービス業，娯楽業	28,641	3.5	356	4.5	552	3.6	144	3.2	174	3.4	200	2.7
	教育，学習支援業	39,550	4.8	270	3.4	637	4.2	180	3.9	103	2.0	133	1.8
	医療，福祉	141,943	17.3	1,312	16.6	2,494	16.3	830	18.2	862	17.0	1,122	15.1
	複合サービス事業	10,095	1.2	83	1.1	134	0.9	47	1.0	81	1.6	136	1.8
	サービス業（他に分類されないもの）	47,687	5.8	450	5.7	888	5.8	244	5.3	293	5.8	277	3.7
	公務（他に分類されるものを除く）	36,696	4.5	322	4.1	870	5.7	205	4.5	201	4.0	261	3.5
	小計	560,851	68.5	5,196	65.9	10,452	68.4	3,171	69.5	3,115	61.4	3,413	45.8
分類不能の産業		16,675	2.0	19	0.2	223	1.5	26	0.6	24	0.5	87	1.2
総数		819,259	100.0	7,883	100.0	15,290	100.0	4,561	100.0	5,073	100.0	7,452	100.0

注：1.令和 2 年 10 月 1 日現在。

注：2.数値は端数整理の都合上、総数は必ずしも 100%にはならない。

出典：「令和 2 年国勢調査 就業状態等基本集計」（総務省統計局 HP、令和 6 年 11 月閲覧）

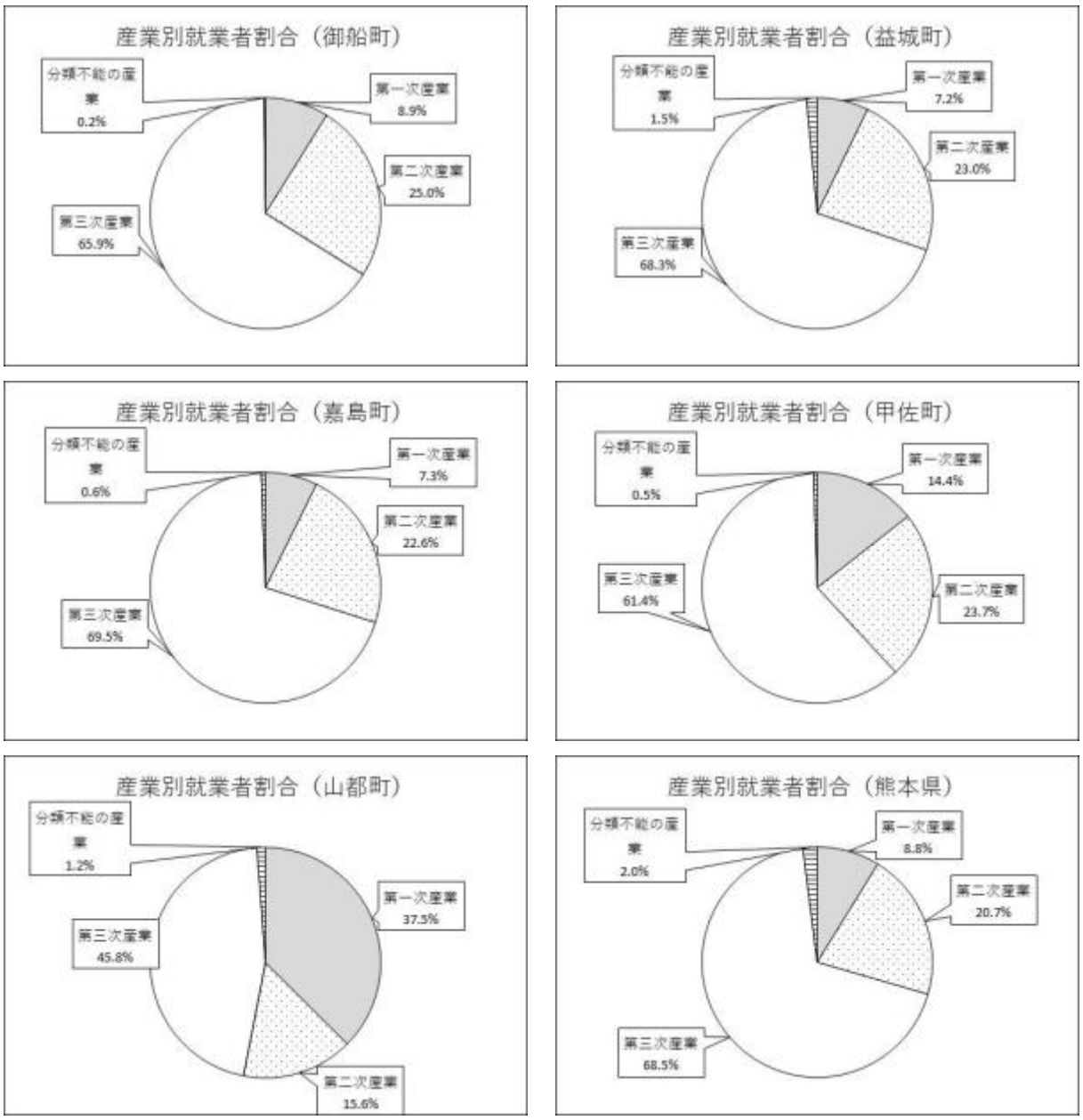

図 3.2-3(1)　産業・業種別就業者割合

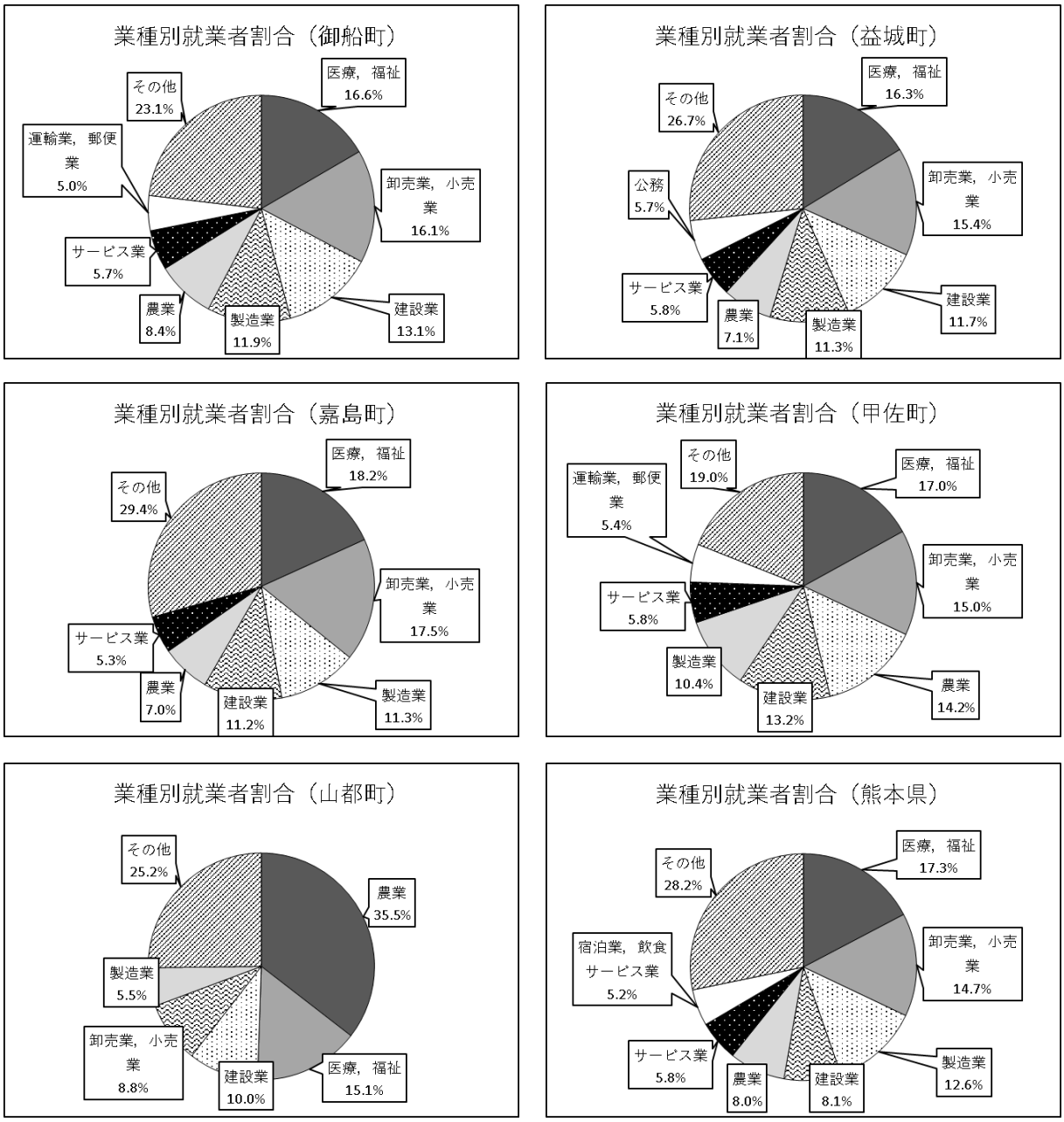

図 3.2-3(2)　産業・業種別就業者割合

② 農業

周辺町における販売農家数の推移を表 3.2-4 及び図 3.2-4 に、経営耕地面積の推移を表 3.2-5 及び図 3.2-5 に示す。

令和 2 年度の販売農家数は、御船町に 437 戸、益城町に 477 戸、嘉島町に 49 戸、甲佐町に 521 戸、山都町に 1,539 戸であり、令和 2 年度の経営耕地面積は、御船町が 808ha、益城町が 1,944ha、嘉島町が 1,176ha、甲佐町が 937ha、山都町が 2,958ha である。

また、「くまもとの農林水産業 2022」（熊本県、令和 4 年 6 月）では、上益城の生産量上位の品目として、米、トマト、くり、すいか、しいたけ、たけのこ、茶、クジャクアスター等をあげている。

表 3.2-4　販売農家数の推移

項　目	御船町			益城町			嘉島町		
	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
主業農家（戸）	132	122	77	256	212	155	74	74	30
準主業農家（戸）	165	100	53	161	103	43	111	78	3
副業的農家（戸）	445	406	307	321	317	279	247	212	16
総　数（戸）	742	628	437	738	632	477	432	364	49

項　目	甲佐町			山都町			熊本県		
	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
主業農家（戸）	154	134	90	670	611	439	16,293	13,836	10,812
準主業農家（戸）	140	123	63	628	429	249	9,281	6,721	3,731
副業的農家（戸）	502	403	368	775	838	851	20,906	19,546	18,073
総　数（戸）	796	660	521	2,073	1,878	1,539	46,480	40,103	32,616

注：各年 2 月 1 日現在。
出典：「2020 年、2015 年、2010 年農林業センサス」（総務省 HP、令和 7 年 10 月閲覧）

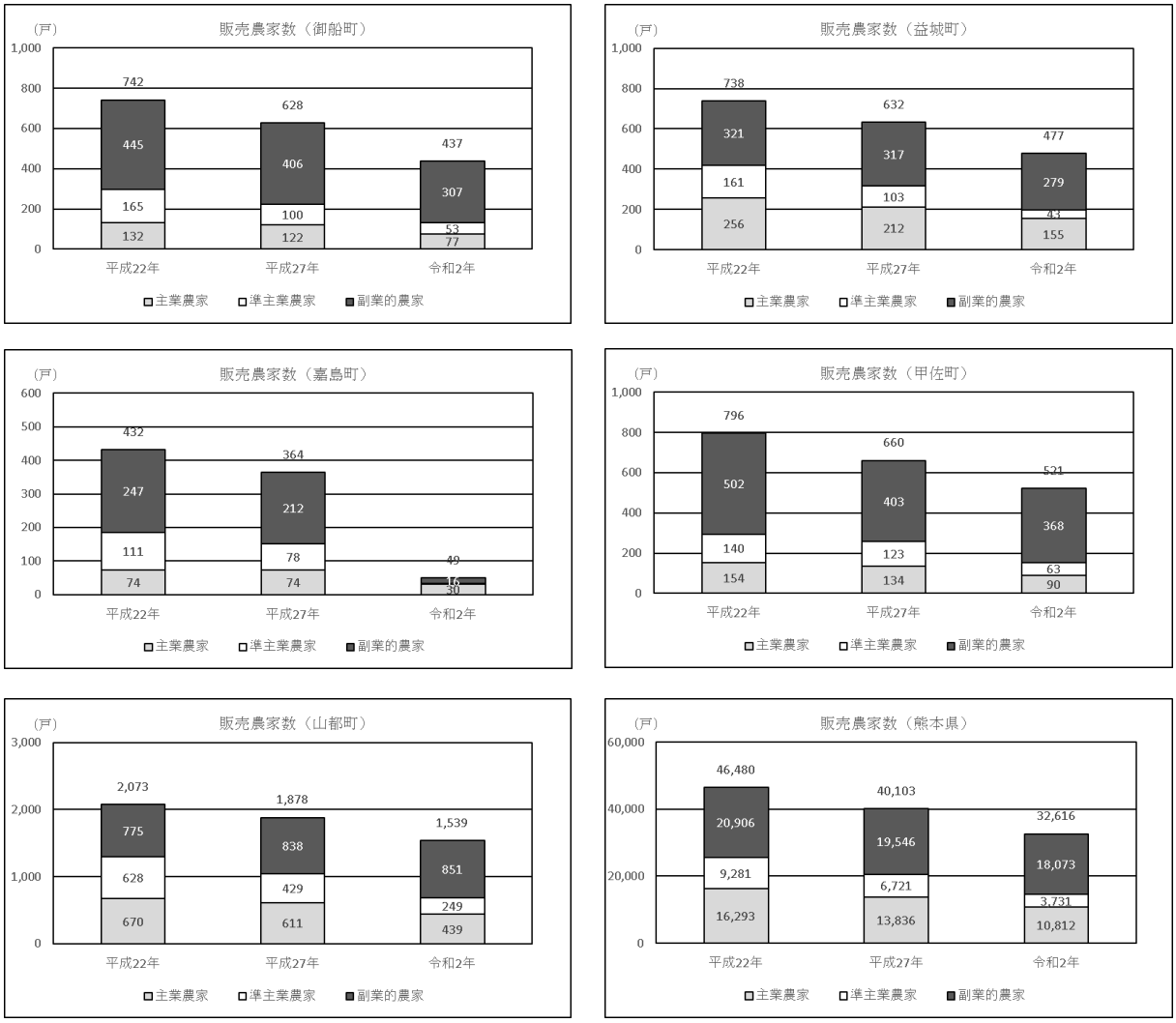

図 3.2-4　販売農家数の推移

表 3.2-5　経営耕地面積の推移

項　目	御船町			益城町			嘉島町		
	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
田 (ha)	788	747	596	834	775	738	711	660	1,141
畑 (ha)	139	164	156	565	478	1,158	45	57	35
果樹園 (ha)	77	51	56	64	56	48	0	2	1
総　数 (ha)	1,003	962	808	1,463	1,308	1,944	756	719	1,176

項　目	甲佐町			山都町			熊本県		
	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
田 (ha)	655	633	615	1,997	1,793	1,504	48,669	46,095	52,149
畑 (ha)	211	225	258	1,348	1,332	1,227	14,961	13,404	17,425
果樹園 (ha)	145	90	64	326	278	227	10,205	9,343	8,095
総　数 (ha)	1,011	948	937	3,671	3,402	2,958	73,836	68,842	77,670

注：各年 2 月 1 日現在。
出典：「2020 年、2015 年、2010 年農林業センサス」（総務省 HP、令和 6 年 11 月閲覧）

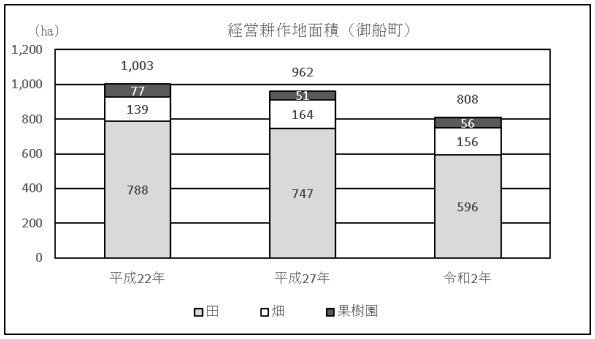

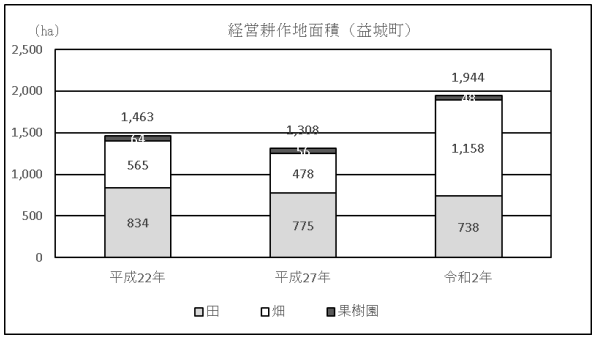

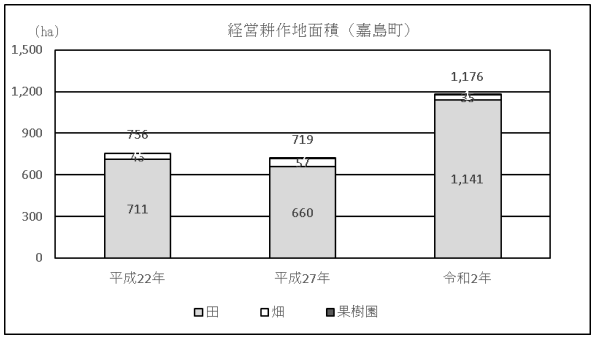

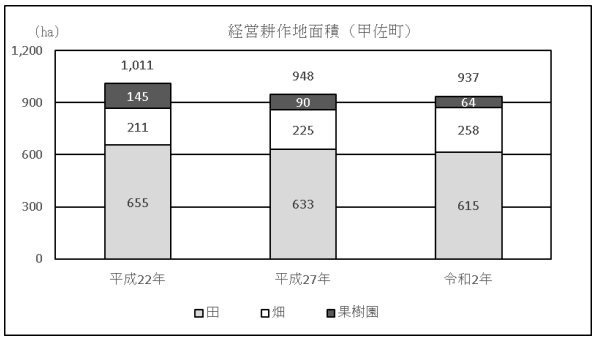

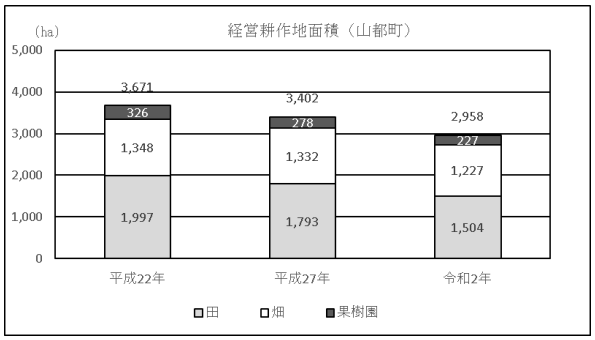

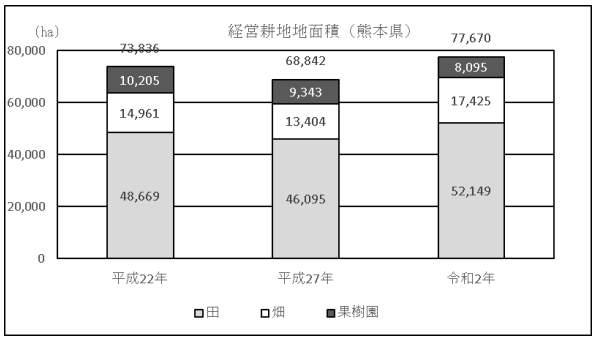

図 3.2-5　経営耕地面積の推移

③ 林業・漁業

周辺町における林業及び漁業の従業者数を表 3.2-6 に示す。

令和 2 年の林業の従業者数は、御船町で 32 人、益城町で 5 人、嘉島町で 2 人、甲佐町で 9 人、山都町で 139 人となっている。

令和 2 年の漁業の従業者数は、御船町で 3 人、益城町で 4 人、嘉島町で 10 人、甲佐町で 1 人、山都町で 4 人となっている。

表 3.2-6　林業・漁業の従業者数

項　目		平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
熊本県	林　業（人）	2,782	2,603	2,398
	漁　業（人）	5,504	4,670	3,795
御船町	林　業（人）	29	34	32
	漁　業（人）	－	4	3
益城町	林　業（人）	7	9	5
	漁　業（人）	－	2	4
嘉島町	林　業（人）	1	1	2
	漁　業（人）	7	7	10
甲佐町	林　業（人）	12	12	9
	漁　業（人）	－	2	1
山都町	林　業（人）	141	159	139
	漁　業（人）	6	5	4

注：1.各年 10 月 1 日現在。
注：2.表中の「-」は，該当数字がないものを示す。
出典：「平成 22 年、平成 27 年、令和 2 年国勢調査 就業状態等基本集計」
（総務省統計局 HP、令和 6 年 11 月閲覧）

④ 工業

平成 24 年～令和 3 年の周辺町の製造業の事業所数、従業者数及び製品出荷額等の推移を表 3.2-7 及び図 3.2-6 に示す。

令和 3 年の事業所数は、御船町で 27 事業所、益城町で 45 事業所、嘉島町で 32 事業所、甲佐町で 26 事業所、山都町で 20 事業所となっている。

令和 3 年の従業者数は、御船町で 528 人、益城町で 2,796 人、嘉島町で 1,134 人、甲佐町で 611 人、山都町で 277 人となっている。

表 3.2-7　製造業の事業所数、従業者数及び製品製造出荷額等の推移

項　目		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
熊本県	事業所数(事業所)	2,234	2,173	2,119	2,220	2,037
	従業者数(人)	91,189	92,162	89,637	88,099	91,551
	製造品出荷額等(万円)	249,035,386	238,501,224	247,403,545	271,268,282	267,223,333
御船町	事業所数(事業所)	21	21	22	21	22
	従業者数(人)	491	530	587	521	583
	製造品出荷額等(万円)	768,576	827,230	977,673	878,005	995,968
益城町	事業所数(事業所)	40	38	40	37	44
	従業者数(人)	1,668	1,647	1,618	1,456	1,791
	製造品出荷額等(万円)	5,752,666	5,822,840	5,958,239	6,569,658	5,930,321
嘉島町	事業所数(事業所)	24	25	23	25	24
	従業者数(人)	787	567	533	568	569
	製造品出荷額等(万円)	3,411,566	3,415,985	3,296,427	3,623,948	1,813,242
甲佐町	事業所数(事業所)	27	27	27	26	26
	従業者数(人)	717	728	745	723	704
	製造品出荷額等(万円)	992,769	1,013,367	1,102,575	1,072,499	1,130,336
山都町	事業所数(事業所)	22	21	21	18	16
	従業者数(人)	399	354	353	293	302
	製造品出荷額等(万円)	713,416	556,500	553,632	508,636	447,329

項　目		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
熊本県	事業所数(事業所)	2,022	1,987	1,922	1,866	2,217
	従業者数(人)	92,874	95,110	94,131	89,466	93,368
	製造品出荷額等(万円)	283,923,199	284,508,611	285,231,195	281,954,735	322,344,143
御船町	事業所数(事業所)	21	21	20	19	27
	従業者数(人)	576	552	463	510	528
	製造品出荷額等(万円)	954,922	1,084,834	1,023,536	1,156,205	1,426,212
益城町	事業所数(事業所)	41	36	32	40	45
	従業者数(人)	1,747	1,664	1,531	1,814	2,796
	製造品出荷額等(万円)	6,190,217	6,365,570	6,301,814	6,476,808	7,074,928
嘉島町	事業所数(事業所)	23	24	26	29	32
	従業者数(人)	570	950	1,016	1,001	1,134
	製造品出荷額等(万円)	3,028,445	3,597,735	3,753,705	3,375,295	3,294,975
甲佐町	事業所数(事業所)	26	26	26	26	26
	従業者数(人)	715	703	686	634	611
	製造品出荷額等(万円)	1,209,936	1,239,789	1,210,620	1,124,940	1,174,772
山都町	事業所数(事業所)	17	16	14	16	20
	従業者数(人)	290	311	273	259	277
	製造品出荷額等(万円)	524,423	483,251	487,755	617,473	799,515

注：1. 平成 24 年～平成 26 年の値は、12 月 31 日現在。
注：2. 平成 27 年～令和 3 年の値は、翌年 6 月 1 日現在。
出典：「24 年、25 年、26 年工業統計調査」（経済産業省 HP、令和 6 年 11 月閲覧）
「平成 29 年～令和 5 年統計年鑑」（熊本県 HP、令和 6 年 11 月閲覧）

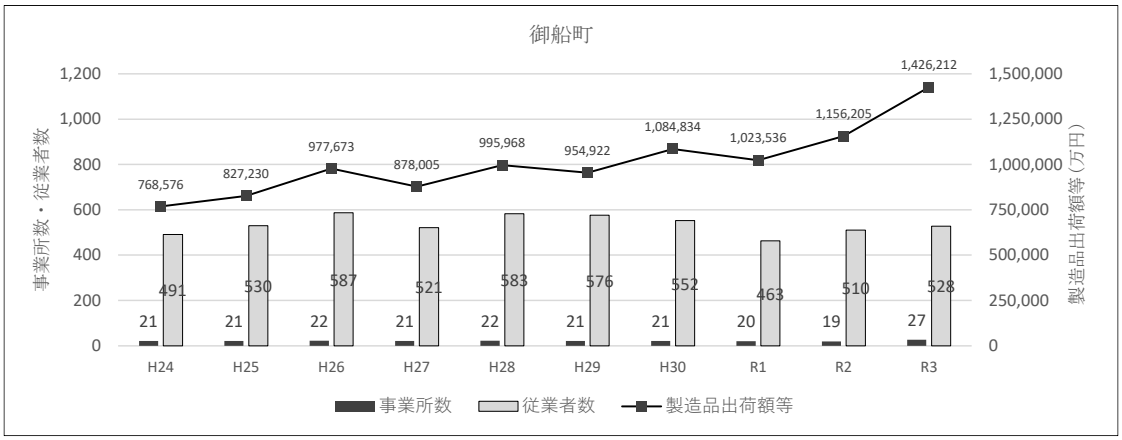

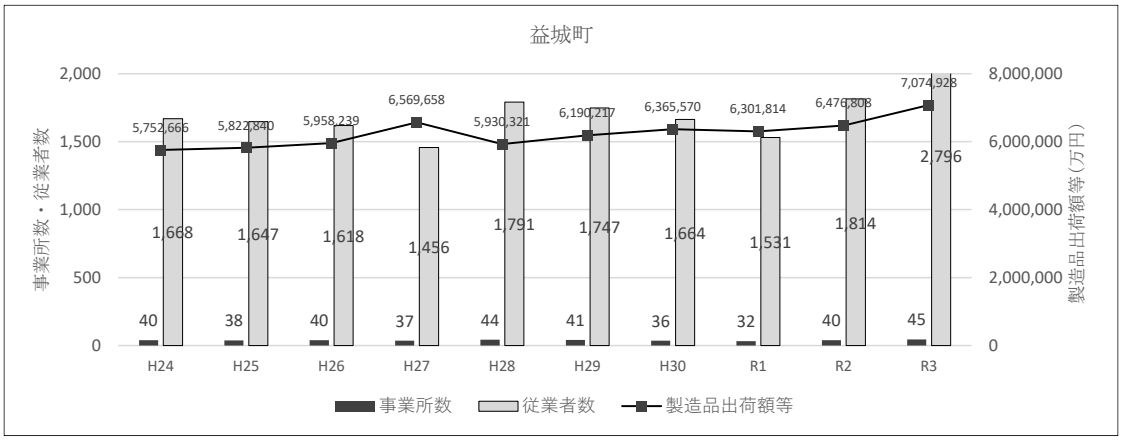

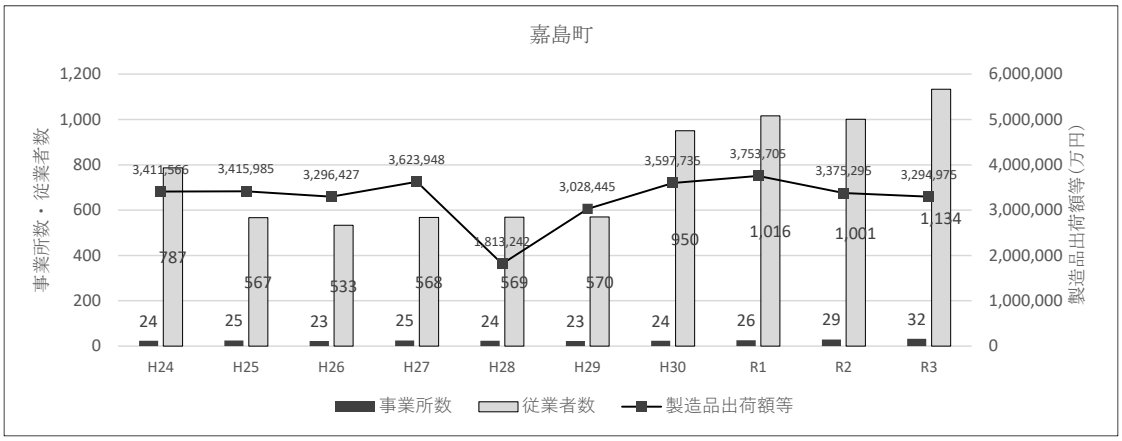

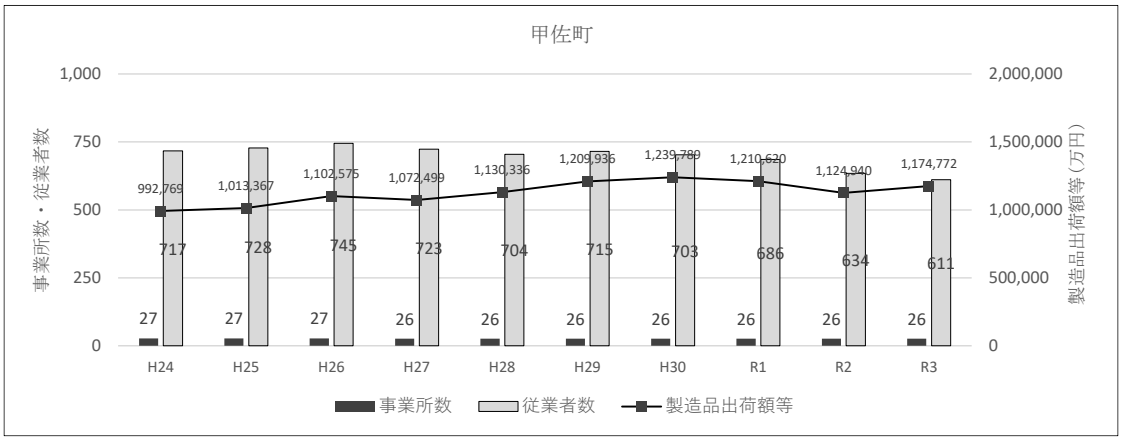

図 3.2-6(1)　事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移

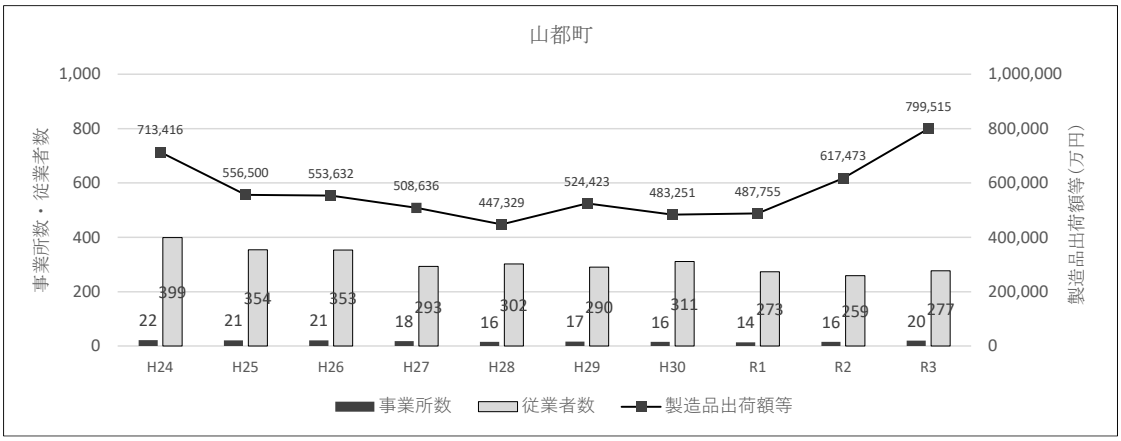

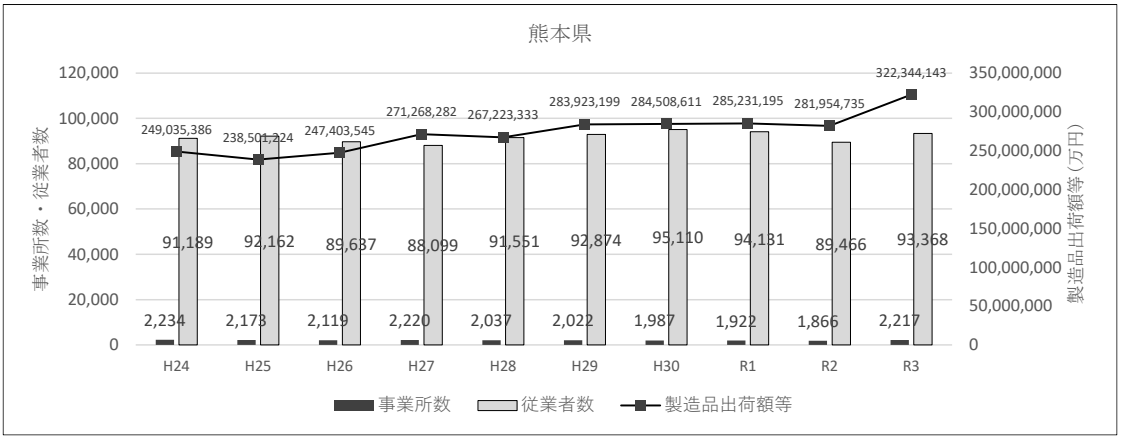

図 3.2-6(2)　事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移

⑤ 商業

周辺町における商業の状況を表 3.2-8 に、商店数と従業者数の推移を図 3.2-7 に示す。令和 3 年の年間商品販売額は、御船町で約 310 億円、益城町で約 591 億円、嘉島町で約 1,150 億円、甲佐町で約 71 億円、山都町で約 140 億円となっている。

表 3.2-8　関係市町の商業の状況（令和 3 年）

区　分		御船町	益城町	嘉島町	甲佐町	山都町
卸売業	商店数（事業所）	33	52	45	19	26
	従業者数（人）	282	670	744	68	133
	年間商品販売額（百万円）	19,110	34,262	73,182	3,469	5,363
小売業	商店数（事業所）	118	126	196	81	136
	従業者数（人）	726	1,188	1,997	371	581
	年間商品販売額（百万円）	11,885	24,814	41,847	3,618	8,604
合計	商店数（事業所）	151	178	241	100	162
	従業者数（人）	1,008	1,858	2,741	439	714
	年間商品販売額（百万円）	30,995	59,076	115,029	7,087	13,967

注：1. 商店数及び従業者数は 2021 年 6 月 1 日を調査日。
注：2. 年間商品販売額は 2020 年 1 年間の値。
出典：「令和 3 年経済センサス－活動調査」（経済産業省 HP、令和 6 年 11 月閲覧）

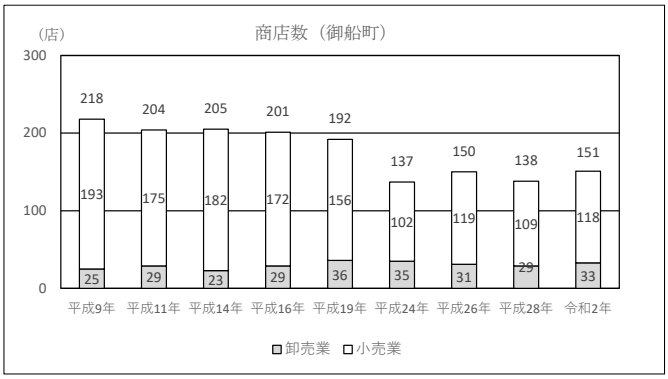

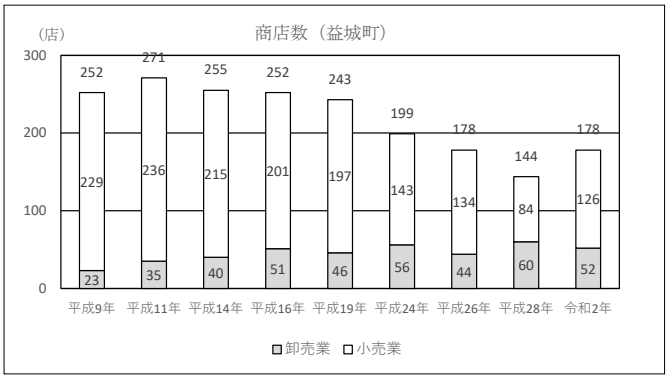

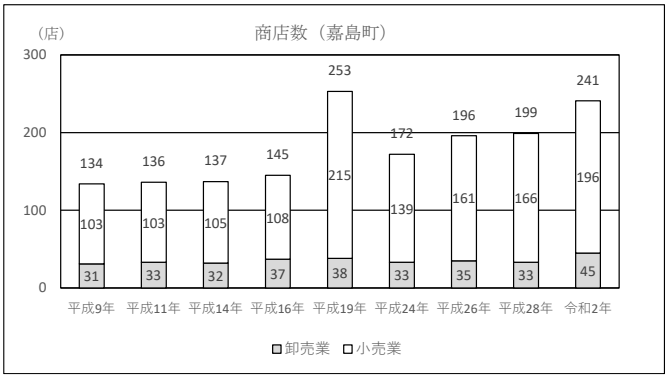

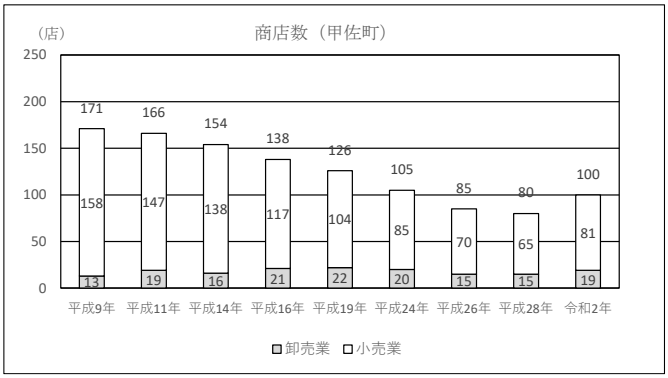

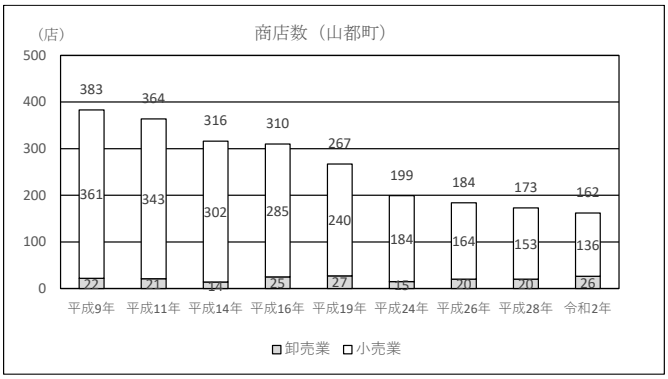

注：平成 9 年、平成 11 年、平成 14 年及び平成 16 年の山都町の値は、矢部町、蘇陽町及び清和村の値の合算の値。

出典：「平成 9・11・14・16・19・26・令和 3 年商業統計調査」（経済産業省 HP、令和 6 年 11 月閲覧）
「平成 24・28・令和 3 年経済センサス活動調査」（経済産業省 HP、令和 6 年 11 月閲覧）

図 3.2-7(1)　商店数の経年変化

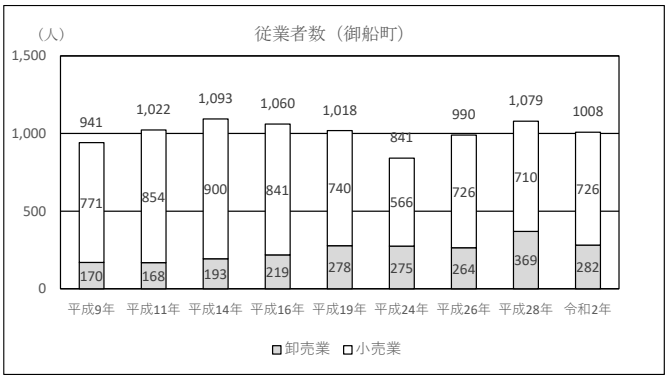

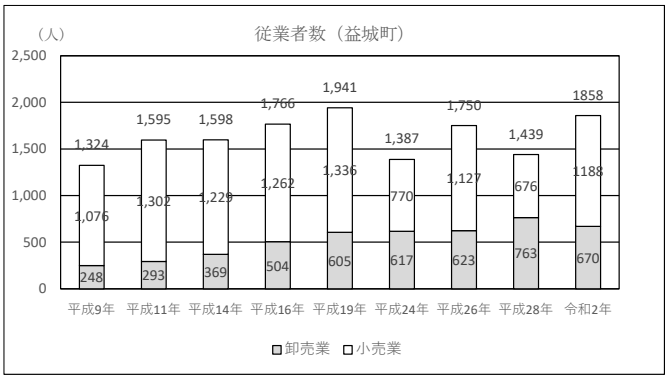

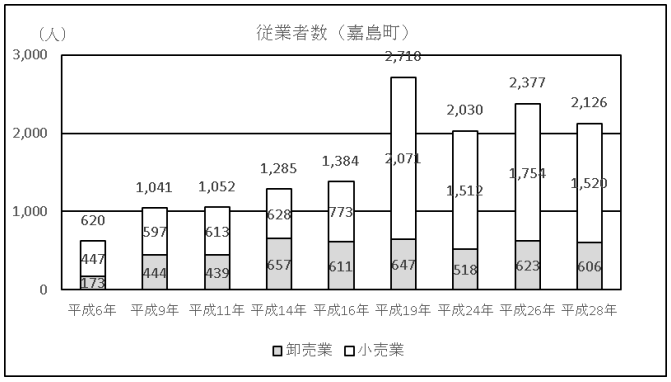

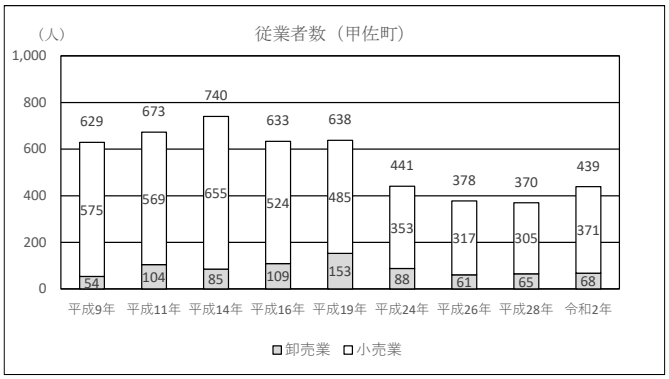

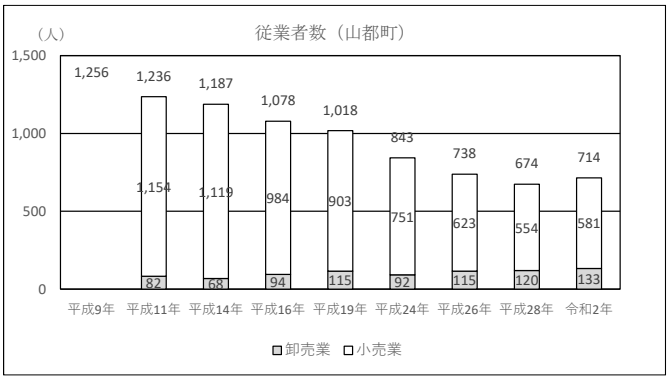

注：1. 平成 9 年、平成 11 年、平成 14 年及び平成 16 年の山都町の値は、矢部町、蘇陽町及び清和村の値の合算の値。
注：2. 平成 9 年の山都町の卸売業及び小売業の値は、清和村の値が非公表のため合計人数のみ表示。
出典：「平成 9・11・14・16・19・26・令和 3 年商業統計調査」（経済産業省 HP、令和 6 年 11 月閲覧）
「平成 24・28・令和 3 年経済センサス活動調査」（経済産業省 HP、令和 6 年 11 月閲覧）

図 3.2-7(2)　従業者数の経年変化

3.2.2 土地利用の状況

(1) 土地利用の概況

周辺町における令和3年の地目別土地利用面積を表3.2-9に、地目別土地利用面積の割合を図3.2-8に示す。御船町では「田」が26.6%と最も多く、次いで「山林」が26.2%となっている。益城町では「畑」が30.5%で最も多く、次いで「田」が27.1%となっている。嘉島町では「田」が62.5%と最も多く、次いで「宅地」が24.5%となっている。甲佐町では「山林」が55.3%と最も多く、次いで「田」が17.6%となっている。山都町では「山林」が39.0%と最も多く、次いで「原野」が29.2%となっている。土地利用図は図3.2-9に示すとおりである。

表3.2-9　周辺町の地目別土地利用面積（令和3年）

区　分	御船町		益城町		嘉島町		甲佐町		山都町	
	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
田	1,101.0	26.6	1,113.4	27.1	722.7	62.5	818.1	17.6	2,553.4	13.7
畑	850.7	20.5	1,255.1	30.5	103.6	9.0	758.5	16.3	2,751.9	14.7
宅地	376.7	9.1	611.0	14.8	283.0	24.5	307.5	6.6	457.2	2.4
鉱泉地	0.0	0.1未満	0.0	0.1未満	0.0	0.1未満	0.0	0.1未満	0.0	0.1未満
池沼	0.0	0.1未満	1.3	0.1未満	0.6	0.1	0.4	0.1未満	0.0	0.1未満
山林	1,086.1	26.2	772.1	18.8	14.0	1.2	2,575.0	55.3	7,289.3	39.0
牧場	0.0	0.1未満	0.7	0.1未満	0.0	0.1未満	0.5	0.1未満	8.1	0.1未満
原野	579.9	14.0	32.6	0.8	0.8	0.1	33.0	0.7	5,453.6	29.2
雑種地	145.8	3.5	328.3	8.0	8.0	2.8	166.5	3.6	172.6	0.9
総面積	4,140.2	100.0	4,114.5	100.0	1,157.2	100.0	4,659.5	100.0	18,686.1	100.0

注：1.数値は端数整理の都合上、総数は必ずしも100%にはならない。
出典：「令和5年統計年鑑」（熊本県HP、令和6年11月閲覧）

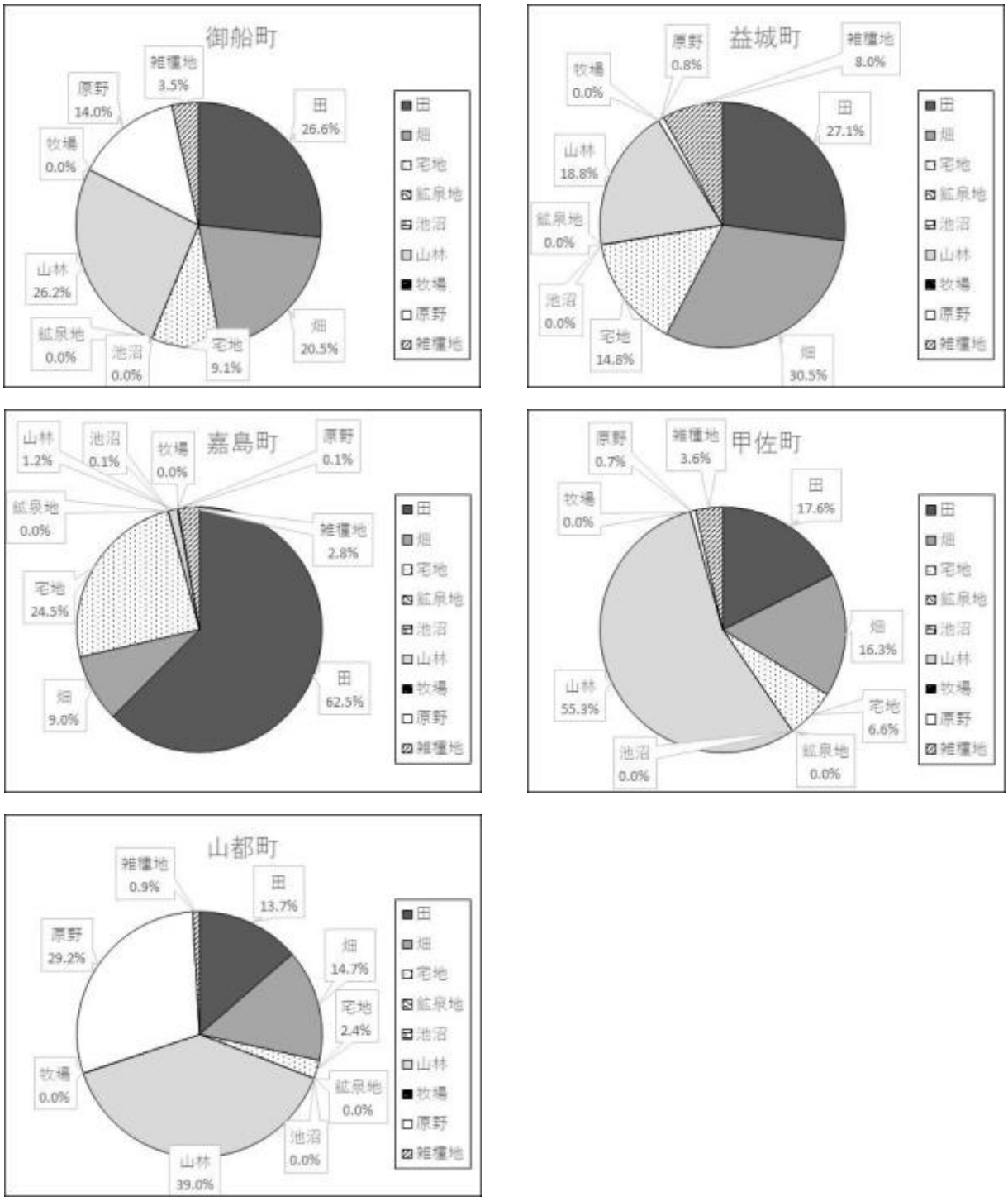

図 3.2-8　周辺町の地目別土地利用面積の割合（令和 3 年）

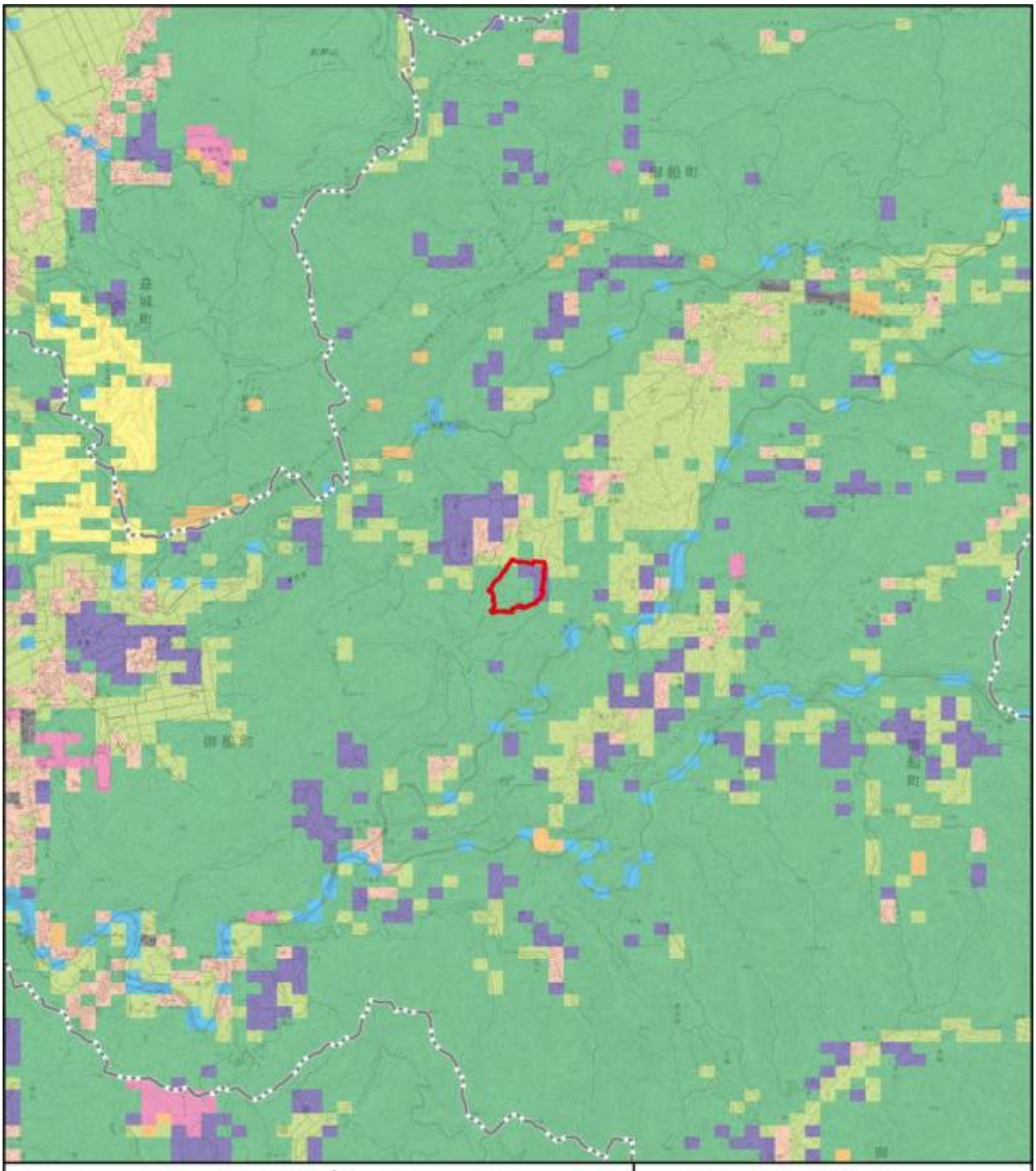
凡 例
対象事業実施区域
町 界
田
その他の農用地
森林
荒地
建物用地
道路
その他の用地
河川地及び湖沼
ゴルフ場
N
1:50,000
0
1,000
2,000m
出典：「国土数値情報ダウンロード」（国土交通省 HP、令和 7 年 10 月閲覧）

図 3.2-9　土地利用図

(2) 土地利用計画等

① 都市計画法

対象事業実施区域の周囲には都市計画区域が指定されており、対象事業実施区域の周辺における用途地域の指定状況を図 3.2-10 に示す。対象事業実施区域及びその周辺は用途地域の指定はされていない。

② 国土利用計画法

「国土利用計画法」(昭和 49 年法律第 92 号)に基づき定められた「土地利用基本計画」による都市地域、農業地域、森林地域の状況は、以下のとおりである。なお、対象事業実施区域の周囲には自然公園地域及び自然保全地域は存在しない。

(a) 都市地域

対象事業実施区域の周辺における都市地域を図 3.2-11 に示す。対象事業実施区域の周辺には都市地域が分布している。

(b) 農業地域

対象事業実施区域の周辺における農業地域を図 3.2-12 に示す。対象事業実施区域の周辺には農業地域及び農用地区域が分布している。

(c) 森林地域

対象事業実施区域の周辺における森林地域を図 3.2-13 示す。対象事業実施区域の周辺には地域森林計画対象民有林を含む森林地域が分布している。

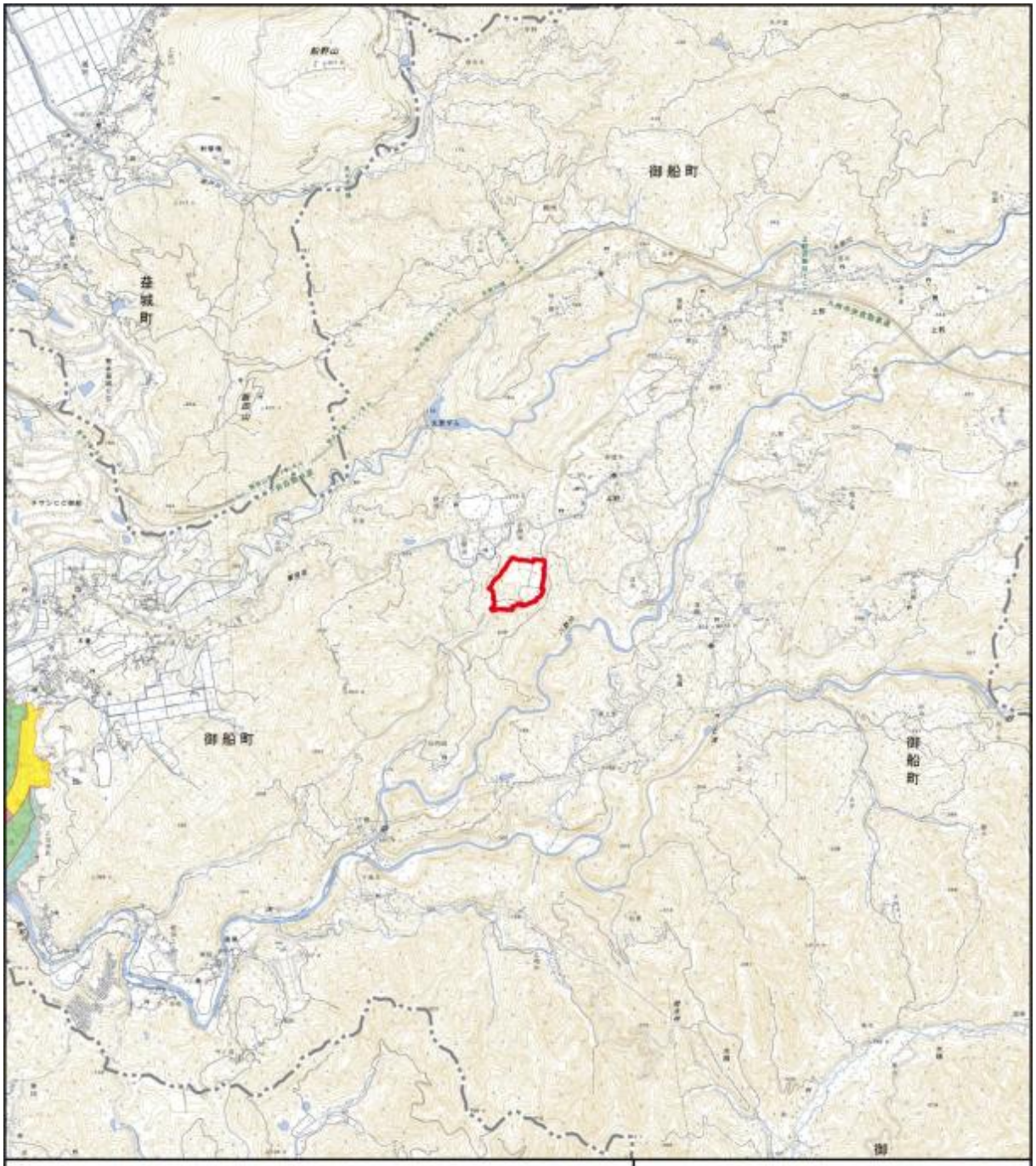

出典：「国土数値情報ダウンロード」（国土交通省 HP、令和 7 年 10 月閲覧）

図 3.2-10　用途地域の指定状況

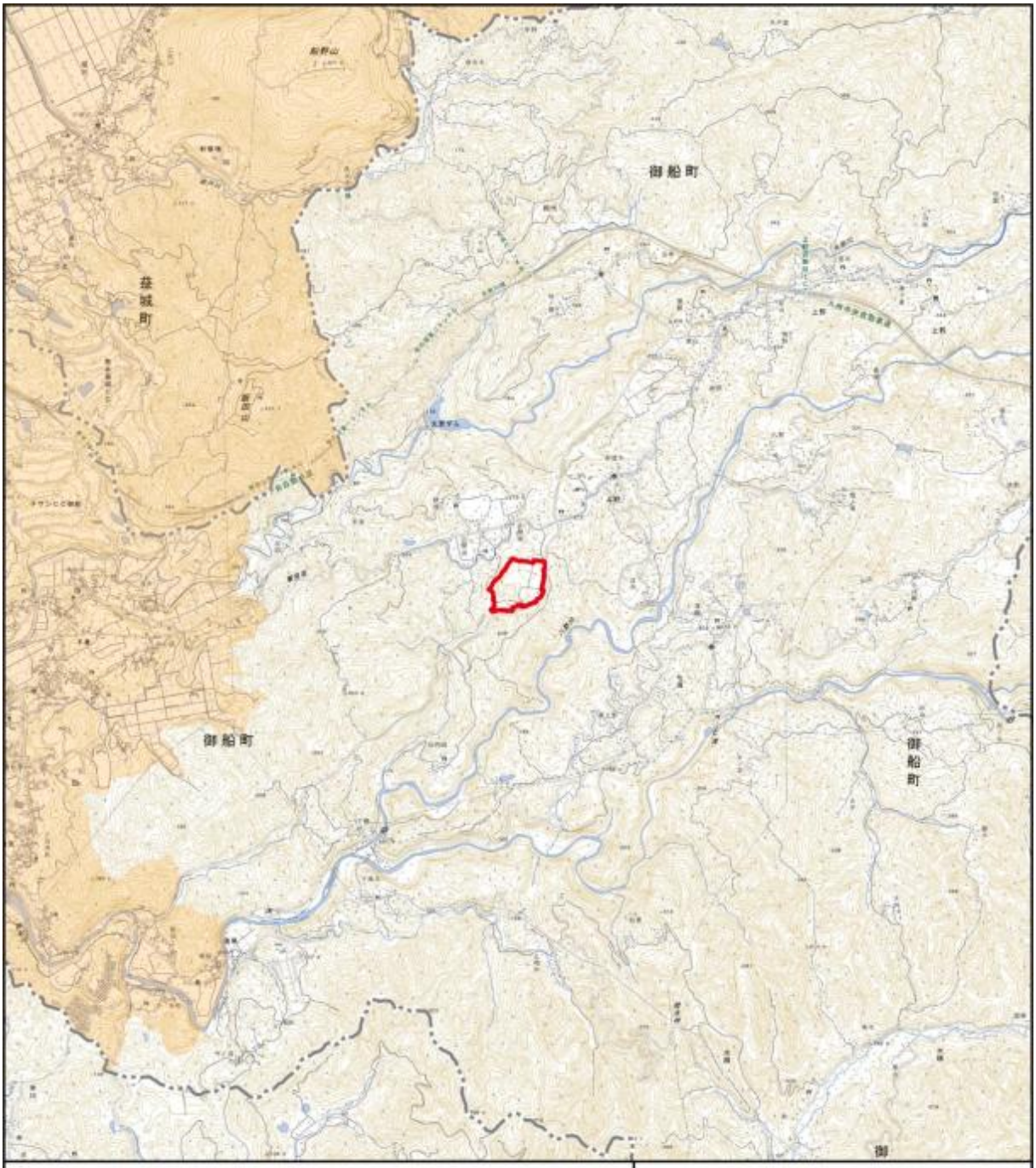

出典：「国土数値情報ダウンロード」（国土交通省 HP、令和 7 年 10 月閲覧）

図 3.2-11　都市地域の指定状況

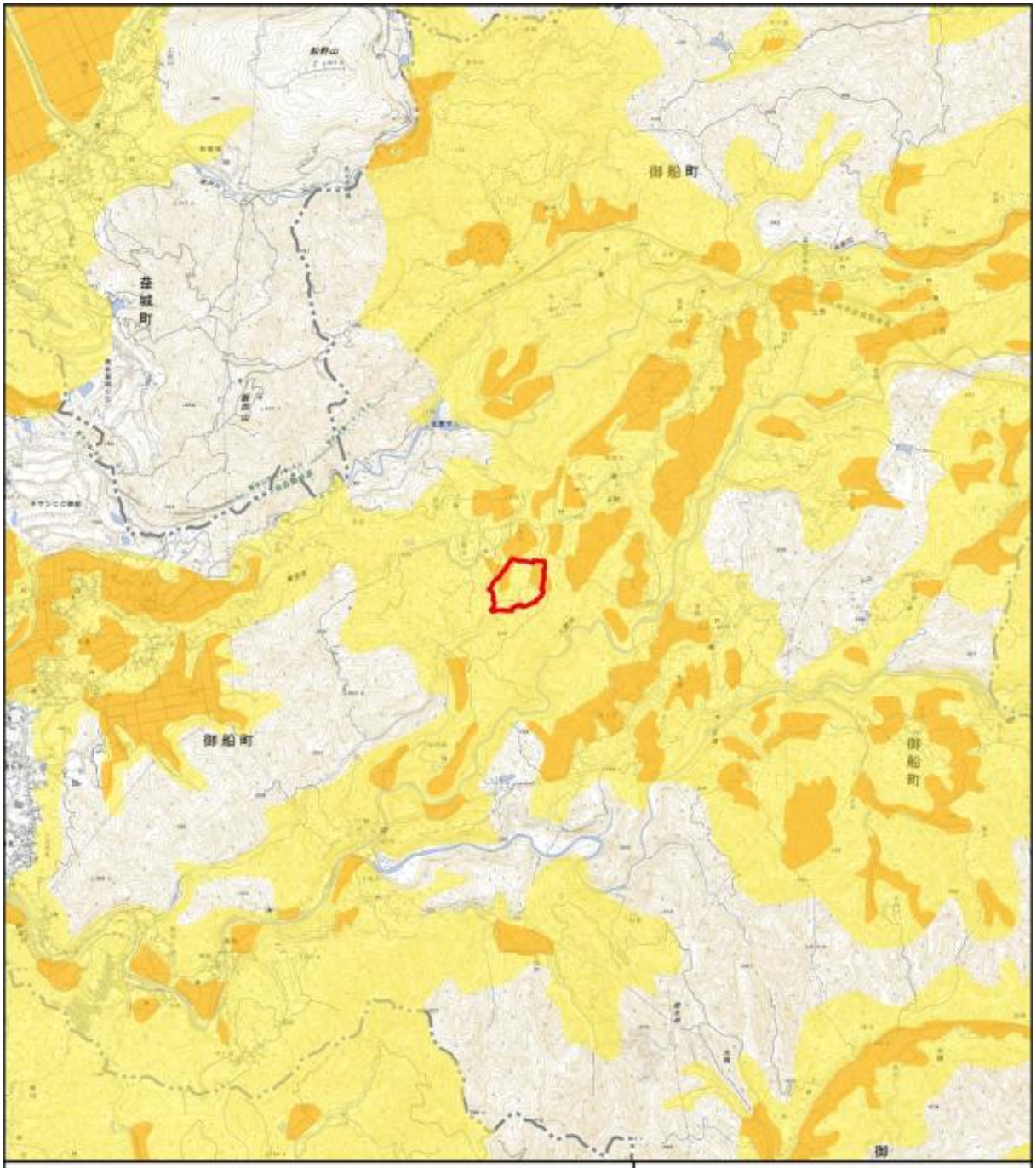

凡 例

対象事業実施区域
町　界
農業地域
農用地区域

N

1:50,000

0　1,000　2,000m

出典：「国土数値情報ダウンロード」（国土交通省 HP、令和 7 年 10 月閲覧）

図 3.2-12　農業地域の指定状況

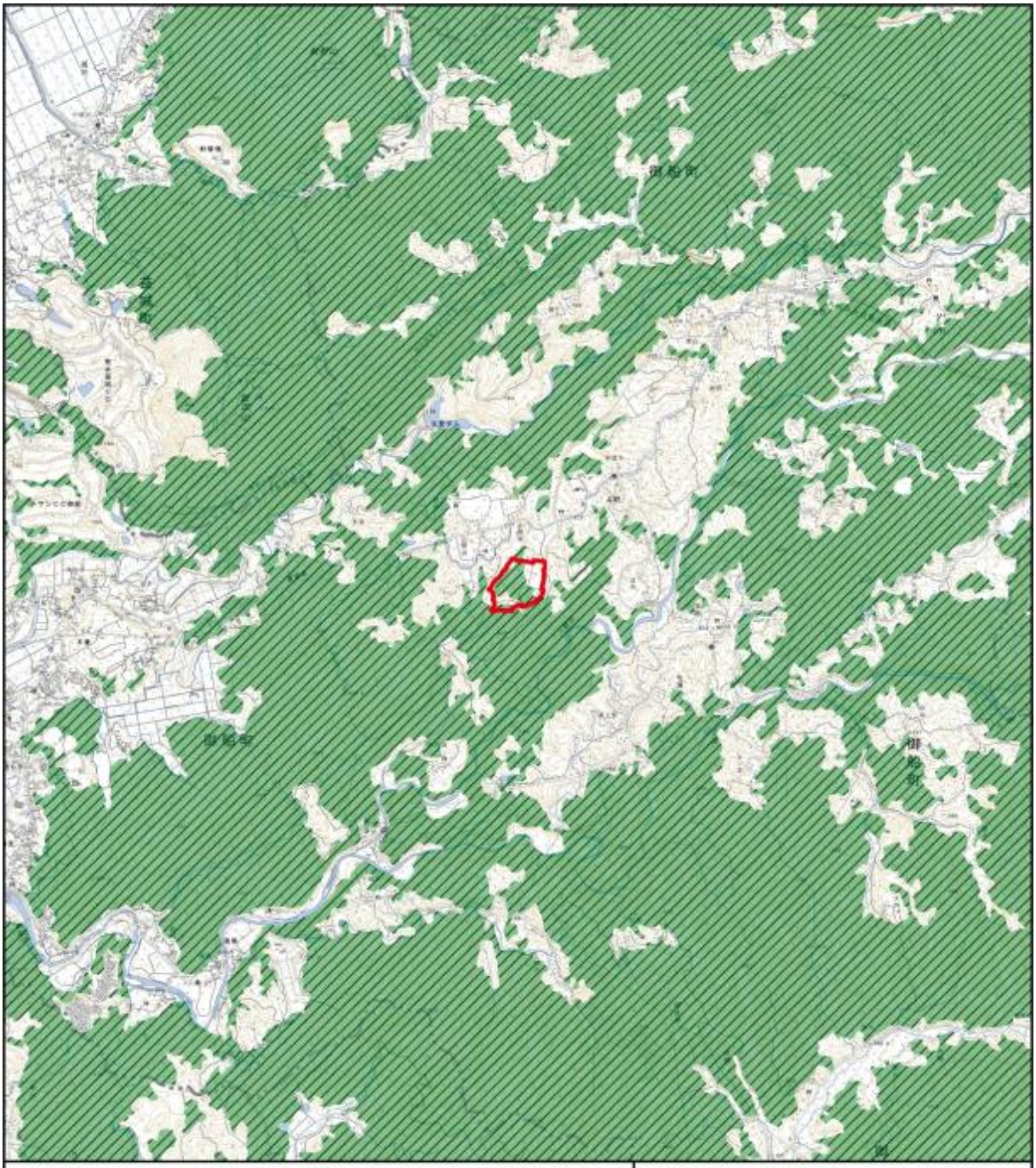

出典：「国土数値情報ダウンロード」（国土交通省 HP、令和 7 年 10 月閲覧）

図 3.2-13　森林地域の指定状況

(3) 地歴の状況

対象事業実施区域の空中写真（昭和 23 年、平成 9 年、平成 25 年）を図 3.2-14 に示す。
過去から現在まで対象事業実施区域は森林や耕作地として利用されている。

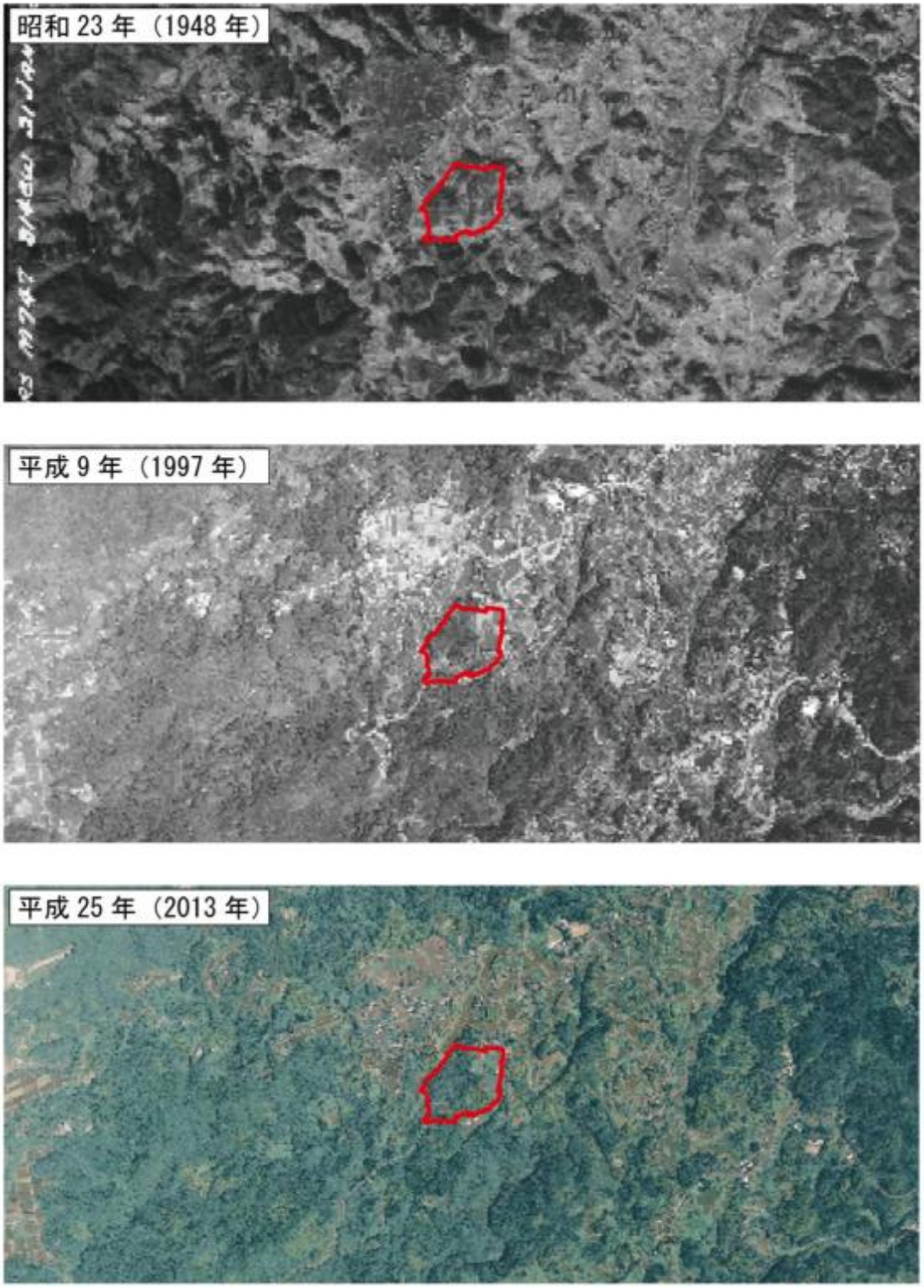

出典「地区・空中写真閲覧サービス」（令和 4 年 11 月閲覧、国土地理院 HP）

図 3.2-14　対象事業実施区域の空中写真

3.2.3 河川、湖沼及び地下水の利用の状況

(1) 河川の利用状況

① 概要

対象事業実施区域の周辺は緑川水系流域界であり、一級河川である御船川、八勢川、矢形川等がある。主要な河川の位置を図 3.2-15 に示す。

② 上水道

周辺町における令和 5 年度の上水道の普及状況を表 3.2-10 に、対象事業実施区域の周辺の給水区域を図 3.2-16 に示す。

上水道等の普及率は御船町が 96.0%、益城町が 99.1%、嘉島町が 2.2%、甲佐町が 84.1%、山都町が 76.8%となっている。

表 3.2-10　上水道等の普及現況（令和 5 年度）

町名	行政区域内総人口	上水道		簡易水道		専用水道		合　計		普及率
		計画給水人口	現在給水人口	計画給水人口	現在給水人口	確認時給水人口	現在給水人口	計画給水人口	現在給水人口	
	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（%）
御船町	16,426	17,400	15,771	－	－	－	－	17,400	15,771	96.0
益城町	32,966	50,000	32,615	－	－	3,426	651	50,601	32,674	99.1
嘉島町	9,914	－	－	4,950	217	－	－	4,950	217	2.2
甲佐町	9,906	9,240	8,101	600	194	187	33	10,027	8,328	84.1
山都町	12,531	10,000	9,747	700	491	1,608	1, 316	11,243	9,621	76.8

注：令和 5 年 3 月 31 日現在の値である。
出典：「熊本県の水道（令和 5 年 3 月 31 日現在)」（熊本県 HP、令和 7 年 10 月閲覧）

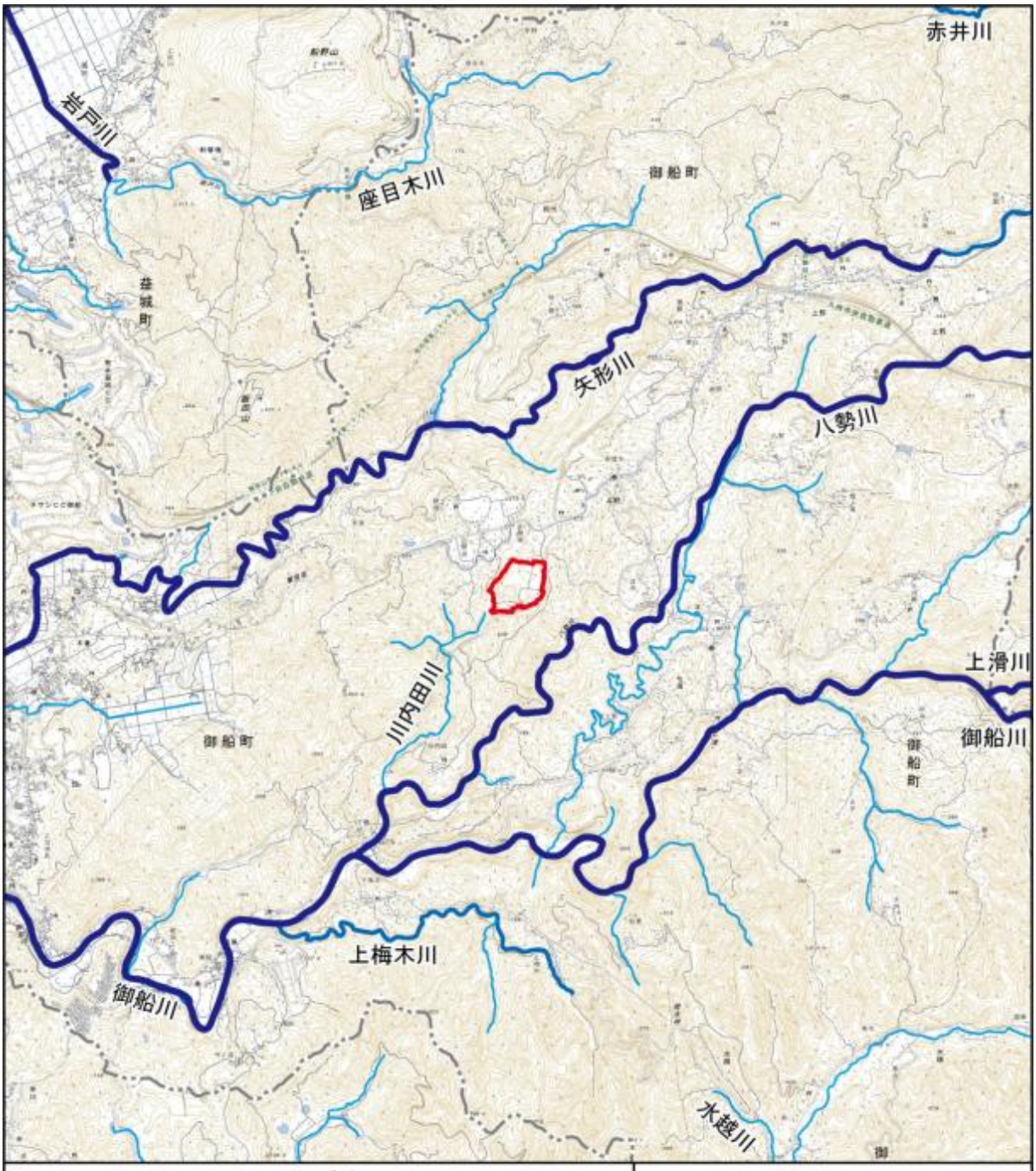

出典：「国土数値情報ダウンロード」（国土交通省 HP、令和 7 年 10 月閲覧）

図 3.2-15　調査対象地域の主な河川

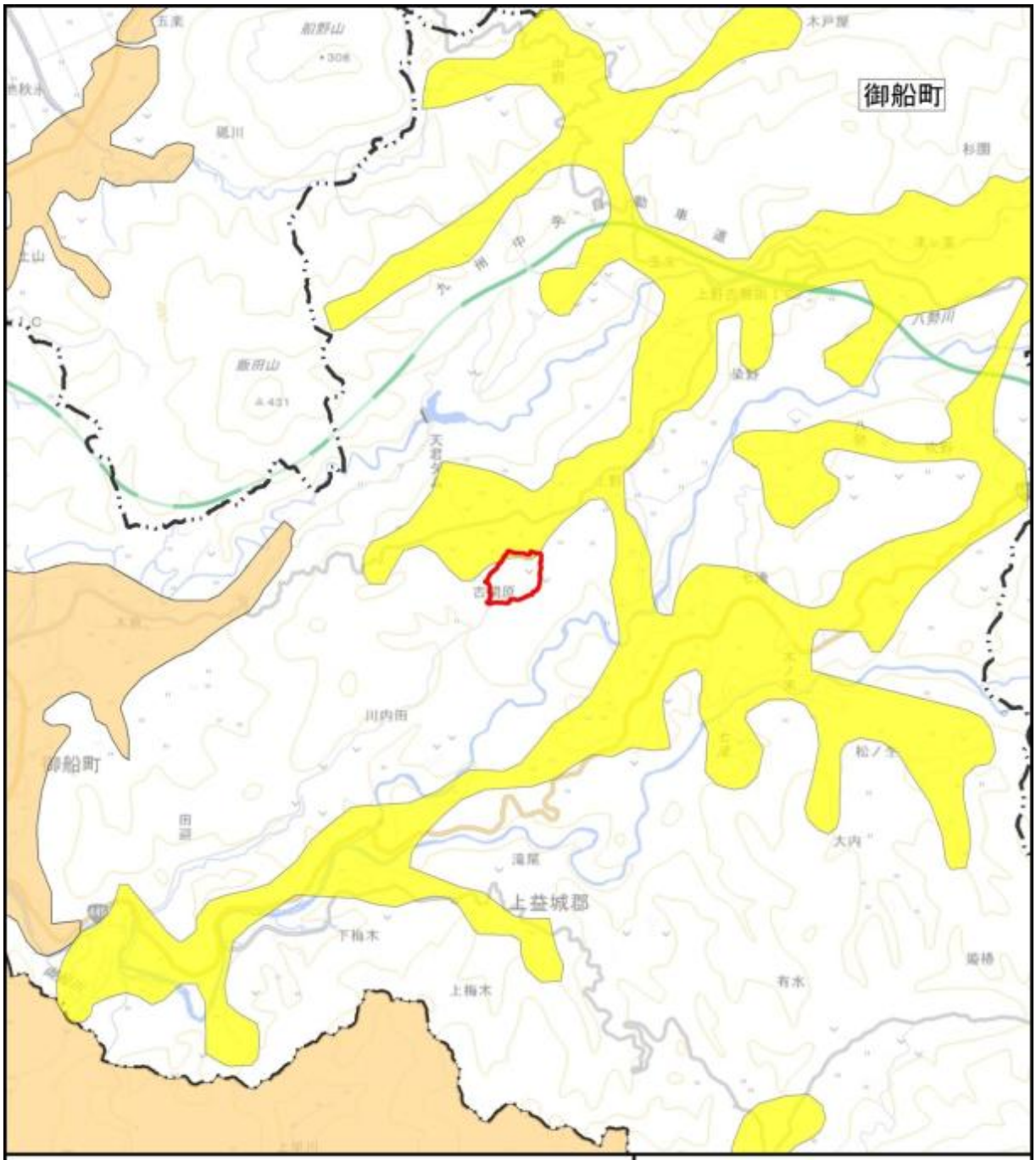

注：図中の御船町内の簡易水道給水区域について、出典資料においては簡易水道給水区域に指定されているが、御船町に確認した結果、現在は御船町内で簡易水道給水区域はなく、全て上水道給水区域となっている。

出典：「環境アセスメントデータベース」（環境省 HP、令和 7 年 9 月閲覧）
「ましきマップ」（益城町 HP、令和 7 年 10 月閲覧）

図 3.2-16　調査対象地域の上水道給水区域

③ 漁業権

対象事業実施区域の周辺の河川及び湖沼においては、御船川等において内水面漁業権が設定されている。内水面漁業権の設定状況を表 3.2-11 に、内水面漁業権が設定されている河川の位置を図 3.2-17 に示す。

表 3.2-11　内水面漁業権の設定状況

漁業権番号	漁業権者	漁業の種類	漁業の名称
内共第 4 号	緑川漁業協同組合	第 1 種共同漁業権	しじみ漁業
		第 5 種共同漁業権	あゆ、こい、ふな、うなぎ、おいかわ（はえ）、わかさぎ、やまめ、もくずがに、ぬまえび類（もえび）、てながえび、すっぽん漁業

注：令和 4 年 4 月 1 日現在。
出典：「熊本県の水産（令和 4 年 6 月）」（熊本県 HP、令和 6 年 11 月閲覧）

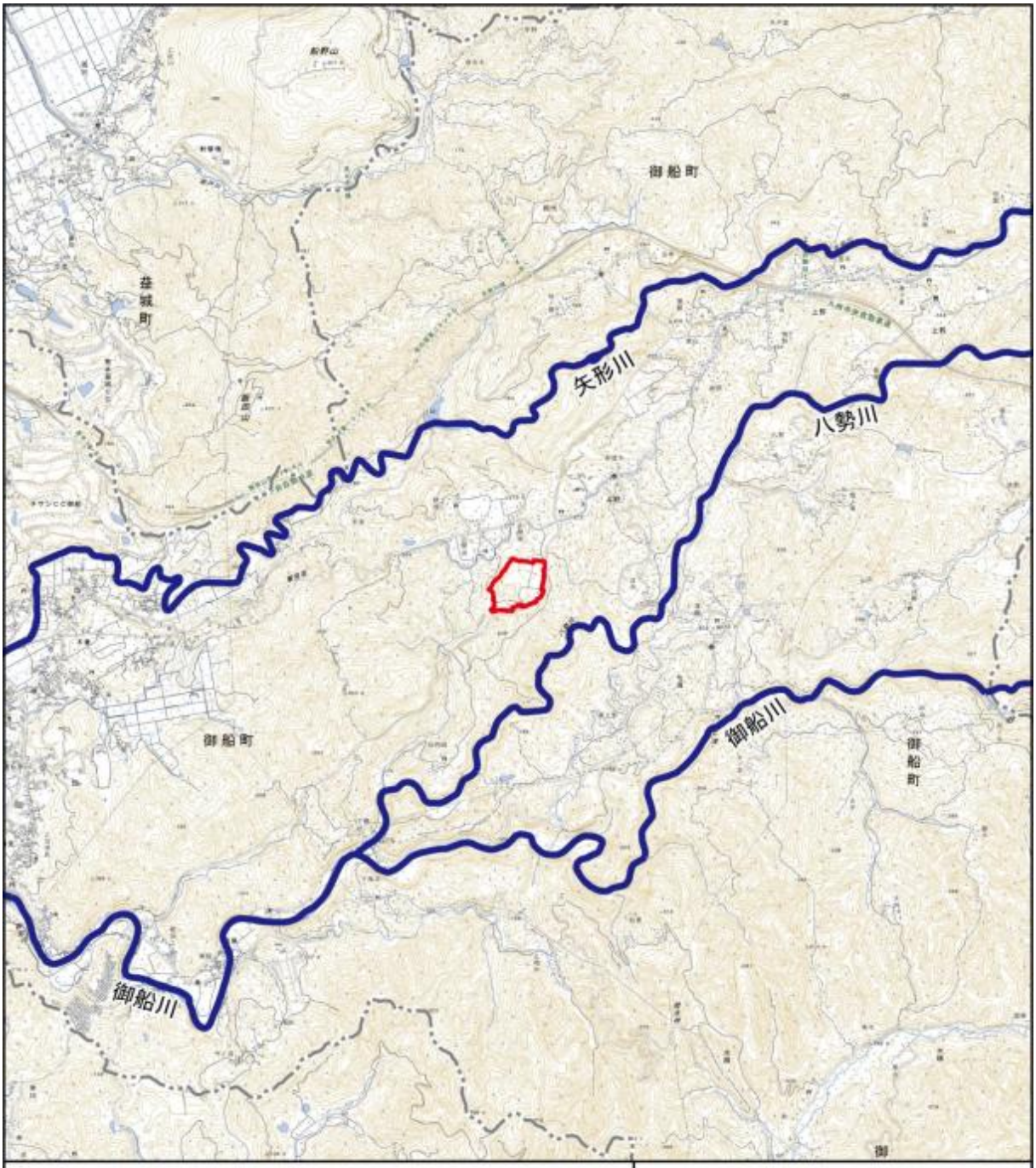

凡 例

対象事業実施区域

町　界

内共第4号の漁場の区域

N

1:50,000

0　1,000　2,000m

出典：「環境アセスメントデータベース」（環境省 HP、令和７年９月閲覧）

図 3.2-17　調査対象地域の内水面漁業権の指定状況

(2) 地下水の利用状況

熊本県では、「熊本県地下水保全条例」（平成 2 年熊本県条例第 52 号）に基づき、熊本地域を重点地域に、また、熊本周辺、八代、玉名・有明、天草の 4 地域を指定地域に指定し、吐出口の断面積が一定規模を超える揚水設備又は自噴井戸で地下水を採取する場合は、毎年 1 回採取量の報告を行う必要となっており、周辺町においては御船町、益城町、嘉島町及び甲佐町が重点地域に指定されている。御船町、益城町、嘉島町及び甲佐町の令和 5 年度の地下水の採取状況を表 3.2-12 に示す。

地下水の合計採取量は御船町が 1,620,553m^3、益城町が 10,438,564m^3、嘉島町が 3,405,525m^3、甲佐町が 1,586,971m^3 となっている。

表 3.2-12　地下水の採取現況（令和 5 年度）

用途	農業		水産養殖		工業		建築物	
町名	井戸数（本）	採取量（m^3）	井戸数（本）	採取量（m^3）	井戸数（本）	採取量（m^3）	井戸数（本）	採取量（m^3）
御船町	8	76,979	0	0	9	114,007	20	266,971
益城町	50	1,340,414	2	0	17	1,544,132	31	412,709
嘉島町	4	2,928	37	1,514,258	13	1,312,379	50	482,987
甲佐町	3	13,550	0	0	11	100,036	13	199,984

用途	水道		家庭その他		合計	
町名	井戸数（本）	採取量（m^3）	井戸数（本）	採取量（m^3）	井戸数（本）	採取量（m^3）
御船町	7	1,157,970	1	4,626	45	1,620,553
益城町	18	5,401,053	16	1,740,256	134	10,438,564
嘉島町	3	92,973	0	0	107	3,405,525
甲佐町	5	1,267,488	1	5,913	33	1,586,971

出典：「令和 5 年度地下水採取状況について」（熊本県 HP、令和 6 年 11 月閲覧）

(3) 利水の利用状況

周辺町のため池の概要を表 3.2-13 に示す。

御船町には 43 箇所、益城町には 21 箇所、嘉島町には 3 箇所、甲佐町には 42 箇所、山都町には 29 箇所ため池が整備されている。

表 3.2-13(1)　周辺町のため池の概要

名称	所在地	総貯水量（千 m³）	名称	所在地	総貯水量（千 m³）
野中溜池	御船町高木 5074	50.00	釜出溜池(上)	御船町上野地内	6.50
平皿溜池	御船町高木 5263	30.00	阿弥陀溜池	御船町高木地内	10.00
仏生溜池	御船町高木 5341	20.00	下谷川溜池	御船町高木地内	不明
亀山溜池	御船町高木 4512	15.00	妙見堂溜池	御船町水越地内	0.60
のぼろ溜池	御船町木倉 6458	7.00	瓜山溜池２	御船町御船 510	不明
たつぐえ溜池	御船町木倉 6455	3.00	板の窪溜池	御船町田代 508	2.00
玉虫溜池	御船町滝尾 1008	6.00	辺田下溜池	御船町高木地内	不明
滝園上溜池	御船町七滝 3002	10.00	山ノ谷の堤	御船町木倉字山ノ谷 5801	不明
滝園下溜池	御船町七滝 2593	3.00	釜出溜池(下)	御船町上野堤の本 6049	20.00
小川野溜池	御船町七滝 5324	5.00	猿山の堤	御船町水越猿山	不明
八勢溜池	御船町上野 295-1	30.00	裏ため池	御船町木倉地内	4.00
五里木溜池	御船町上野 204	7.50	三王免ため池	益城町大字小池字三王免 3220	15.00
東べら溜池	御船町田代 6472	7.00	小池の堤	益城町大字小池字丸林 2362	62.00
木戸屋溜池	御船町田代 3925	1.50	新池	益城町大字小池字浦田 3033	4.40
立野溜池	御船町高木 2127	1.50	椎の木迫の堤	益城町大字小池字椎木迫 3174	57.00
後迫溜池	御船町高木 3549	2.50	新屋敷第２堤	益城町大字小池字烏帽子嶽 3281	17.00
牛ノ地獄溜池（井ノ地獄）	御船町高木 3282	3.00	新屋敷第１堤	益城町大字小池字大人足 3474	37.00
下中原溜池	御船町高木 2714-1	3.00	宮園の堤	益城町大字砥川字宮園 2087	17.00
中原溜池	御船町高木 2853-1	7.00	舟井川第２堤	益城町大字砥川字舟井川 2849	26.00
辺田上溜池	御船町高木 4210	3.00	舟井川第１堤	益城町大字砥川字舟井川 2857	18.00
観音院溜池	御船町木倉 1674	4.00	亀ノ子堤	益城町大字福原字東烏山 6185	9.90
上辺田見溜池	御船町辺田見 834	1.00	福田寺の堤	益城町大字福原字福田寺 5587	6.00
油面溜池	御船町木倉 1832	4.00	平田堤	益城町大字平田字堤 259	28.00
宮ノ原溜池	御船町木倉 1956	7.00	堂園の池	益城町上陳 657 地先	19.00
上松迫溜池	御船町木倉 2168	4.00	長谷第１堤	益城町大字福原字村上 4181	28.00
滝川溜池（牛ヶ瀬）	御船町滝川 1615	21.00	長谷第２の堤	益城町大字福原字長谷 4170	28.00
上山神溜池	御船町御船 416	3.00	素麺滝	益城町赤井 1893 地先	10.00
白岩溜池	御船町御船 186	5.00	秋永防災ダム	益城町小池 2074-2 地先	3.10
平原溜池 1	御船町辺田見 1398	2.00	葉山の堤	益城町大字砥川字葉山 2150	37.00
平原溜池 2	御船町辺田見 1393	1.00	城ノ尾堤	益城町大字砥川字城尾 3045	15.00
竹の迫溜池 1	御船町滝尾 5276	4.40	平田中堤	益城町大字平田字鍬迫 712	5.20
竹の迫溜池 2	御船町滝尾 4871	4.00	三竹堤	益城町大字下陳字三竹 808	13.00

注：令和 2 年 12 月 12 日更新。
出典：「熊本県農業用ため池データベース」（熊本県 HP、令和 6 年 11 月閲覧）

表 3.2-13(2)　周辺町のため池の概要

名称	所在地	総貯水量（千 m^3）	名称	所在地	総貯水量（千 m^3）
浮島	嘉島町井寺 2822	108.00	玄蕃谷	甲佐町船津字玄蕃谷 2923-1 地内	1.20
干原	嘉島町北甘木 232 地先	8.70	大谷	甲佐町船津字大谷 3061-2 地内	1.20
松ノ木迫	嘉島町大字北甘木 724	5.90	上小塚第 1	甲佐町早川字上小塚 268	6.00
新中山溜池	甲佐町中山 650	8.00	天神森	甲佐町上早川字上田代 3671-1	2.00
前田溜池	甲佐町中山 363	23.00	中尾	甲佐町中横田字中尾 1487	7.00
鎌迫溜池	甲佐町南三箇 1312	35.00	目野	甲佐町中横田字上目野 1308	6.00
めおと下溜池	甲佐町南三箇 1144	29.00	栗山	甲佐町西寒野字鹿生田 970	3.10
めおと上溜池	甲佐町南三箇 1141	28.00	西下（小堤）	甲佐町西寒野字宮園 1510	4.00
大平溜池	甲佐町南三箇 1275	70.00	山田ため池	山都町山田 274	125.00
長田溜池	甲佐町南三箇 91-1	33.00	石堂ため池	山都町三ヶ 2640	26.00
世持下溜池	甲佐町世持 825	38.00	七ツ迫ため池	山都町白石 253 地先	4.00
世持上溜池	甲佐町世持 876	25.00	宮田ため池	山都町菅尾 330-2 地先	0.20
笹尾溜池	甲佐町船津 3139	5.00	小崎第１ため池	山都町菅尾 621 地先	0.30
平八溜池	甲佐町船津 2027	6.00	小崎第２ため池	山都町菅尾 802 地先	0.50
八瀬尾上溜池	甲佐町船津 2039	18.00	境の谷ため池	山都町菅尾 633 地先	0.80
八瀬尾下溜池	甲佐町船津 2031	40.00	菖蒲の口ため池	山都町下名連石 2250 地先	0.40
馬門溜池	甲佐町船津 1684	12.00	松尾ため池	山都町三ケ 1133 地先	5.00
上小塚第２溜池	甲佐町早川 309	20.00	日南田ため池	山都町三ケ 1762 地先	1.50
上小塚第３溜池	甲佐町早川 128	5.00	藤木ため池	山都町藤木 501 地先	3.00
後山溜池	甲佐町上早川 1885	17.00	赤迫ため池	山都町男成 723 地先	4.00
鴫山溜池	甲佐町上早川 2928	15.00	山中谷下ため池	山都町入佐 3376-1 地先	1.50
山口溜池	甲佐町上早川 4279	5.00	小払ため池	山都町小笹 506 地先	5.00
田代新溜池	甲佐町上早川 3479-2	14.00	京の女郎ため池	山都町長田 516 地先	8.70
上田代溜池	甲佐町上早川 3533	20.00	小柏原ため池	山都町島木 408 地先	1.60
宮ノ尾溜池	甲佐町中横田 1988	6.00	藤木下ため池	山都町藤木 588-2 地先	0.90
早馬溜池	甲佐町中横田 915	8.00	長田ため池	山都町長田 132 地先	0.30
立神溜池	甲佐町中横田 67	18.00	井無田ため池	山都町井無田 1383 地先	46.00
西上溜池	甲佐町西寒野 1509	19.00	赤迫ため池	山都町大平 476 地先	3.00
平太郎溜池	甲佐町西寒野 2277	7.00	栃原ため池	山都町小峰 415-3 地先	0.60
古閑溜池	甲佐町東寒野 587	16.00	小峰ため池	山都町小峰 1927 地先	0.60
内田溜池	甲佐町東寒野 2158	8.00	山中谷上ため池	山都町入佐池田 3205	0.60
京地溜池	甲佐町上揚 465-1	27.00	ヒゲブクため池	山都町下名連石下髭副 3890	1.00
安平溜池	甲佐町安平 237	4.00	日南田下ため池	山都町三ケ年之神 1896	1.20
小鹿溜池	甲佐町小鹿 872-1	30.00	谷山ため池	山都町牧野岩の下 1138	0.50
西原溜池	甲佐町西原 310-1	10.00	馬見原上ノ川ため池	山都町馬見原上ノ川 798	0.60
裏田	甲佐町田口字中山原 588	8.00	大野東御手洗のため池	山都町大野宮ノ後 777	0.10
豊原溜池	甲佐町南三箇字豊原 292	9.00	郷野原ため池	山都町郷野原赤迫 2004 地先	78.30

注：令和 2 年 12 月 12 日更新。
出典：「熊本県農業用ため池データベース」（熊本県 HP、令和 6 年 11 月閲覧）

3.2.4 交通の状況

対象事業実施区域の周辺の主要な道路交通網の状況を図 3.2-18 に示す。対象事業実施区域の周辺には、九州中央自動車道、一般国道 443 号、一般国道 445 号、県道 219 号横野矢部線及び県道 221 号田代御船線などが通っている。対象事業実施区域の周辺の主要道路の令和 3 年度の交通量を表 3.2-14 に、測定地点を図 3.2-18 に示す。

なお、対象事業実施区域の周辺には鉄道は存在していない。

表 3.2-14　対象事業実施区域の周辺の交通量（令和 3 年度・道路交通センサス）

図番号	路線名	昼間 12 時間交通量				24 時間交通量				混雑度
		小型車(台)	大型車(台)	計(台)	大型車混入率	小型車(台)	大型車(台)	計(台)	大型車混入率	
1	一般国道 443 号	*6,636*	*1,938*	*8,574*	*22.6%*	*8,361*	*2,271*	*10,632*	*21.4%*	*1.01*
2	一般国道 443 号	9,751	1,292	11,043	11.7%	12,067	1,737	13,804	12.6%	*1.10*
3	一般国道 445 号	10,250	939	11,189	8.4%	12,450	1,312	13,762	9.5%	0.68
4	一般国道 445 号	*7,790*	*604*	*8,394*	*7.2%*	*9,479*	*930*	*10,409*	*8.9%*	*1.03*
5	主要地方道 57 号 益城矢部線	*299*	*34*	*333*	*10.2%*	*369*	*47*	*416*	*11.3%*	*0.27*
6	県道 152 号 稲生野甲佐線	*173*	*24*	*197*	*12.2%*	*214*	*32*	*246*	*13.0%*	*0.16*
7	県道 219 号 横野矢部線	*323*	*20*	*343*	*5.8%*	*396*	*33*	*429*	*7.7%*	*0.07*
8	県道 221 号 田代御船線	*249*	*9*	*258*	*3.5%*	*304*	*19*	*323*	*5.9%*	*0.04*
9	県道 235 号 益城菊陽線	*2,574*	*308*	*2,882*	*10.7%*	*3,101*	*386*	*3,487*	*11.1%*	*0.43*

注：1.昼間 12 時間交通量は午前 7 時から午後 7 時の間。
注：2.斜体及び下線で示した値は推定値である。
注：3.図番号は、図 3.2-18 に対応している。
出典：「令和 3 年度　全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査　集計表」
（国土交通省 HP、令和 6 年 11 月閲覧）



図 3.2-18 調査対象地域の主要な道路及び交通量調査道路

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況

(1) 学校・保育所等

対象事業実施区域の周辺の学校、保育所などを表 3.2-15 に、それらの位置を図 3.2-19 に示す。対象事業実施区域の北東側約 0.8km に御船町立七滝中央小学校、御船町立上野保育園がある。

(2) 福祉施設

対象事業実施区域の周辺の福祉施設を表 3.2-15 に、その位置を図 3.2-19 に示す。対象事業実施区域の北東側約 0.8km に小規模多機能ホームみどりの丘がある。

(3) 病院・診療所

対象事業実施区域の周辺の診療所を表 3.2-15 に、その位置を図 3.2-19 に示す。対象事業実施区域の北東側約 0.8km に古閑整形外科胃腸科医院がある。

表 3.2-15　対象事業実施区域の周辺の学校・保育所等

分類	図番号	名称	所在地
認可保育所	1	御船町立上野保育園	上益城郡御船町上野 1519-2
	2	私立滝尾たんぽぽ園	上益城郡御船町滝尾 6257-9
	3	益城町立第二保育所	上益城郡益城町砥川 125-1
認定こども園	4	認定こども園みどりの里	上益城郡御船町木倉 1700-1
	5	認定こども園滝尾幼稚園	上益城郡御船町滝尾 6257-9
小学校	6	御船町立滝尾小学校 （学童保育たんぽぽクラブ）	上益城郡御船町滝尾 934-1 （御船町滝尾 1025）
	7	御船町立七滝中央小学校 （学童保育かなえばクラブ）	上益城郡御船町上野 1500 （御船町上野 1527-1）
	8	御船町立木倉小学校 （学童保育あけぼのクラブ）	上益城郡御船町木倉 954
	9	益城町立飯野小学校 （飯野小児童クラブ）	上益城郡益城町砥川 137
特別養護老人ホーム	10	特別養護老人ホーム グリーンヒルみふね	上益城郡御船町辺田見 840-9
	11	特別養護老人ホーム 華ほたる	上益城郡御船町辺田見 840-3
小規模多機能型居宅介護	12	小規模多機能ホーム　みどりの丘	上益城郡御船町上野 1519-2
診療所	13	古閑整形外科胃腸科医院	上益城郡御船町上野 1536
	14	特別養護老人ホーム グリーンヒルみふね	上益城郡御船町辺田見 840-9
	15	砥川クリニック	上益城郡益城町砥川 1726
フリースクール等	16	フリースクールさなぎのもり	上益城郡御船町上野 1587
生活介護	17	田代西部福祉センター生活介護事業所	上益城郡御船町田代 1842-4

注：図番号は、図 3.2-19 に対応している。

出典：「令和 5 年度学校一覧」（熊本県教育委員会 HP、令和 6 年 11 月閲覧）
「保育園・幼稚園」（御船町 HP、令和 6 年 11 月閲覧）
「認可保育所等一覧表（令和 6 年 10 月 9 日現在)」（益城町 HP、令和 6 年 11 月閲覧）
「学童保育」（御船町 HP、令和 6 年 11 月閲覧）
「放課後児童クラブについて」（益城町 HP、令和 6 年 11 月閲覧）
「介護サービス情報公表システム」（厚生労働省 HP、令和 6 年 12 月閲覧）
「国土数値情報ダウンロードサービス　医療機関」（国土交通省 HP、令和 6 年 11 月閲覧）
「フリースクール等」（熊本市教育委員会事務局 HP、令和 6 年 11 月閲覧）
「令和 6 年度上益城地区保健福祉環境の業務概要」（熊本県 HP、令和 7 年 3 月閲覧）

(4) 住宅等の状況

対象事業実施区域の周囲における住宅等の配置の状況を図 3.2-20 に示す。住宅等は対象事業実施区域の北側に分布している。

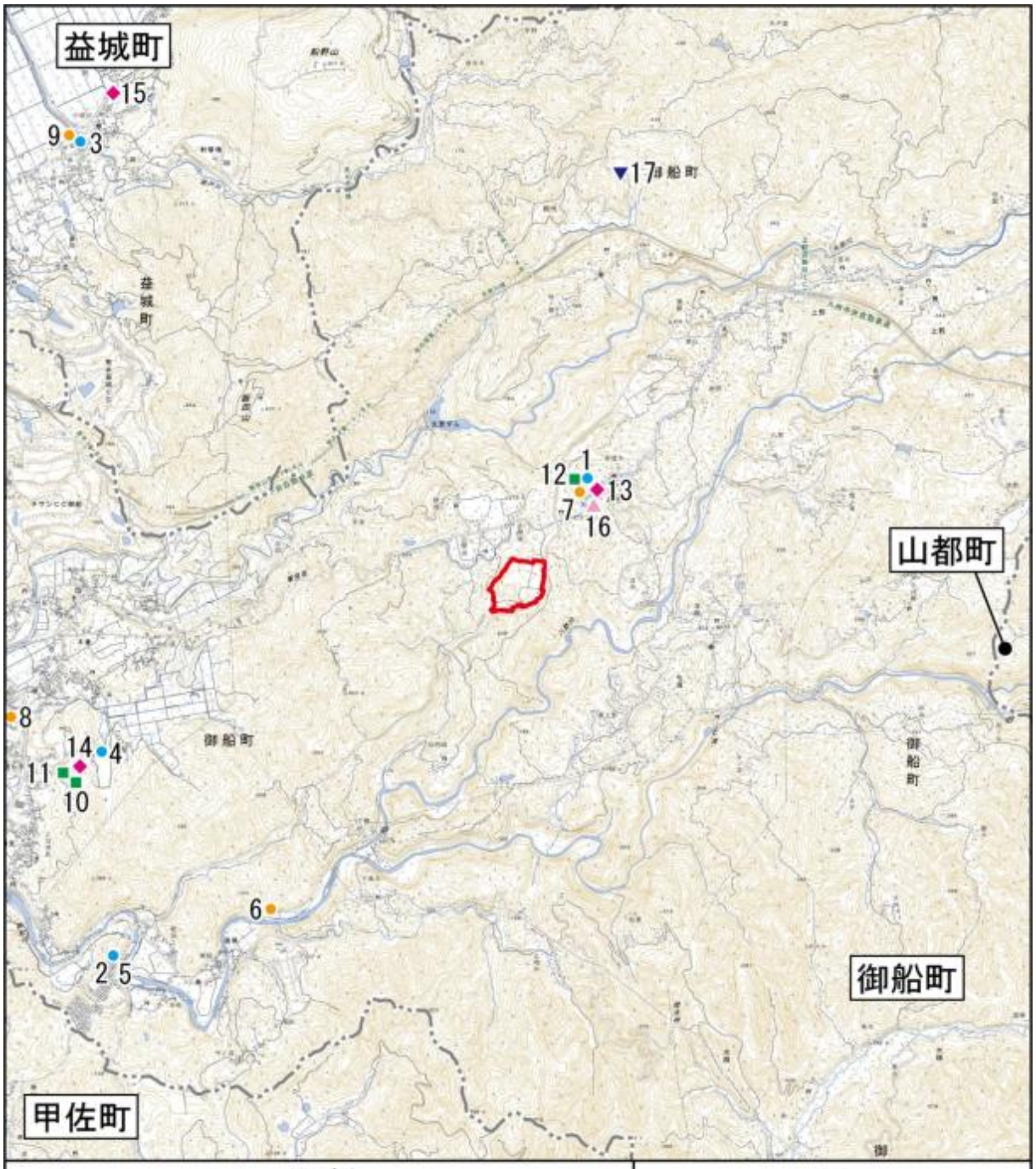

出典：「令和５年度学校一覧」（熊本県教育委員会 HP、令和６年 11 月閲覧）
「保育園・幼稚園」（御船町 HP、令和６年 11 月閲覧）
「認可保育所等一覧表（令和６年 10 月９日現在）」（益城町 HP、令和６年 11 月閲覧）
「学童保育」（御船町 HP、令和６年 11 月閲覧）
「放課後児童クラブについて」（益城町 HP、令和６年 11 月閲覧）
「介護サービス情報公表システム」（厚生労働省 HP、令和６年 12 月閲覧）
「国土数値情報ダウンロードサービス　医療機関」（国土交通省 HP、令和６年 11 月閲覧）
「フリースクール等」（熊本市教育委員会事務局 HP、令和６年 11 月閲覧）
「令和６年度上益城地区保健福祉環境の業務概要」（熊本県 HP、令和７年３月閲覧）

図 3.2-19　環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

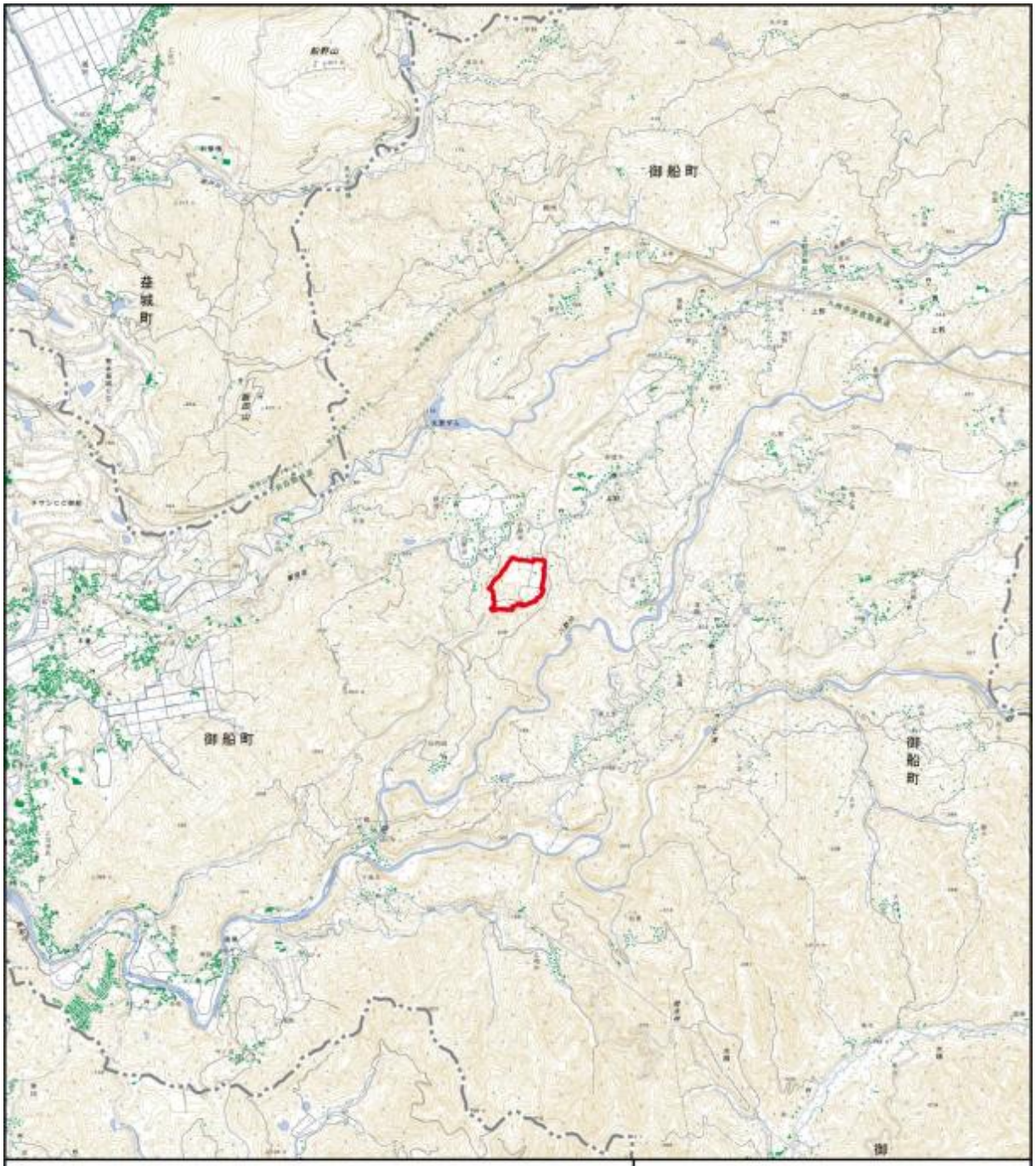

出典：「国土数値情報ダウンロード」（国土交通省 HP、令和 7 年 10 月閲覧）

図 3.2-20　調査対象地域の住宅等

3.2.6 下水道の整備状況

(1) 汚水処理の普及状況

周辺町における令和 5 年 3 月 31 日現在での汚水処理の普及状況を表 3.2-16 に示す。汚水処理人口普及率は御船町 84.7%、益城町 99.5%、嘉島町 94.4%、甲佐町 71.3%、山都町 68.8%となっている。

表 3.2-16　周辺町の汚水処理の普及状況（令和 5 年 3 月 31 日現在）

項目		御船町	益城町	嘉島町	甲佐町	山都町
住民基本台帳人口（人）		17,247	33,993	10,175	10,072	13,117
汚水処理人口（人）		14,605	33,822	9,607	7,181	9,019
汚水処理人口普及率（%）		84.7	99.5	94.4	71.3	68.8
下水道	下水道処理人口（人）	9,165	31,730	7,941	0	0
	下水道整備率（%）	53.1	93.3	78.0	0.0	0.0
農業集落排水施設等	農排等整備人口（人）	0	1,868	0	0	0
	農排等整備率（%）	0.0	5.5	0.0	0.0	0.0
合併処理浄化槽等	住宅用途合併処理浄化槽設置済人口（人）	5,440	224	1,666	7,181	9,019
	浄化槽人口普及率（%）	31.5	0.7	16.4	71.3	68.8

出典：「熊本県の汚水処理人口普及状況（令和 6 年 3 月 31 日現在)」（熊本県 HP、令和 7 年 2 月閲覧）

(2) し尿処理の状況

周辺町における令和 5 年度末でのし尿処理の状況を表 3.2-17 に示す。水洗化人口は御船町 15,773 人、益城町 33,745 人、嘉島町 9,920 人、甲佐町 8,782 人、山都町 9,975 人となっている。

表 3.2-17　し尿処理の状況（令和 5 年度）

項目		御船町	益城町	嘉島町	甲佐町	山都町
水洗化人口（人）		15,773	33,745	9,920	8,782	9,975
非水洗化人口（人）		1,474	248	231	1,290	3,371
し尿処理量（kL）	し尿	2,556	659	860	1,119	3,298
	浄化槽汚泥	4,144	2,779	1,455	4,902	11,338
	自家処理	0	0	0	0	0
	計	6,700	3,438	2,315	6,021	14,636

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省 HP、令和 7 年 10 月閲覧）

3.2.7 廃棄物の状況

(1) 一般廃棄物の処理状況

周辺町における令和 5 年度の一般廃棄物の処理状況を表 3.2-18 に、ごみ処理量の推移を図 3.2-21 に示す。令和 5 年度のごみ処理量の合計は、御船町が 4,828 t、益城町が 9,905 t、嘉島町が 4,026 t、甲佐町が 2,659 t、山都町が 3,412 t となっている。

表 3.2-18　一般廃棄物のごみ処理の状況（令和 5 年度）

項　目		御船町	益城町	嘉島町	甲佐町	山都町
ごみ処理量（t）	直接焼却	4,374	8,463	3,714	2,371	2,798
	中間処理	454	591	173	288	273
	直接資源化量	0	851	139	0	341
	合　計	4,828	9,905	4,026	2,659	3,412

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省 HP、令和 7 年 11 月閲覧）

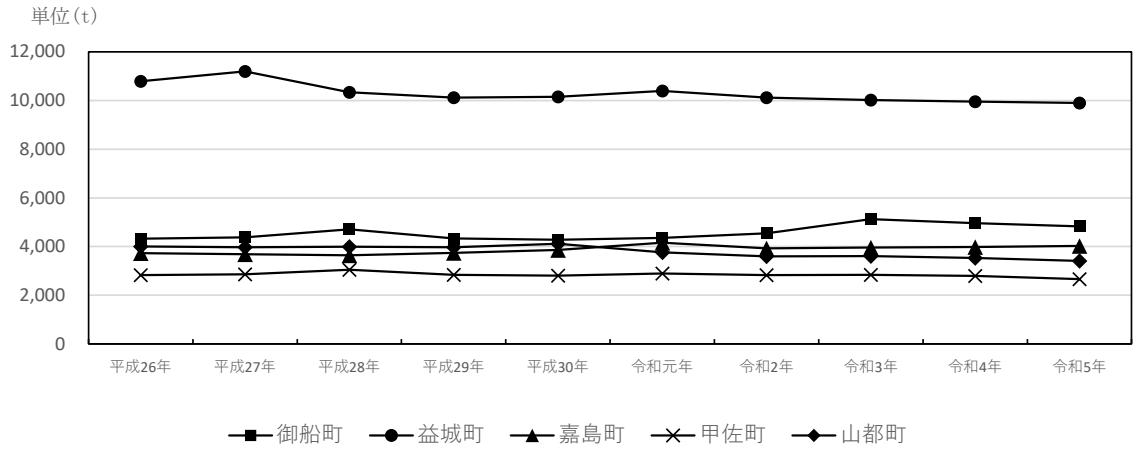

図 3.2-21　一般廃棄物のごみ処理量の推移

(2) 産業廃棄物の処理状況

熊本県における産業廃棄物の排出状況を表 3.2-19 に、処理フローを図 3.2-22 に示す。熊本県の平成 30 年度の排出量は 7,430 千ｔとなっている。

また、熊本県における、中間処理施設及び最終処分場の施設数を表 3.2-20 に、その位置を図 3.2-23 に示す。御船町に中間処理施設 1 施設、最終処分場 1 施設、益城町に中間処理施設 3 施設、嘉島町に中間処理施設 1 施設、甲佐町に中間処理施設 1 施設、山都町に中間処理施設 1 施設ある。

表 3.2-19　産業廃棄物の処理状況（平成 30 年度）

県	発生量（千ｔ）	有償物量（千ｔ）	排出量（千ｔ）				
			合計	再生利用量	減量化量	最終処分量	その他量
熊本県	7,562	132	7,430	3,952	3,322	156	0

出典：「熊本県廃棄物処理計画（令和 3 年 3 月）」（熊本県 HP、令和 6 年 12 月閲覧）

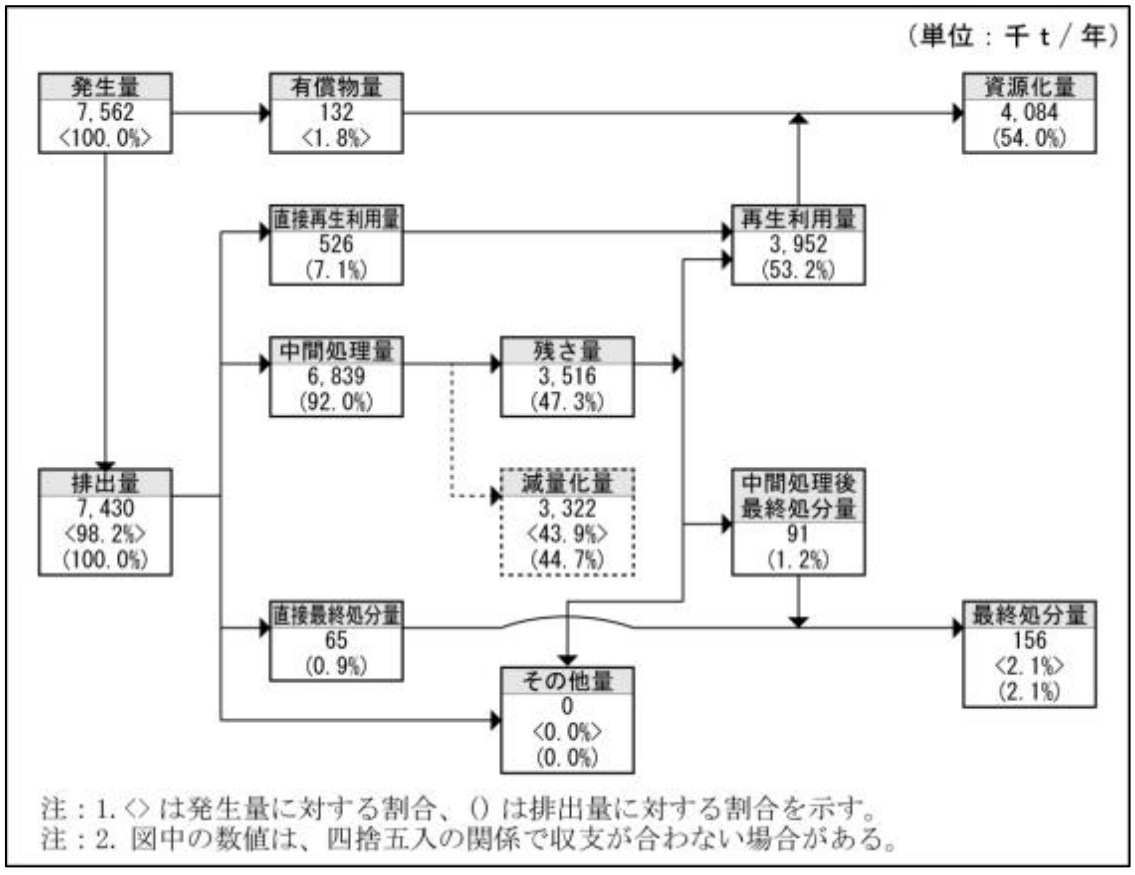

図 3.2-22　産業廃棄物の処理フロー（平成 30 年度）

表 3.2-20　熊本県内の産業廃棄物処理施設数

市町村	中間処理施設	最終処分場	計	市町村	中間処理施設	最終処分場	計
芦北町	1	－	1	上天草市	4	－	4
球磨村	1	－	1	天草市	10	1	11
玉東町	1	－	1	甲佐町	1	－	1
錦町	1	－	1	嘉島町	1	－	1
御船町	1	1	2	湯前町	1	－	1
小国町	1	－	1	長陽村	1	－	1
水上村	1	－	1	美里町	1	－	1
相良村	1	－	1	菊陽町	2	－	2
多良木町	1	－	1	宇土市	5	－	5
山都町	1	－	1	熊本市	29	8	37
南小国町	1	－	1	大津町	11	1	12
和水町	1	－	1	人吉市	3	－	3
泗水町	1	－	1	合志市	3	1	4
荒尾市	2	－	2	宇城市	10	－	10
あさぎり町	3	－	3	南関町	3	1	4
阿蘇市	3	－	3	菊池市	3	－	3
益城町	3	－	3	南阿蘇村	2	－	2
玉名市	3	－	3	水俣市	5	－	5
山鹿市	3	－	3	八代市	19	1	20
西原村	3	－	3	合計	147	14	161

注：最終処分場は中間処理施設を含む。
出典：「令和 7 年度産業廃棄物処理施設 MAP」（一般社団法人熊本県産業資源循環協会、令和 7 年 8 月現在）

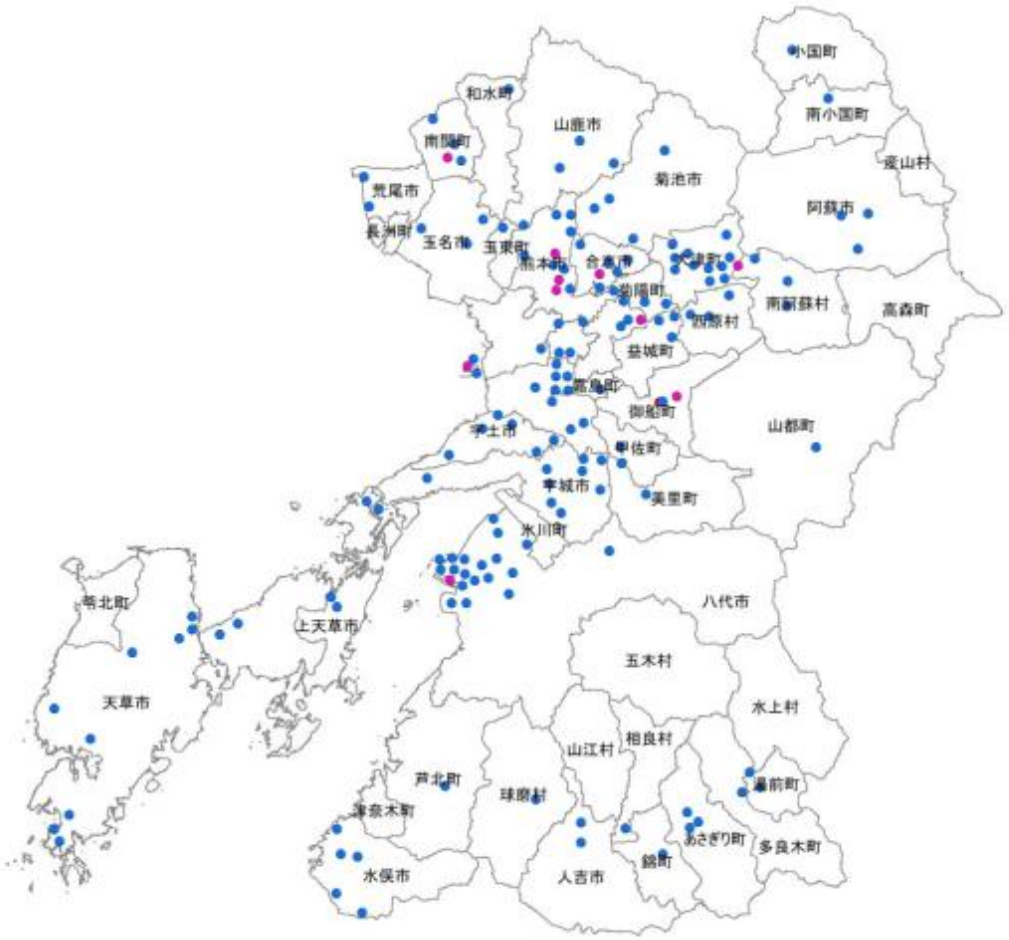

出典：「令和７年度産業廃棄物処理施設 MAP」（一般社団法人熊本県産業資源循環協会、令和７年８月現在）

図 3.2-23　熊本県内の産業廃棄物処理施設

(3) 産業廃棄物の移動状況

熊本県内外における産業廃棄物の移動状況を表 3.2-21 に示す。

平成 30 年度は、県内で発生した産業廃棄物のうち約 427 千トンが県外に搬出され、逆に県外で発生した産業廃棄物の約 88 千トンが県内に搬入されており、県外への搬出量が県内への搬入量より多い状況である。

令和 5 年度は、搬出量 2,357 千トンのうち、県外で処理・処分された量は 239 千トン(10.1%)となっており、できるだけ県内処理ができるよう、優良な処理業者の育成や処理体制の確保などを進める必要があることが課題となっている。

表 3.2-21(1)　産業廃棄物の移動状況（平成 30 年度）

【熊本県から県外への搬出】　（単位：トン）

	ばいじん	廃プラスチック類	汚泥	特管廃酸	がれき類	その他	計	割合
福岡県	59,099	26,076 (2,257)	42,912 (381)	30,513	15,285 (155)	63,930 (2,949)	237,815 (5,742)	55.6%
佐賀県	2,080	1,723 (699)	581	2,574	1,975 (1,969)	3,525 (1,200)	12,458 (3,868)	2.9%
長崎県		886	7,424			4,203	12,513	2.9%
大分県	20,530 (1,218)	12,809 (789)	4,592 (132)	191	129 (42)	32,835 (14,872)	71,086(17 ,053)	16.6%
宮崎県	603	2,173 (68)	1,305 (426)	11		22,963 (19,947)	27,055 (20,441)	6.3%
鹿児島県		18,513 (15,762)	1,728	206	1 2,750 (1,622)	5,933 (1,968)	39,130 (19,352)	9.2%
北海道地方				0		14 (0)	14 (0)	0.0%
関東地方						2	2	0.0%
中部地方				159		195	354	0.1%
近畿地方	1,255			576		316	2,147	0.5%
中国地方	5,494	4,42 1 (5)	941	42	0	8,378 (14)	19,276 (19)	4.5%
四国地方	5,467					82	5,549	1.3%
計	94,528 (1,218)	66,601 (19,580)	59,483 (939)	34,272 (0)	30,139 (3,788)	142,376 (40,950)	427,399 (66,475)	100.0%

【県外から熊本県への搬入】　（単位：トン）

	ばいじん	動物のふん尿	廃プラスチック類	汚泥	木くず	その他	計	割合
福岡県	17,068 (2,784)	175	2,825 (1,195)	3,902 (213)	2,617	19,514 (12,158)	46,101 (16,350)	52.5%
佐賀県		71	249 (79)	492 (10)	242	965 (168)	2,019 (257)	2.3%
長崎県	650		157 (0)	444	2	1,768 (1,129)	3,021 (1,129)	3.4%
大分県		15	1,099 (0)	361 (18)	14	3,497 (102)	4,986 (120)	5.7%
宮崎県			45 (0)	254	182	2,424 (1)	2,905 (1)	3.3%
鹿児島県	144	9,626	82	545	61	2,238 (62)	12,696 (62)	14.5%
北海道地方			182 (25)	1 (1)	1,942	680 (656)	2,805 (682)	3.2%
関東地方			(95) (95)			(2) (2)	97 97	0.1%
中部地方			3,087 (1,490)		206	6,752 (122)	10,045 (1,612)	11.4%
近畿地方			193 (21)			2,328 (1,413)	2,521 (1,434)	2.9%
中国地方			302 (298)	86	0	92 (90)	480 (388)	0.5%
四国地方						60 (60)	60 (60)	0.1%
計	17,862 (2,784)	9,887 (0)	8,316 (3,203)	6,085 (242)	5,266 (0)	40,320 (15,963)	87,736 (22,192)	100.0%

注：表中の下段( )内は最終処分量で内数

出典：「熊本県廃棄物処理計画（令和 3 年 3 月)」(熊本県 HP、令和 7 年 10 月閲覧)

表 3.2-21(2)　産業廃棄物の移動状況（令和 5 年度）

（単位：千トン）

処分＼発生		合計	熊本市域	玉名・荒尾地域	鹿本地域	菊池地域	阿蘇地域	上益城地域	宇城地域	八代地域	芦北・水俣地域	人吉・球磨地域	天草地域
合計	搬出量	2,357 (100.0%)	531 (100.0%)	213 (100.0%)	59 (100.0%)	217 (100.0%)	155 (100.0%)	165 (100.0%)	226 (100.0%)	202 (100.0%)	69 (100.0%)	268 (100.0%)	253 (100.0%)
	自己最終処分量	8								7			2
	委託中間処理量	2,310	526	205	53	215	153	164	216	194	69	266	249
	委託直接最終処分量	39	5	8	6	2	2	1	11	1	0	1	2
	その他量	0	0	0	0				0	0	0	0	0
県内自地域	搬出量	1,360 (57.7%)	305 (57.6%)	111 (51.9%)	2 (3.4%)	78 (35.9%)	75 (48.5%)	74 (45.1%)	115 (50.9%)	146 (72.5%)	52 (75.1%)	162 (60.5%)	239 (94.4%)
	自己最終処分量	8								7			2
	委託中間処理量	1,342	302	109	2	77	74	74	115	139	52	162	236
	委託直接最終処分量	9	4	2		1	1	0	0	0	0	0	1
	その他量	0	0	0	0				0	0	0	0	0
県内他地域	搬出量	759 (32.2%)	181 (34.1%)	42 (19.5%)	45 (76.1%)	104 (48.1%)	71 (45.7%)	82 (49.8%)	85 (37.7%)	27 (13.5%)	13 (19.1%)	97 (36.3%)	11 (4.5%)
	自己最終処分量												
	委託中間処理量	741	180	39	39	104	70	81	82	27	13	96	11
	委託直接最終処分量	17	1	2	6	1	1	0	3	1	0	1	1
	その他量												
県外計	搬出量	239 (10.1%)	44 (8.3%)	61 (28.7%)	12 (20.4%)	35 (16.0%)	9 (5.8%)	8 (5.1%)	26 (11.4%)	28 (14.0%)	4 (5.8%)	9 (3.2%)	3 (1.1%)
	自己最終処分量												
	委託中間処理量	226	44	57	12	34	9	8	19	28	4	8	3
	委託直接最終処分量	13	0	4	0	0	0	0	7	0	0	1	0
	その他量												

出典：「熊本県廃棄物処理計画第 6 期（令和 8 年 3 月）」（熊本県 HP、令和 8 年 10 月閲覧）

(4) 熊本県内における食品製造業者等における食品リサイクル法の適用状況

熊本県内における食品製造業者等における食品リサイクル法の適用状況を表 3.2-22 に示す。

令和 5 年度における食品廃棄物等の年間発生量は約 13 万トン、再生利用の実施量は約 7.8 万トンであった。

表 3.2-22　熊本県内における食品製造業者等における食品リサイクル法の適用状況

（令和 5 年度）

業種区分	食品廃棄物等の年間発生量	再生利用の実施量（単位：トン）							
		計	肥料	飼料	きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地	メタン	油脂及び油脂製品	炭化して製造される燃料及び還元剤	エタノール
食品産業計	130,542	78,469	12,733	63,100	225	0	2,370	33	8
食品製造業	112,933	74,161	12,431	60,138	225	0	1,360	0	8
食品卸売業	3,940	2,231	58	2,173	0	0	0	0	0
食品小売業	9,314	1,509	196	379	0	0	904	30	0
外食産業	4,355	567	48	409	0	0	106	3	0

出典：「食品リサイクル法に基づく定期報告の結果について」（熊本県 HP、令和 7 年 10 月閲覧）

3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 環境基本法に基づく環境基準の指定状況

① 大気汚染

(a) 環境基準値

「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号) に基づく大気の汚染に係る環境基準を表 3.2-23 に示す。

表 3.2-23(1)　大気の汚染に係る環境基準

物　質	環境上の条件
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。(S48.5.16 告示)
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。(S48.5.8 告示)
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m^3 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m^3 以下であること。(S48.5.8 告示)
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11 告示)
光化学オキシダント	オゾンとして、8 時間値が 0.07ppm 以下であり、かつ、日最高 8 時間値の 1 年平均値が 0.04ppm 以下であること。(R8.1.30 告示)
微小粒子状物質	1 年平均値が 15μg/m^3 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m^3 以下であること。(H21.9.9 告示)

注：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
5. 微小粒子状物質の環境基準は、微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法により測定した場合における測定値によるものとする。
6. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号 最終改正：平成 8 年環境庁告示 73 号)
「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号 最終改正：平成 8 年環境庁告示 74 号)
「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 21 年環境省告示第 33 号)

表 3.2-23(2)　有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物　質	環境上の条件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m^3 以下であること。(H9.2.4 告示)
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13 mg/m^3 以下であること。(H30.11.19 告示)
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m^3 以下であること。(H9.2.4 告示)
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m^3 以下であること。(H13.4.20 告示)

注：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 9 年環境庁告示第 4 号 最終改正：平成 30 年環境省告示第 100 号)

(b) 評価方法

大気汚染物質の環境基準の評価方法は、表 3.2-24 に示す短期的評価と長期的評価がある。

一般的に、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素については健康に慢性影響を及ぼすことから長期的評価、一酸化炭素、光化学オキシダントについては急性影響を及ぼすことから短期的評価が用いられる。

表 3.2-24　大気汚染物質の評価方法

物　質	短期的評価	長期的評価	備　考
二酸化硫黄	有	有	S48.6.12 環境庁大気保全局長通知
一酸化炭素	有	有	S48.6.12 環境庁大気保全局長通知
浮遊粒子状物質	有	有	S48.6.12 環境庁大気保全局長通知
微小粒子状物質	－	有	H21.9.9 環境省水・大気環境局長通知
二酸化窒素	－	有	S53.7.17 環境庁大気保全局長通知
光化学オキシダント	有	－	S48.6.12 環境庁大気保全局長通知

注：1. 短期的評価は、連続して又は随時に行った測定結果により、測定を行った日について、1 時間値の 1 日平均値又は 1 時間値あるいは 1 時間値の 8 時間平均値について評価する。

2. 長期的評価は、大気汚染に対する施策の効果を的確に判断するため、年間を通した測定結果を用いて、次の方法によって行う。

① 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質

年間の 1 日平均値につき測定値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した後の最高値（日平均値の 2%除外値）を環境基準と比較して評価する。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1 時間値の 1 日平均値が環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には、非達成と評価する。また、年間測定時間が 6,000 時間未満の場合は評価対象とはしない。

② 二酸化窒素

年間の 1 日平均値を数値の低い方から並べて 98%に相当するもの（日平均値の 98%値）を環境基準と比較して評価する。ただし、年間測定時間が 6,000 時間未満の場合は評価対象とはしない。

③ 微小粒子状物質

「長期基準に関する評価」及び「短期基準に関する評価」を各々行い、両方を満足した場合に達成されたと評価する。

・長期基準に関する評価：1 年平均値を環境基準と比較して評価する。

・短期基準に関する評価:年間の 1 日平均値を数値の低い方から並べて 98%に相当するもの(日平均値の 98 パーセントタイル値）を環境基準と比較して評価する。

ただし、年間の有効測定日数が 250 日未満の場合は評価対象とはしない。

3. 1 日平均値の評価に当たっては、1 時間値の欠測が、1 日（24 時間）のうち 4 時間を超える場合は評価対象としない。

4. 光化学オキシダントの環境基準の評価は、昼間（5～20 時）の 1 時間値で行う。

② 騒音

(a) 環境基準値

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づく騒音に係る環境基準を表 3.2-25 に示す。対象事業実施区域及びその周辺の騒音に係る環境基準の地域の類型の指定状況は表 3.2-26 及び図 3.2-24 に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周辺は C 類型の基準が適用される。

表 3.2-25　騒音に係る環境基準

（一般地域）

地域の類型及び区分	基準値　(dB)	
	昼間	夜間
AA	50 以下	40 以下
A 及び B	55 以下	45 以下
C	60 以下	50 以下

注：1. 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

（道路に面する地域）

地域の類型及び区分	基準値　(dB)	
	昼間	夜間
A地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
特例）幹線交通を担う道路に近接する空間	70 以下	65 以下

注：時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
備考 1. 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
2.「幹線交通を担う道路に近接する空間」の区分においては、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。
出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号 最終改正：令和 2 年環境省告示第 35 号）

表 3.2-26　騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

（御船町・益城町・嘉島町・甲佐町・山都町）

地域の類型	用途地域
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域及び用途地域以外の地域

注：1.「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「田園住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域をいう。
注：2. 用途地域以外の地域とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域が定められていない地域をいう。
出典：「騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定」（平成 21 年熊本県告示第 340 号 最終改正：平成 31 年熊本県告示第 338 号）

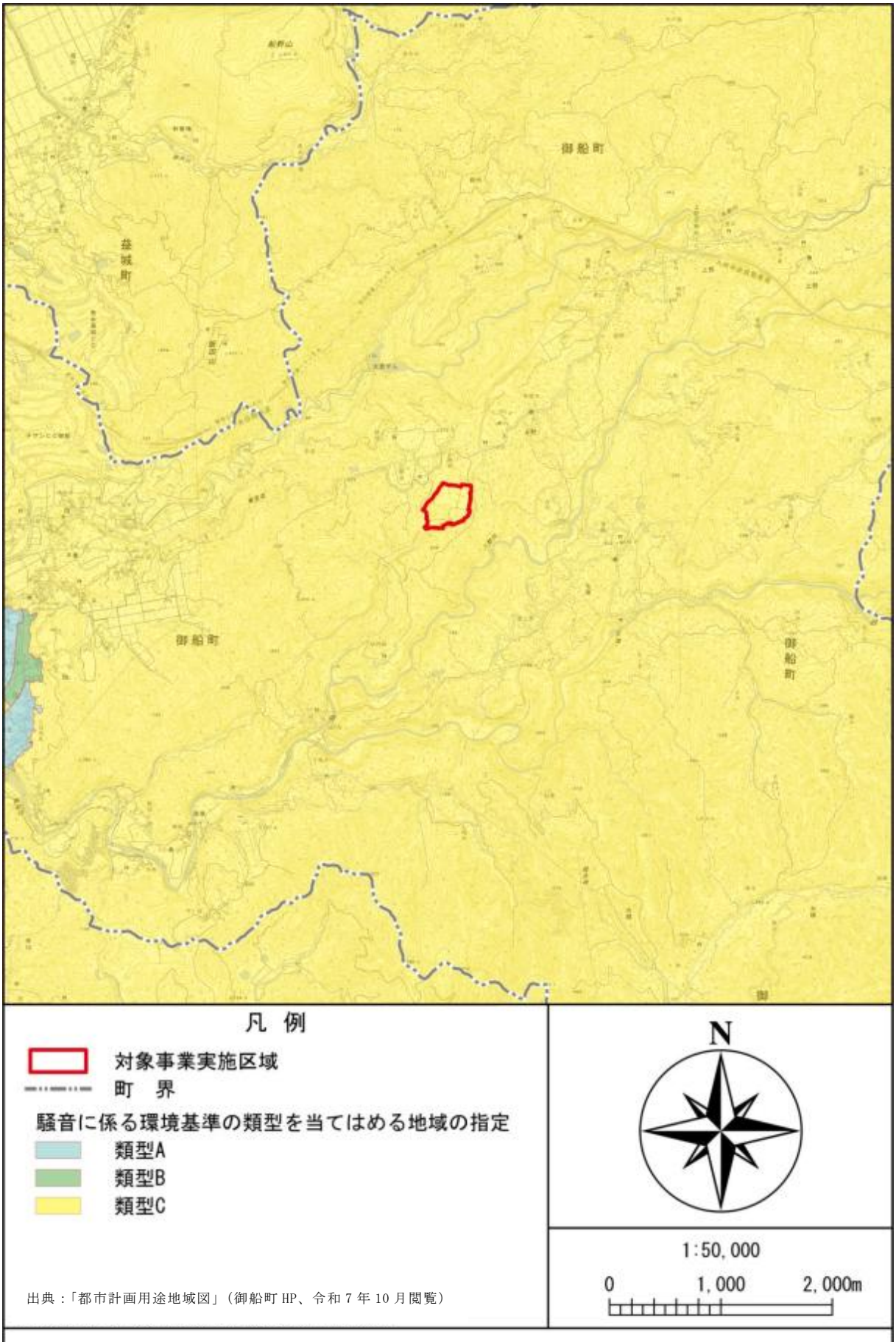

図 3.2-24　騒音に係る環境基準の地域の類型の指定状況

③ 水質汚濁

(a) 環境基準値

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準を表 3.2-27 に、人の健康の保護に関する環境基準を表 3.2-28 に示す。

表 3.2-27(1)　生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目／類型	利用目的の適応性	基本値				
		水素イオン濃度（ｐＨ）	生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌数
ＡＡ	水道１級、自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
Ａ	水道２級、水産１級、水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
Ｂ	水道３級、水産２級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
Ｃ	水産３級、工業用水１級及びＤ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	－
Ｄ	工業用水２級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	－
Ｅ	工業用水３級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	－

備考 1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×ｎ番目（ｎは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×ｎが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。

2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

注：1. 自然環境保全 ：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級、3 級の水産生物用
2 級：サケ科魚類、アユ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号 最終改正：令和 7 年環境省告示第 35 号）

表 3.2-27(2)　生活環境の保全に関する環境基準（河川の水生生物）

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考．基準値は、年間平均値とする。
出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号 最終改正：令和 7 年環境省告示第 35 号）

表 3.2-27(3)　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼：天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（ｐＨ）	化学的酸素要求量（ＣＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌数
ＡＡ	水道１級 水産１級 自然環境保全 及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
Ａ	水道２、３級 水産２級 水浴 及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
Ｂ	水産３級 工業用水１級 農業用水 及びＣの欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	－
Ｃ	工業用水２級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	－

備考．水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

注：1．自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2．水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2,3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3．水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4．工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5．環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号 最終改正：令和 7 年環境省告示第 35 号）

表 3.2-27(4)　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼：窒素・燐）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全 燐
Ⅰ	自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道１、２、３級（特殊なものを除く。） 水産１種 水浴及び III 以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道３級（特殊なもの）及び IV 以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産２種及び V の欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産３種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

備考 1. 基準値は年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3. 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産３種の水産生物用
水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
4. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号 最終改正：令和 7 年環境省告示第 35 号）

表 3.2-27(5)　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼の水生生物）

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/以下
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/以下
生物特Ｂ	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/以下

備考．基準値は年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号 最終改正：令和 7 年環境省告示第 35 号）

表 3.2-27(6)　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼の底層溶存酸素量）

項目／類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物１	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物２	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/Ｌ以上
生物３	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/Ｌ以上

備考 1．基準値は、日間平均値とする。

2．底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号 最終改正：令和 7 年環境省告示第 35 号）

表 3.2-27(7)　生活環境の保全に関する環境基準（海域一般）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（ｐＨ）	化学的酸素要求量（ＣＯＤ）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌数	n-ﾍｷｻﾝ抽出物質（油分等）
A	水産１級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/100mL 以下	検出されないこと
B	水産２級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	－	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	－	－

備考．水産１級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100ｍL 以下とする。
注：1.自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2.水産１級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産２級の水産生物用
水産２級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3.環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度
出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号 最終改正：令和７年環境省告示第 35 号）

表 3.2-27(8)　生活環境の保全に関する環境基準（海域の窒素・燐）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
Ⅰ	自然環境保全及び Ⅱ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産１種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産２種及びⅣの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産３種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

備考 1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、海洋測物プランクトンの著しい増殖を生ずる恐れがある海域について行うものとする。
注：1.自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2.水産１種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産２種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産３種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3.生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度
出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号 最終改正：令和７年環境省告示第 35 号）

表 3.2-27(9)　生活環境の保全に関する環境基準（海域の水生生物）

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物Ａ	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
生物特Ａ	生物Ａのうち、水生生物の産卵場または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下

備考．基準値は年間平均値とする。
出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号 最終改正：令和 7 年環境省告示第 35 号）

表 3.2-27(10)　生活環境の保全に関する環境基準（海域の底層溶存酸素量）

項目／類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物１	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全･再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物２	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全･再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物３	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全･再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全･再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考 1．基準値は日間平均値とする。
　　2．底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には横型のバンドン採水器を用いる。
出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号 最終改正：令和 7 年環境省告示第 35 号）

表 3.2-28　人の健康の保護に関する環境基準

項　　目	基　準　値
カドミウム	0.003　mg / L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01　 mg / L 以下
六価クロム	0.02　 mg / L 以下
砒素	0.01　 mg / L 以下
総水銀	0.0005 mg / L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
ＰＣＢ	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02　 mg / L 以下
四塩化炭素	0.002　mg / L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004　mg / L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1　 mg / L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04　 mg / L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1　　mg / L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006　mg / L 以下
トリクロロエチレン	0.01　 mg / L 以下
テトラクロロエチレン	0.01　 mg / L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002　mg / L 以下
チウラム	0.006　mg / L 以下
シマジン	0.003　mg / L 以下
チオベンカルブ	0.02　 mg / L 以下
ベンゼン	0.01　 mg / L 以下
セレン	0.01　 mg / L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10　　mg / L 以下
ふっ素	0.8　　mg / L 以下
ほう素	1　　mg / L 以下
1,4-ジオキサン	0.05　 mg / L 以下

備考 1. 基準値は年平均値とする、ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2.「検出されないこと」とは、測定結果が定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号 最終改正：令和 7 年環境省告示第 35 号）

(b) 環境基準類型指定の状況

対象事業実施区域の周辺にある河川のうち御船川が A 類型に指定されている。

対象事業実施区域及びその周辺の類型指定が行われている河川の状況を図 3.2-25 に示す。

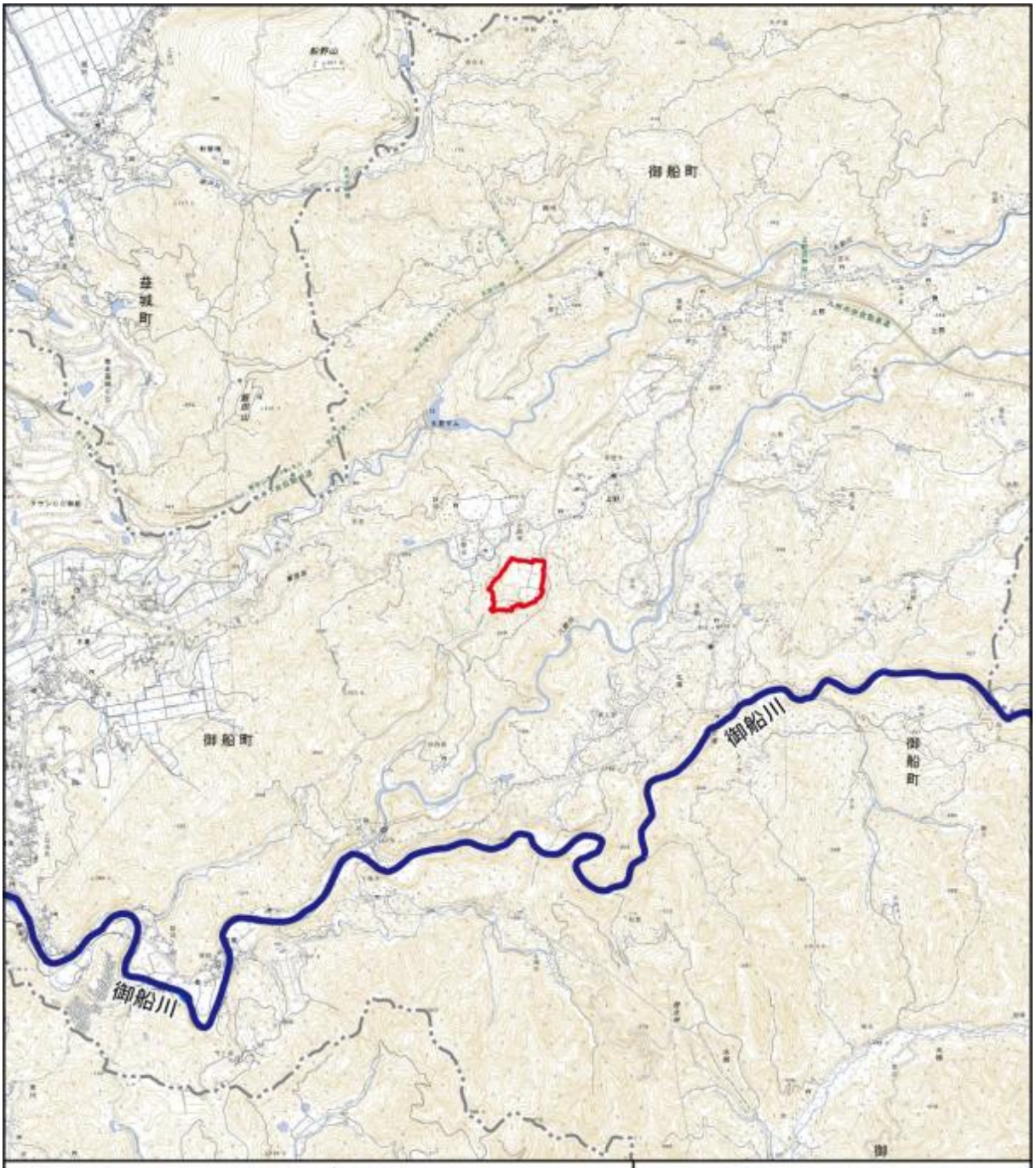

出典：「環境アセスメントデータベース」（環境省 HP、令和 7 年 10 月閲覧）
：「国土数値情報ダウンロード」（国土交通省 HP、令和 7 年 10 月閲覧）

図 3.2-25　類型指定が行われている河川の状況

④ 地下水

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準を表 3.2-29 に示す。

表 3.2-29　地下水の水質汚濁に係る環境基準

項　　目	基準値
カドミウム	0.003　mg／Ｌ以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01　mg／Ｌ以下
六価クロム	0.02　mg／Ｌ以下
砒素	0.01　mg／Ｌ以下
総水銀	0.0005 mg／Ｌ以下
アルキル水銀	検出されないこと。
ＰＣＢ	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02　mg／Ｌ以下
四塩化炭素	0.002　mg／Ｌ以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002　mg／Ｌ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004　mg／Ｌ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1　mg／Ｌ以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04　mg／Ｌ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1　mg／Ｌ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006　mg／Ｌ以下
トリクロロエチレン	0.01　mg／Ｌ以下
テトラクロロエチレン	0.01　mg／Ｌ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002　mg／Ｌ以下
チウラム	0.006　mg／Ｌ以下
シマジン	0.003　mg／Ｌ以下
チオベンカルブ	0.02　mg／Ｌ以下
ベンゼン	0.01　mg／Ｌ以下
セレン	0.01　mg／Ｌ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10　mg／Ｌ以下
ふっ素	0.8　mg／Ｌ以下
ほう素	1　mg／Ｌ以下
1,4-ジオキサン	0.05　mg／Ｌ以下

備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については 、最高値とする。
2.「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格Ｋ0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格Ｋ0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4.1,2―ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号 最終改正：令和 7 年環境省告示 41 号）

⑤ 土壌汚染

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づく土壌の汚染に係る環境基準を表 3.2-30 に示す。

表 3.2-30　土壌の汚染に係る環境基準

項　　目	環境上の条件
カドミウム	検液１Ｌにつき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米１kg につき 0.4 mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液１Ｌにつき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液１Ｌにつき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液１Ｌにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌１kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液１Ｌにつき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
ＰＣＢ	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)において、土壌１kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液１Ｌにつき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液１Ｌにつき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液１Ｌにつき 0.002mg 以下であること。
1,2－ジクロロエタン	検液１Ｌにつき 0.004mg 以下であること。
1,1－ジクロロエチレン	検液１Ｌにつき 0.1mg 以下であること。
1,2－ジクロロエチレン	検液１Ｌにつき 0.04mg 以下であること。
1,1,1－トリクロロエタン	検液１Ｌにつき１mg 以下であること。
1,1,2－トリクロロエタン	検液１Ｌにつき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液１Ｌにつき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液１Ｌにつき 0.01mg 以下であること。
1,3－ジクロロプロペン	検液１Ｌにつき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液１Ｌにつき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液１Ｌにつき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液１Ｌにつき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液１Ｌにつき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液１Ｌにつき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液１Ｌにつき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液１Ｌにつき１mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液１Ｌにつき 0.05mg 以下であること。

備考 1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

3.「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮをいう。

5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号 最終改正：令和 2 年環境省告示第 44 号）

(2) ダイオキシン類による汚染に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づく環境基準を表 3.2-31 に示す。

表 3.2-31　ダイオキシン類に係る環境基準

媒　体	基準値
大　気	0.6　pg-TEQ/m^3 以下
水質（水底の底質を除く）	1　pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150　pg-TEQ/g 以下
土　壌	1000　pg-TEQ/g 以下

備考 1. 基準値は、2,3,7,8, - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は年間平均値とする。
3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に２を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号 最終改正：令和 4 年環境省告示第 89 号）

(3) 公害関連諸法規に基づく指定及び基準等の設定状況

① 大気汚染

(a) 排出規制

「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）に基づいて、工場・事業所から排出されるばい煙、粉じん等について規制を行っている。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づいて、ダイオキシン類の排出濃度について規制を行っている。

硫黄酸化物に関する排出規制は一般排出基準（K値規制）が実施され、対象事業実施区域のある御船町ではK値 17.5 が適用されている。

また、ばいじん、有害物質の一般排出基準については、「大気汚染防止法」に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められている。

本施設は廃棄物焼却炉（焼却能力：4t/時以上）であり、表 3.2-32 に示す排出基準が適用される。

また、一般粉じん発生施設（リサイクル施設：土石の堆積場）に係る一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準は表 3.2-33 に示すとおりである。

表 3.2-32　大気汚染防止法・ダイオキシン類対策特別措置法に係る排出基準

ばい煙の種類	排出基準
硫黄酸化物	K値＝17.5
ばいじん	0.04 g/m^3_N
窒素酸化物	250 ppm
塩化水素	700 mg/m^3_N
水銀	30 μg/m^3_N
ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/m^3_N

注：排出濃度は乾ガス基準、酸素濃度は 12%換算値である。
出典：「熊本県環境保全関係基準集」（熊本県 HP、令和 7 年 10 月閲覧）
「大気汚染防止法施行令」（昭和 43 年政令第 329 号 最終改正：令和 3 年政令第 275 号）
「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号 最終改正：令和 7 年環境省令第 4 号）
「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成 11 年総理府令第 67 号 最終改正：令和 6 年環境省令第 17 号）

表 3.2-33　一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準

一般粉じん発生施設		一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準
種類	規模	
鉱物（コークスを含み石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積 1,000m^2 以上	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号のいずれかのうち 1 以上に該当すること。 1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. 散水設備によって散水が行われていること。 3. 防じんカバーでおおわれていること。 4. 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

出典：「熊本県環境保全関係基準集」（熊本県 HP、令和 5 年 5 月閲覧）
「大気汚染防止法施行令」（昭和 43 年政令第 329 号 最終改正：令和 3 年政令第 275 号）
「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号 最終改正：令和 7 年環境省令第 4 号）

(b) 熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙発生施設・排出基準・粉じん発生施設

「熊本県生活環境の保全等に関する条例」（昭和 44 年熊本県条例第 23 号）では、ばい煙発生施設において、ばいじん及び有害物質等の排出基準が定められている。

また、粉じん発生施設において、構造、使用及び管理に関する基準が定められている。

② 騒音

(a) 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）に基づく自動車騒音の要請限度を表 3.2-34 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺の自動車騒音に係る要請限度の区域区分は図 3.2-26 に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周辺は用途地域以外の地域であり、自動車騒音の要請限度の区域は c 区域に指定されている。

表 3.2-34　自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル以下	55デシベル以下
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル以下	65デシベル以下
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル以下	70デシベル以下

備考）

1. 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。
2. a区域、b区域、c区域とは、それぞれ以下に掲げる区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が定めた区域をさす。
   a区域:専ら住居の用に供される区域
   b区域:主として住居の用に供される区域
   c区域:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域
3. 昼間:午前6時から午後10までの間、夜間:午後10時から翌日の午前6時までの間

注：都道府県が定めた区域とは、平成 11 年告示第 293 号(騒音に係る環境基準の地域類型の指定)の表の市町村名欄に掲げる市町村の当該 A 類型区域を a 区域とし、B 類型区域を b 区域とし、C 類型区域を c 区域とする。

出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年総理府令第 15 号 最終改正：令和 2 年環境省令第 9 号）

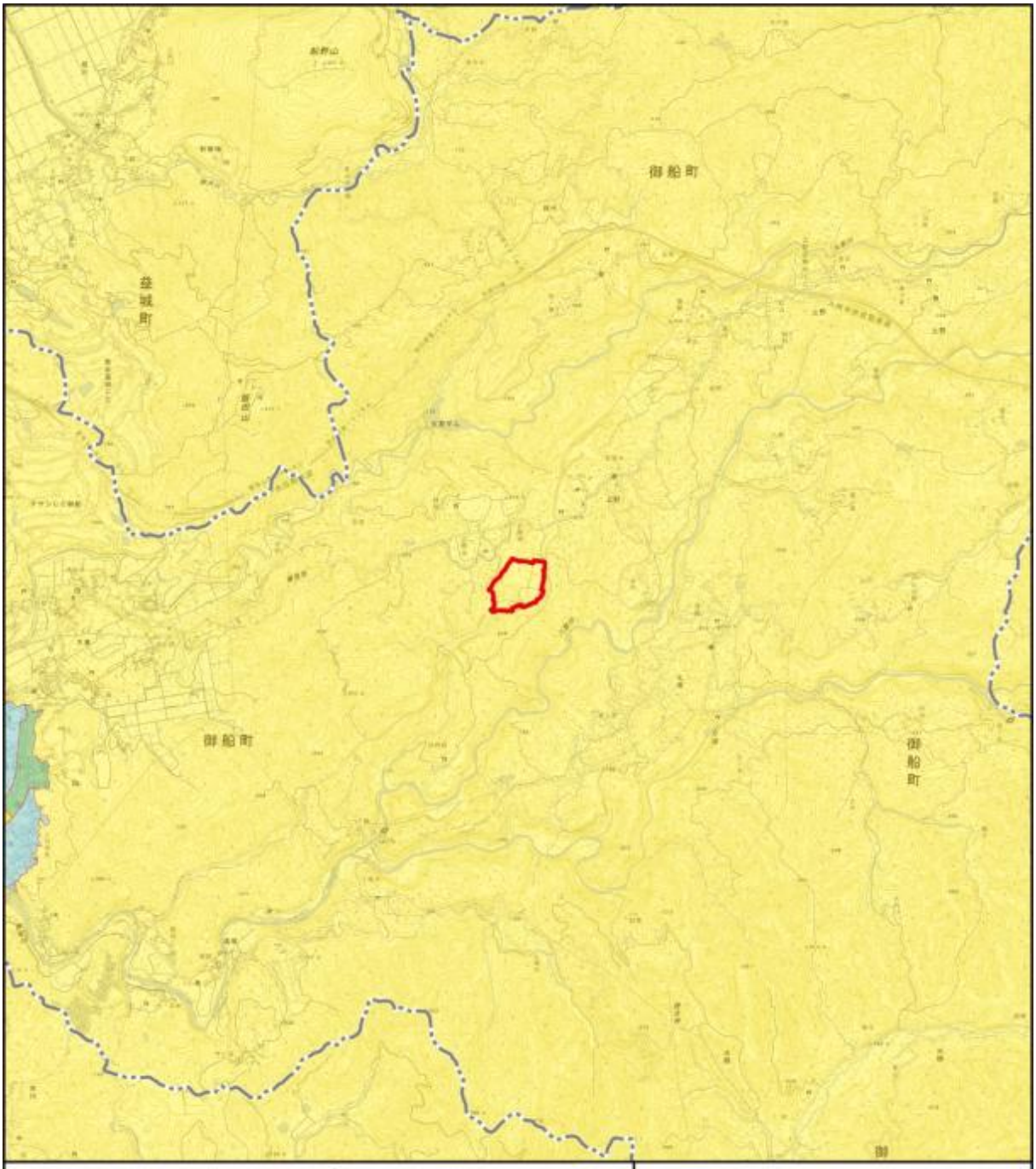

図 3.2-26　自動車騒音に係る要請限度の区域区分

(b) 特定工場等において発生する騒音の規制基準

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）に基づく規制対象となる施設（特定施設）及び特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準を表 3.2-35 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺の特定工場等において発生する騒音の規制基準の区域区分は図 3.2-27 に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周辺は第 3 種区域の規制基準が適用される。

表 3.2-35(1)　騒音規制法の規制対象となる施設（特定施設）及び特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（御船町・益城町・嘉島町・甲佐町・山都町）

（特定施設）

特定施設
①　金属加工機械 イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。） ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。） ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ホ 機械プレス（呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。） ヘ せん断機（原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。） ト 鍛造機 チ ワイヤーフォーミングマシン リ ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。） ヌ タンブラー ル 切断機（といしを用いるものに限る。）
②　空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）
③　土石用又は鉱物用の破砕機・摩砕機・ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）
④　織機（原動機を用いるものに限る。）
⑤　建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 ㎥以上のものに限る。） ロ アスファルトプラント(混練機の混練重量が 200 ㎏以上のものに限る。）
⑥　穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
⑦　木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。） ハ 砕木機 ニ 帯のこ盤（製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの。木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。） ホ 丸のこ盤（製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの。木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。） ヘ かんな盤（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）
⑧　抄紙機
⑨　印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
⑩　合成樹脂用射出成形機
⑪　鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）

表 3.2-35(2)　騒音規制法の規制対象となる施設（特定施設）及び特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（御船町・益城町・嘉島町・甲佐町・山都町）

（規制基準）

区域の区分	時間の区分		
	朝・夕 （午前 6 時～午前 8 時） （午後 7 時～午後 10 時）	昼　間 （午前 8 時～午後 7 時）	夜　間 （午後 10 時～ 翌日の午前 6 時）
第 1 種区域	45 デシベル以下	50 デシベル以下	40 デシベル以下
第 2 種区域	50 デシベル以下	60 デシベル以下	45 デシベル以下
第 3 種区域	60 デシベル以下	65 デシベル以下	50 デシベル以下
第 4 種区域	65 デシベル以下	70 デシベル以下	60 デシベル以下

注：第 1 種区域：第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域及び田園住居地域
　　第 2 種区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
　　第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域・用途地域以外の地域
　　第 4 種区域：工業地域及び工業専用地域

出典：「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の時間及び区域の区分ごとの規制基準」（平成 21 年熊本県告示第 341 号 最終改正：平成 31 年熊本県告示第 341 号）
　　「騒音・振動・悪臭規制区域等について」（熊本県 HP、令和 2 年 8 月更新）

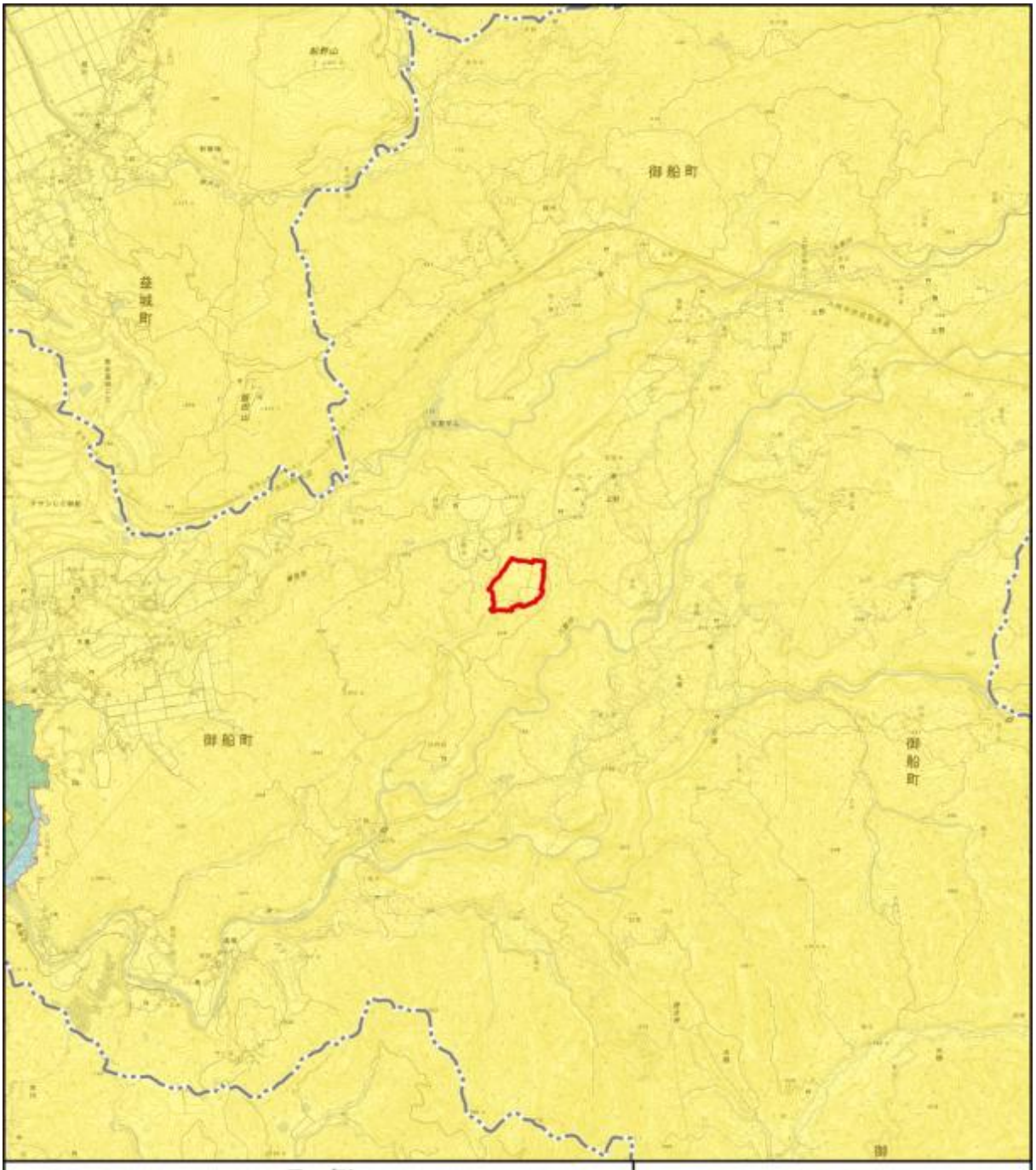

図 3.2-27　特定工場等において発生する騒音の規制に関する区域の区分

(c) 特定建設作業において発生する騒音の規制基準

「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号) に基づく特定建設作業及び特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を表 3.2-36 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺の特定建設作業に係る騒音の規制基準の区域区分は図 3.2-28 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺は第 1 号区域が適用される。

表 3.2-36　騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制種別	区域の区分	基　　準
基準値	1・2 号	85 デシベル以下
作業時間	1 号	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと。
	2 号	午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと。
※1 日当たりの作業時間	1 号	10 時間／日を超えないこと。
	2 号	14 時間／日を超えないこと。
作業期間	1・2 号	連続して 6 日を超えないこと。
作業日	1・2 号	日曜日その他休日でないこと。

注：1. 区域の区分

第 1 号区域 ：・第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域

・第 4 種区域のうち、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２条第７項に規定する「幼保連携型認定こども園」の敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域内

第 2 号区域:第 1 号区域以外の区域

2. 基準値は，特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。
3. 基準値を超えている場合，騒音の防止の方法のみならず，1 日の作業時間を※の項に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることを勧告または命令できる。
4. 当該作業がその作業を開始した日に終わるものは除く。

(特定建設作業の種類)

特　定　建　設　作　業　名
①　くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
②　びょう打機を使用する作業
③　さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては 1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
④　空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
⑤　コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m³ 以上のものに限る。）又は、アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
⑥　バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業
⑦　トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業
⑧　ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」
(昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号 最終改正：平成 27 年環境省告示第 66 号)

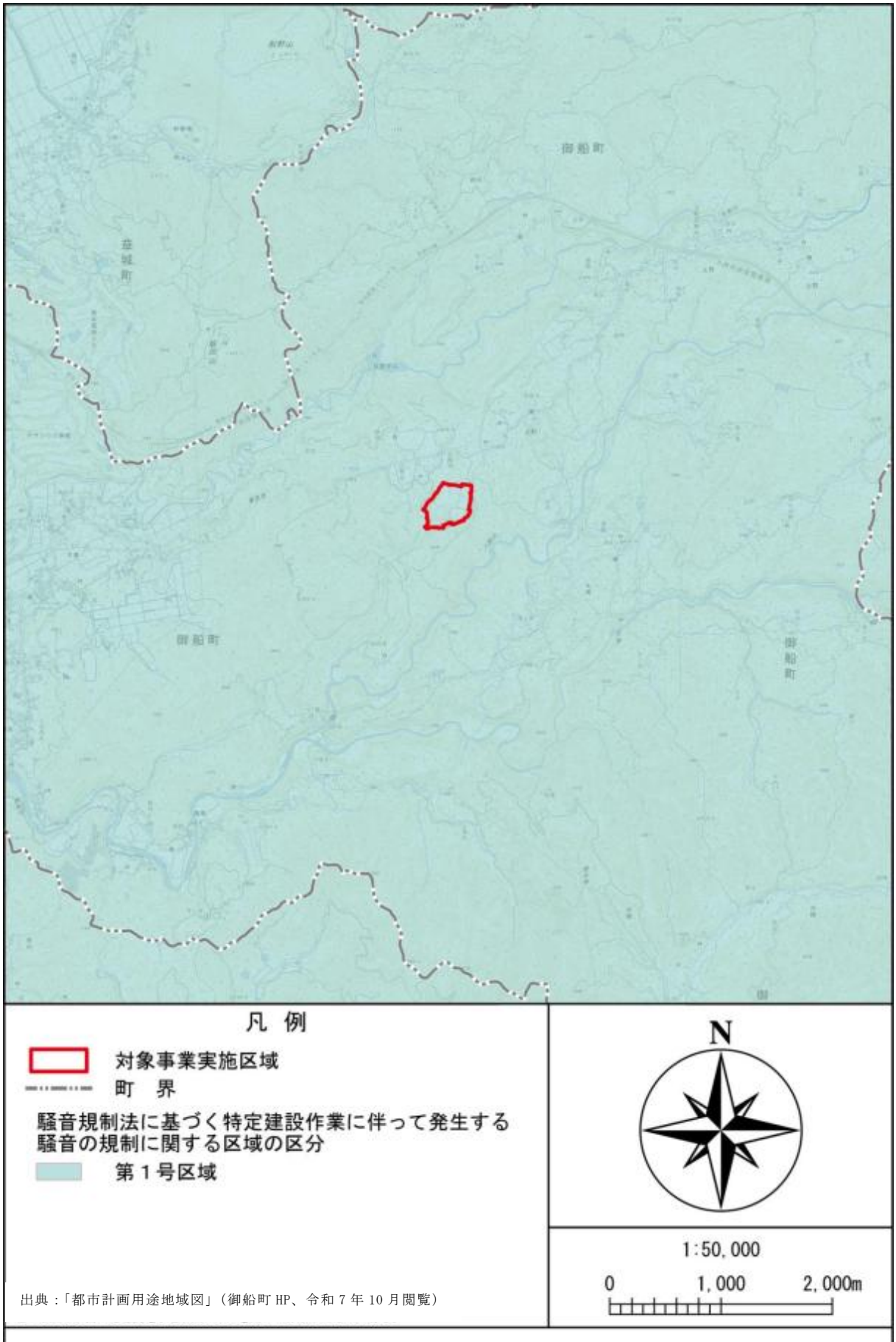

図 3.2-28　特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の区分

(d) 熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音に係る規制

a) 特定工場等（工場、事業場）・特定作業及び特定作業場に係る騒音の基準

「熊本県生活環境の保全等に関する条例」（昭和 44 年熊本県条例第 23 号）に基づく特定工場等（工場、事業場）・特定作業及び特定作業場に係る騒音の基準を表 3.2-37 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺の特定工場等（工場、事業場）・特定作業及び特定作業場の騒音に係る規制基準の区域の指定状況は図 3.2-27 に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周辺は第 3 種区域の規制基準が適用される。

表 3.2-37(1)　特定工場等（工場・事業場）、特定作業及び特定作業場に係る騒音の基準

（特定施設の種類）

特定施設
①　石材切断機
②　セメント製品成型機(建設用資材製造機械に限る。)
③　木材加工機械 (1)　帯のこ盤(製材用のものにあっては原動機の定格出力が 0.75kW 以上 15kW 未満のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 0.75kW 以上 2.25kW 未満のものに限る。) (2)　丸のこ盤(製材用のものにあっては原動機の定格出力が 0.75kW 以上 15kW 未満のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 0.75kW 以上 2.25kW 未満のものに限る。) (3)　かんな盤(原動機の定格出力が 0.75kW 以上 2.25kW 未満のものに限る。)
④　鋳型造型機(ジョルト式のものを除く。)
⑤　圧縮機(空気圧縮機にあっては原動機の定格出力が 2.25kW 以上 7.5kW 未満のもの、空気圧縮機以外の圧縮機にあっては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。)
⑥　送風機(原動機の定格出力が 2.25kW 以上 7.5kW 未満のものに限る。)
⑦　クーリングタワー(原動機の定格出力が 1.5kW 以上のものに限る。)
⑧　バーナー(燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 20 リットル以上のものに限る。)
⑨　脱水機(原動機の定格出力が 1.5kW 以上のものに限る。)
⑩　段ボール製造機械

備考．騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 2 条第 2 項に規定する特定工場等に設置される施設を除く。
出典：「熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（昭和47年熊本県規則第60号 最終改正：令和6年規則第22号）

（特定作業の種類）

特定作業
①　板金作業（厚さ 0.5 ㎜以上の材料を用いて行う作業に限る。）
②　製かん作業（厚さ 0.5 ㎜以上の材料を用いて行う作業に限る。）
③　鉄骨又は橋りょうの組立て作業（建設又は建築の現場作業を除く。）
④　グラインダーによる金属の研磨作業（建設又は建築の現場作業を除く。）
⑤　高速切断機（研削砥石を使用するもの）による金属の切断作業（建設又は建築の現場作業を除く。）
⑥　チェンソーによる木材の切断作業（原木の伐採作業を除く。）

出典：「騒音・振動・悪臭規制区域等について」（熊本県HP、令和2年8月更新）

表 3.2-37(2)　特定工場等（工場・事業場）、特定作業及び特定作業場に係る騒音の基準

（規制基準）

区域の区分	基準値　dB(A)		
	昼間	朝・夕	夜間
第 1 種区域	50 以下	45 以下	40 以下
第 2 種区域	60 以下	50 以下	45 以下
第 3 種区域	65 以下	60 以下	50 以下
第 4 種区域	70 以下	65 以下	60 以下

注：1.時間の区分は、昼間を午前 8 時から午後 7 時までの間、朝・夕を午前 6 時から午前 8 時まで及び午後 7 時から午後 10 時までの間、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
2.区域の区分は、騒音規制法に基づく規制地域と同じである。
出典：「熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（昭和 47 年熊本県規則第 60 号 最終改正：令和 6 年規則第 22 号）

b) 特定建設作業に係る騒音の基準

「熊本県生活環境の保全等に関する条例」（昭和 44 年熊本県条例第 23 号）に基づく特定建設作業に係る騒音の基準を表 3.2-38 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺の特定建設作業の騒音に係る規制基準の区域の指定状況は図 3.2-28 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺は第 1 号区域が適用される。

表 3.2-38　特定建設作業に係る騒音の基準

（特定建設作業の種類）

特定建設作業
①　コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。)
②　パワーショベル、バックホウその他これに類する掘削機械を使用する作業(騒音規制法施行令(昭和 43 年政令第 324 号)別表第 2 第 6 号、第 7 号又は第 8 号に規定する作業を除く。)
③　鋼球を使用する作業

備考．この表に掲げる作業のうち、作業を開始した日に当該作業が終わるものは、特定建設作業としない。
出典：「熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（昭和47年熊本県規則第60号 最終改正：令和6年規則第22号）

（特定建設作業に係る騒音の基準）

規制種別	区域の区分	基　　準
基準値	1・2 号	85 デシベル以下
作業時間	1 号	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと。
	2 号	午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと。
※1 日当たりの作業時間	1 号	10 時間／日を超えないこと。
	2 号	14 時間／日を超えないこと。
作業期間	1・2 号	連続して 6 日を超えないこと。
作業日	1・2 号	日曜日その他休日でないこと。

注）1.基準値は，特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。
2.基準値を超えている場合，騒音の防止の方法のみならず，1 日の作業時間を※の項に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることを勧告または命令できる。
3.災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合はこの限りでない。
4.区域の区分は、騒音規制法に基づく規制地域と同じである。
出典：「熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（昭和 47 年熊本県規則第 60 号 最終改正：令和 6 年規則第 22 号）

③ 振動

(a) 道路交通振動の要請限度

「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)に基づく道路交通振動の要請限度を表 3.2-39 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺の道路交通振動の要請限度の区域区分は図 3.2-29 に示すとおりである。

表 3.2-39　道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼　間	夜　間
第1種区域	65デシベル以下	60デシベル以下
第2種区域	70デシベル以下	65デシベル以下

備考

1. 学校、保健所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホーム、認定こども園の敷地の周囲おおむね50ｍの区域内における限度は、当該表の値以下、当該値から5デシベルを減じた値以上とし、特定の既設道路の区間の全部又は一部における夜間第1種区域の限度は夜間第2種区域の値とすることができる。
2. 区域の区分
   第１種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
   第２種区域：住居の用に伴せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため､著しい振動の発生を防止する必要がある区域
3. 時間の区分
   昼間:午前8時から午後7時まで、夜間:午後7時から翌日の午前8時まで

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号 最終改正：令和3年環境省令第3号）

(b) 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）に基づく規制対象となる施設（特定施設）及び特定工場等において発生する振動の規制に関する基準を表 3.2-40 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺の特定工場において発生する振動に係る規制基準の区域区分は図 3.2-30 に示すとおりである。

表 3.2-40　振動規制法に基づく規制対象となる施設（特定施設）及び特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（御船町・益城町・嘉島町・甲佐町・山都町）

（特定施設）

特定施設
①　イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ロ 機械プレス ハ せん断機（原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る。） ニ 鍛造機 ホ ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限る。）
②　圧縮機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。冷凍機に用いるものは除く）
③　土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）
④　織機（原動機を用いるものに限る。）
⑤　コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る。）
⑥　木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。）
⑦　印刷機械（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。）
⑧　ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限る。）
⑨　合成樹脂用射出成形機
⑩　鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）

（規制基準）

区域の区分	時間の区分	
	昼　間 （午前 8 時～午後 7 時）	夜　間 （午後 7 時～翌日の午前 8 時）
第 1 種区域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第 2 種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注：第 1 種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域。
　　第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域。用途地域以外の地域。
出典：「振動規制法に基づく住民の生活環境を保全する地域の指定及び同法に基づく特定工場等において発生する振動の時間及び区域の区分ごとの規制基準」（平成 21 年熊本県告示第 345 号 最終改正：平成 31 年熊本県告示第 343 号）
「騒音・振動・悪臭規制区域等について」（令和 2 年 8 月更新、熊本県 HP）

(c) 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準を表 3.2-41 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺の特定建設作業に係る振動の規制基準の区域区分は図 3.2-31 に示すとおりである。

表 3.2-41　振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

規制項目	区域の区分	基　　準
基準値	1 号・2 号	75 デシベル以下
作業禁止時間	第 1 号区域	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと。
	第 2 号区域	午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと。
最大作業時間	第 1 号区域	10 時間／日を超えないこと。
	第 2 号区域	14 時間／日を超えないこと。
最大作業日数	1 号・2 号	連続して 6 日を超えないこと。
作業禁止日	1 号・2 号	日曜日その他休日でないこと。

注：区域の区分

第 1 号区域：1. 特定工場等に係る区域区分のうち，第 1 種区域及び第 2 種区域のうち原則として都市計画法に基づく工業地域を除く区域

2. 上記工業地域のうち，次に掲げる施設の敷地の周囲 80 メートル以内の区域

ア. 学校教育法第 1 条に規定する学校

イ. 児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所

ウ. 医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院又は同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

エ. 図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館

オ. 老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

カ. 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

第 2 号区域：第 1 号区域以外の区域

（特定建設作業の種類）

特　定　建　設　作　業　名
①　くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業
②　鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
③　舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1 日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る）
④　ブレーカ（手持ち式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては 1 日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る）

備考．当該作業がその作業を開始した日に終わるものは除く。

出典：「振動規制法施行令」（昭和51年政令第280号 最終改正：令和3年政令第346号）

「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号 最終改正：令和3年環境省令第3号）

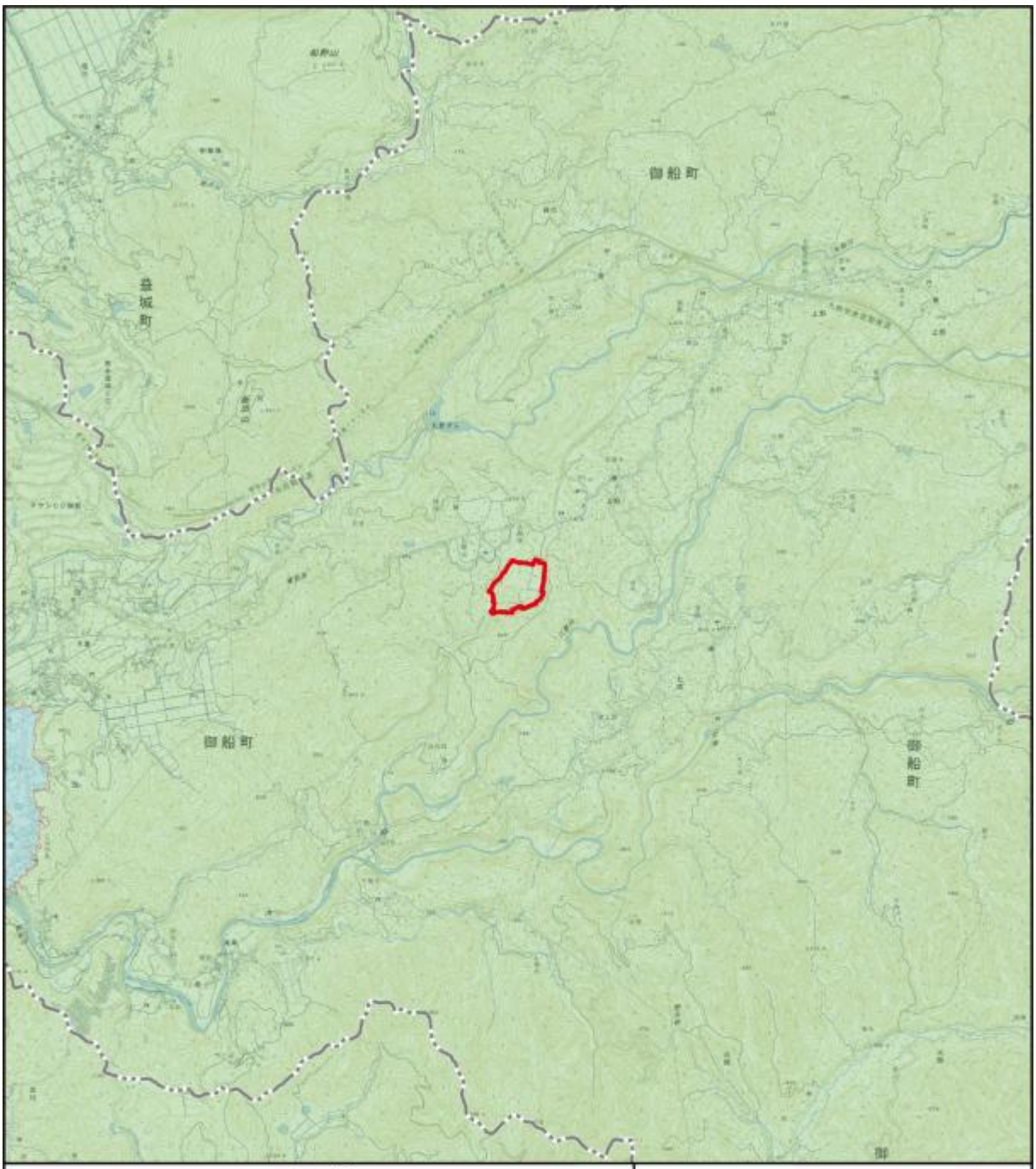

図 3.2-29　振動規制法に基づく道路交通振動の区域の区分

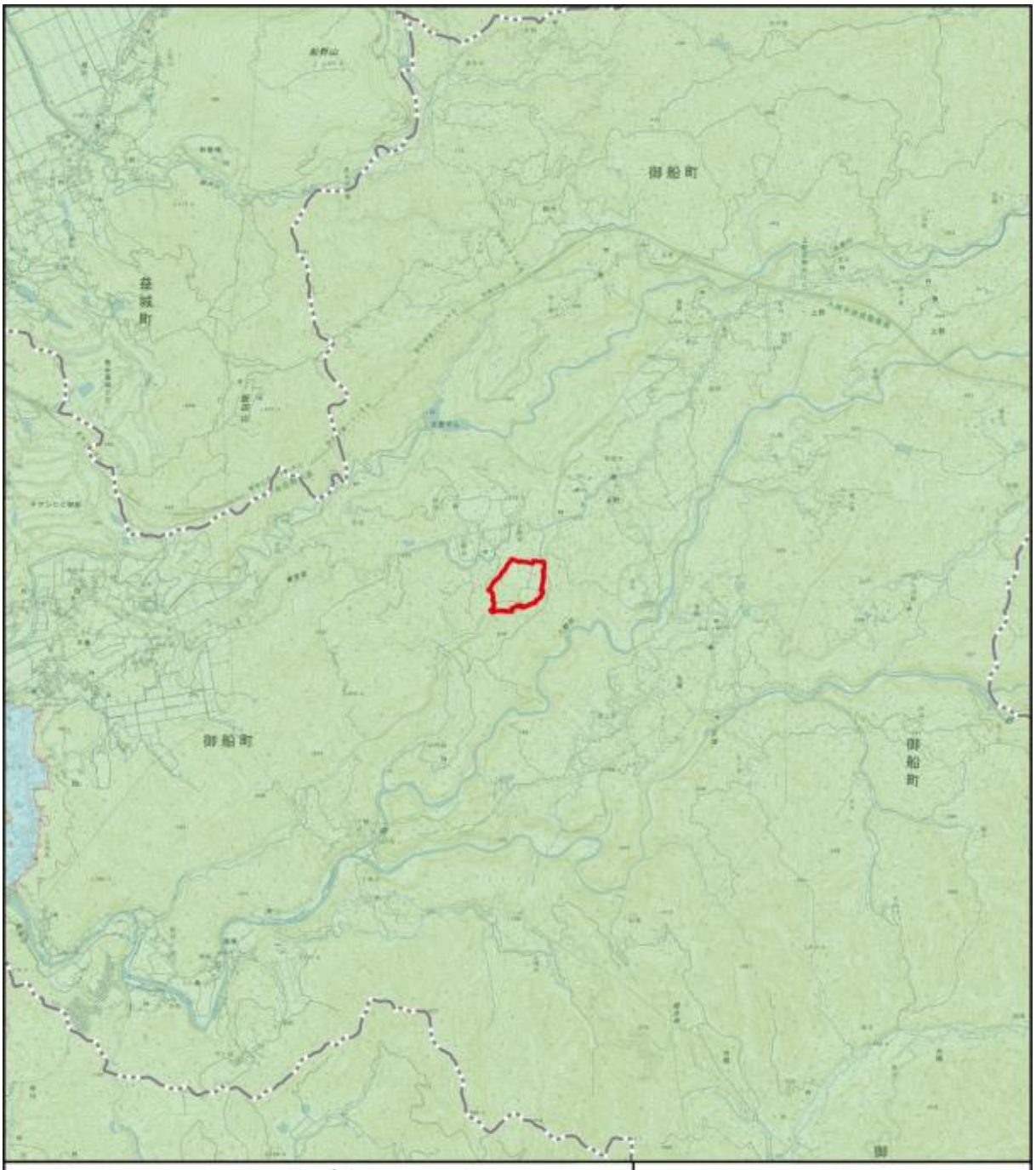

図 3.2-30　特定工場等において発生する振動の規制に関する区域の区分

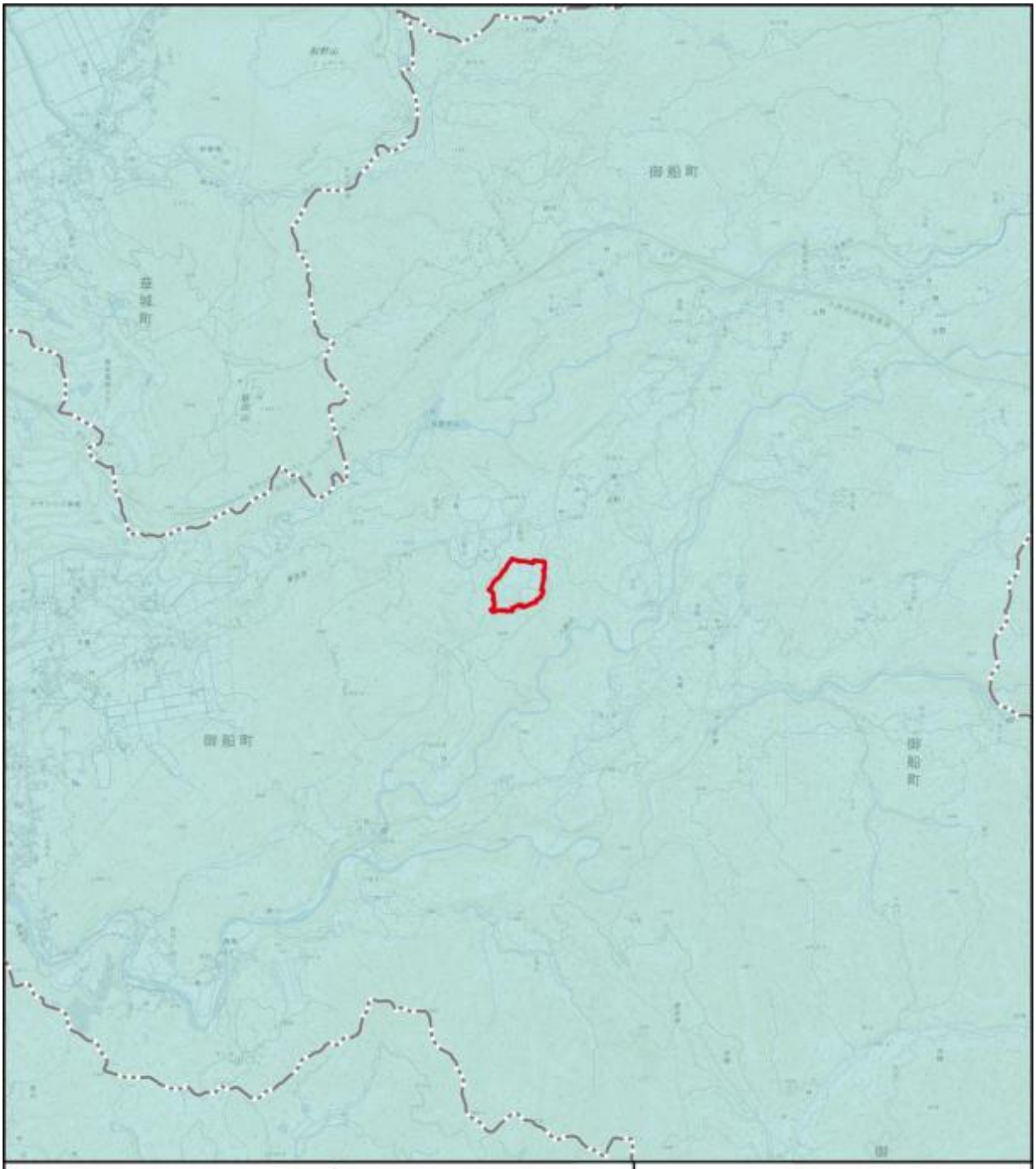

出典：「都市計画用途地域図」（御船町 HP、令和 7 年 10 月閲覧）

図 3.2-31　特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の区分

④ 悪臭

(a) 悪臭防止法に基づく規制基準

「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号) に基づく特定悪臭物質の規制基準は、表 3.2-42 のとおりである。

御船町、益城町、嘉島町、甲佐町及び山都町では、特定悪臭物質の濃度による規制を採用しており、対象事業実施区域及びその周辺の悪臭防止法に基づく規制基準の区域区分は図 3.2-32 に示すとおりである。

表 3.2-42　悪臭防止法に基づく規制基準

特定悪臭物質の種類	濃度（大気中における含有率：ppm）	
	A 基準適用地域	B 基準適用地域
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
スチレン	0.4	0.8
キシレン	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.006	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

注：A基準適用地域：御船町全域、益城町全域、嘉島町全域、甲佐町全域及び山都町（区域Bを除く）の規制基準
B基準適用地域：山都町（農用地区域（山都町伊勢、今、大野、大見口、柏、上差尾、神ノ前、塩出迫、塩原、下山、白石、菅尾、高辻、高畑、滝上、橘、玉目、長崎、長谷、二瀬本、八木、花上、東竹原、二津留、方ケ野、馬見原、柳井原、柳及び米迫の区域（旧蘇陽町）を除く））の規制基準

出典：「熊本県環境保全関係基準集（平成29年3月）」（熊本県HP、令和7年10月閲覧）

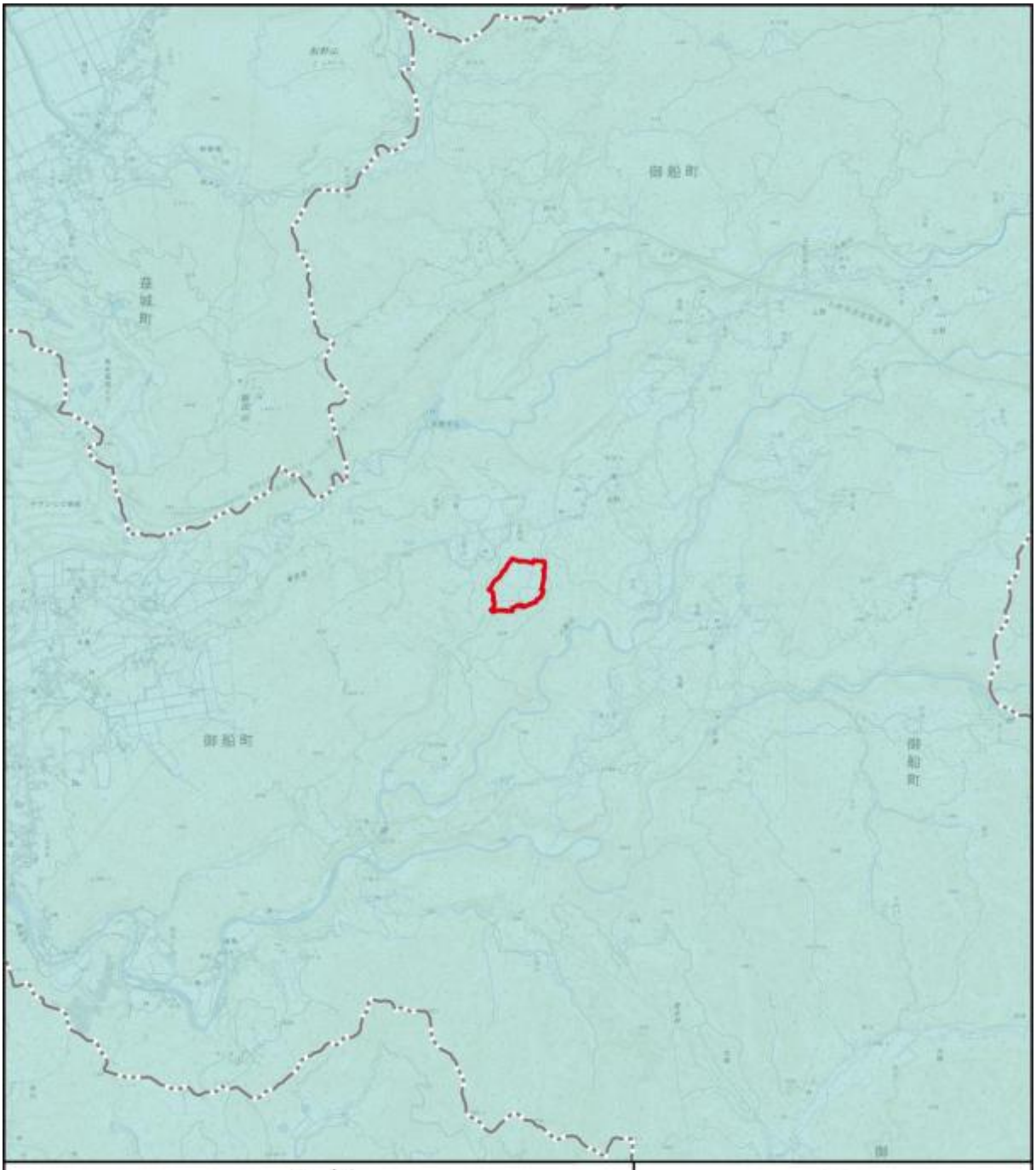

凡 例

対象事業実施区域

町 界

悪臭防止法に基づく特定悪臭物質の規制基準濃度の区分

A基準適用地域

N

1:50,000

0 1,000 2,000m

出典：「都市計画用途地域図」（御船町 HP、令和 7 年 10 月閲覧）

図 3.2-32 悪臭防止法に基づく特定悪臭物質の規制基準濃度の区分

⑤ 水質汚濁

(a) 一律排水規制

「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号) に基づき、表 3.2-43 に示す排水基準が一律に定められている。

表 3.2-43(1) 水質汚濁防止法に係る排水基準（有害物質）

項　　目		単　位	許容限度
カドミウム及びその化合物		mg Cd/L	0.03
シアン化合物		mg CN/L	1
有機燐化合物 （パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）		mg/L	1
鉛及びその化合物		mg Pb/L	0.1
六価クロム化合物		mg Cr(VI)/L	0.2
砒素及びその化合物		mg As/L	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		mg Hg/L	0.005
アルキル水銀化合物			検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル		mg/L	0.003
トリクロロエチレン		mg/L	0.1
テトラクロロエチレン		mg/L	0.1
ジクロロメタン		mg/L	0.2
四塩化炭素		mg/L	0.02
1,2-ジクロロエタン		mg/L	0.04
1,1-ジクロロエチレン		mg/L	1
シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/L	0.4
1,1,1-トリクロロエタン		mg/L	3
1,1,2-トリクロロエタン		mg/L	0.06
1,3-ジクロロプロペン		mg/L	0.02
チウラム		mg/L	0.06
シマジン		mg/L	0.03
チオベンカルブ		mg/L	0.2
ベンゼン		mg/L	0.1
セレン及びその化合物		mg Se/L	0.1
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	mg B/L	10
	海域に排出されるもの	mg B/L	230
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	mg F/L	8
	海域に排出されるもの	mg F/L	15
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量	mg/L	100
1・4-ジオキサン		mg/L	0.5

備考 1.「検出されないこと。」とは、第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

出典：「排水基準を定める省令」(昭和 46 年総理府令第 35 号 最終改正：令和 7 年環境省令第 17 号)

表 3.2-43(2)　水質汚濁防止法に係る排水基準（生活環境項目）

項　　目	単位	許容限度
水素イオン濃度（pH）	-	海域以外 5.8 以上 8.6 以下
	-	海域 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	160（日間平均 120）
化学的酸素要求量（COD）	mg/L	160（日間平均 120）
浮遊物質量（SS）	mg/L	200（日間平均 150）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/L	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	mg/L	30
フェノール類含有量	mg/L	5
銅含有量	mg/L	3
亜鉛含有量	mg/L	2
溶解性鉄含有量	mg/L	10
溶解性マンガン含有量	mg/L	10
クロム含有量	mg/L	2
大腸菌数	CFU/ml	日間平均 800
窒素含有量	mg/L	120（日間平均 60）
燐含有量	mg/L	16（日間平均 8）

備考 1.「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2. この表に掲げる排水基準は､1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については､当分の間､適用しない。
5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号 最終改正：令和 7 年環境省令第 17 号）

(b) 上乗せ排水規制

熊本県では「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づき排水基準を定める条例」（昭和 47 年熊本県条例 63 号）に基づき、上乗せ排水基準が設定されている。

(c) 熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく排水基準

熊本県では「熊本県生活環境の保全等に関する条例」（昭和 44 年熊本県条例 23 号）に基づき、排水規制が行われている。

(d) 熊本県地下水保全条例による規制

「熊本県地下水保全条例」（平成 2 年熊本県条例 52 号）により、地下水質の保全及び地下水量の保全に関わる規制がなされている。

地下水質の保全は、24 の対象化学物質を使用している対象事業場に対して、国が定めた全国一律の排水基準より概ね10倍厳しい特別排水基準を定めて規制が行われている。

なお、計画施設は対象事業場に該当しない。

御船町は熊本地域として重点地域に指定されており、表 3.2-44 に示す規模の揚水設備は、事前の届出等が必要となる。

また、地下水の水質を保全するうえで、維持することが望ましい基準として、29 物質について地下水質保全目標を定めている。

表 3.2-44　地下水採取の届出・許可

地域	吐出口の断面積		種類
重点地域	揚水機	$6cm^2$ 超～$19cm^2$ 以下	届出
		$19cm^2$ 超	許可
	自噴井戸	$19cm^2$ 超	届出
指定地域	揚水機	$6cm^2$ 超～$125cm^2$ 以下	届出
		$125cm^2$ 超	許可
その他地域	揚水機	$50cm^2$ 超～$125cm^2$ 以下	届出
		$125cm^2$ 超	許可

⑥ 土壌汚染に係る規制基準

「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号）に基づく土壌汚染に係る特定有害物質の種類と指定区域の指定基準等を表 3.2-45 に示す。

周辺町においては、要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はない。

出典：「熊本県域（熊本市域を除く。）における要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況について」（熊本県 HP、令和 7 年 10 月閲覧）

表 3.2-45　特定有害物質の種類と指定区域の指定基準等

区　分	No.	特定有害物質の種類	区域の指定に係る基準		土壌汚染の除去基準
			地下水基準 土壌溶出量基準	土壌含有量基準	第 2 溶出量基準
			（mg/L 以下であること）	（mg/kg 以下であること）	（mg/L 以下であること）
第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）	3	クロロエチレン（塩化ビニル）	0.002	-	0.02
	7	四塩化炭素	0.002	-	0.02
	8	1,2-ジクロロエタン	0.004	-	0.04
	9	1,1-ジクロロエチレン	0.1	-	1
	10	1,2-ジクロロエチレン	0.04	-	0.4
	11	1,3-ジクロロプロペン	0.002	-	0.02
	12	ジクロロメタン	0.02	-	0.2
	15	テトラクロロエチレン	0.01	-	0.1
	17	1,1,1-トリクロロエタン	1	-	3
	18	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	-	0.06
	19	トリクロロエチレン	0.01	-	0.1
	23	ベンゼン	0.01	-	0.1
第二種特定有害物質（重金属等）	1	カドミウム及びその化合物	Cd ： 0.003	Cd ： 45	Cd ： 0.09
	2	六価クロム化合物	Cr6+ ： 0.05	Cr6+ ： 250	Cr6+ ： 1.5
	5	シアン化合物	CN ： 不検出	遊離シアン ： 50	CN ： 1
	13	水銀及びその化合物	Hg ： 0.0005	Hg ： 15	Hg ： 0.005
		うちアルキル水銀	不検出		不検出
	14	セレン及びその化合物	Se ： 0.01	Se ： 150	Se ： 0.3
	20	鉛及びその化合物	Pb ： 0.01	Pb ： 150	Pb ： 0.3
	21	ひ素及びその化合物	As ： 0.01	As ： 150	As ： 0.3
	22	ふっ素及びその化合物	F ： 0.8	F ： 4000	F ： 24
	24	ホウ素及びその化合物	B ： 1	B ： 4000	B ： 30
第三種特定有害物質（農薬等）	4	シマジン又は CAT	0.003	-	0.03
	6	チオベンカルブ又はベンチオカープ	0.02	-	0.2
	16	チウラム又はチラム	0.006	-	0.06
	25	ポリ塩化ビニルフェル（PCB）	不検出	-	0.003
	26	有機リン化合物（パラオチン、メチルパラオチン）	不検出	-	1

出典：「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号 最終改正：令和 6 年環境省令第 17 号）

⑦ 地盤沈下

地盤沈下の規制に関しては、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号）に基づき、規制地域が指定されている。熊本県において、規制地域の指定はない。

出典：「令和 5 年度全国の地盤沈下地域の概況」（環境省 HP、令和 7 年 10 月閲覧）

(4) その他の環境保全計画

① 第 6 次熊本県環境基本計画

熊本県ではこれまでの基本計画においての取組みの成果や課題、新たな動きを踏まえ、第 6 次熊本県環境基本計画を令和 3 年 7 月に策定した。

基本計画は、「環境立県くまもと」の実現に向け、「SDGs や地域循環共生圏の考え方を踏まえた課題解決」、「あらゆる主体におけるパラダイムシフト（変革）」の二つの考え方をもとに推進していくとし、「あらゆる主体におけるパラダイムシフト（変革）」の中では 5 つの目指すべき姿として「ゼロカーボン社会」「循環型社会」「自然共生社会」「安全で快適な生活環境」「様々なリスクに備えた社会」を掲げている。

② 熊本県総合エネルギー計画

『2050 年県内カーボンゼロ（CO_2 排出実質ゼロ）』に向けて、本県の再生可能エネルギー導入促進・省エネルギー推進に係る課題に対応し、再エネと省エネの取組をこれまで以上に積極的に推進することによって、県のあらゆる部門の発展につなげていくことを目的に、第 2 次熊本県総合エネルギー計画を令和 2 年 12 月に策定した。

計画期間は令和 2 年度（2020 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 11 年間とし、全体目標は県内の再生可能エネルギーによるエネルギー自給率とし、エネルギー全体と電力についてそれぞれ設定している。

③ 熊本県バイオマス活用推進計画

バイオマス資源の更なる活用を通して、持続可能な社会の実現を図るため、今後のバイオマス活用の推進の方向性を示した「熊本県バイオマス活用推進計画」を策定した。

本計画は、バイオマス活用推進基本法に基づくとともに、国のバイオマス活用推進基本計画を受けた県計画とし、また、「熊本県環境基本計画」を上位計画に位置付けている。

本計画ではバイオマスの種類ごとの目標利用率を示し、バイオマスの利用を推進しており、各主体の取組みとして、実施主体となる市町村や事業者、ＮＰＯ等は、情報交換等を通じ、それぞれ連携し、バイオマスの積極的な活用に取り組みことなどが示されている。

④ 熊本地域地下水総合保全管理計画

熊本県は平成 20 年 9 月に熊本地域地下水総合保全管理計画を策定した。この計画は、阿蘇外輪山西麓から熊本平野およびその周囲の台地に広がる熊本地域は特有の地質構造により一つの大きな地下水盆を共有しているが、環境の変化や人口の増加、都市化の進展等により地下水汚染が顕在化しつつある。こうした問題は決して一市町村だけで解決できるものではないため、地下水盆を共有する 14 市町村（熊本市、菊池市（旧泗水町、旧旭志村の範囲）、宇土市、合志市、城南町、富合町、植木町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町）と熊本県が地下水の現状について認識を一つにして、熊本地域の戦略資源とされるこの地下水を、守り、活かし、次世代に引き継ぐための方策を検討し、実行に移すことが必要となり策定された。

その後、管理計画の最終段階として、地下水保全対策を着実に推進するため、「第 3 期行動計画（令和元年度～6 年度）」を 11 市町村（熊本市、菊池市、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町）と熊本県が平成 31 年 3 月に策定した。水量保全と水質保全において平成 36 年度（2024 年度）に設定目標が設けられている。

⑤ 第 6 期御船町総合計画

御船町では、令和 2 年度から令和 9 年度までの 8 年間の町政運営の目標となる基本構想と、令和 2 年度から令和 5 年度までの 4 年間の基本計画を取りまとめた、「第 6 期御船町総合計画」を令和元年 12 月に策定した。

この総合計画の基本構想として　～みんながわくわくする御船町～　をまちの将来像として掲げ、これからの御船町が目指していくまちの姿としている。

また、まちづくりの基本理念として次にあげる 3 つの視点により、総合計画に掲げるすべての施策に通じる共通の指針としている。

〇～人をつなぐまちづくり～
〇～魅力をつなぐまちづくり～
〇～未来へつなぐまちづくり～

⑥ 第 6 次益城町総合計画

益城町では、平成 28 年度から平成 32 年度を計画期間とする第 5 次益城町総合計画後期基本計画と、熊本地震後に策定した益城町復興計画に基づき、震災からの復旧・復興に向けた取組みを進め、復興計画の復旧期の検証に合わせて、復興計画を組み込むかたちで「第 6 次益城町総合計画」を平成 30 年に策定した。

この計画は、平成 30 年度から令和 10 年までを基本構想の期間とし、町の将来像として「住みたいまち、住み続けたいまち、次世代に継承したいまち」を掲げ、まちづくりの基本方針として、以下の 4 項目をあげている。

〇みんなが安心していきいきと暮らせるまちづくり
〇活力と魅力にあふれるまちづくり
〇多様な人が輝くまちづくり
〇健全な行財政に支えられたまちづくり

⑦ 第 6 次嘉島町総合計画

嘉島町では、平成 23 年度に策定した「第 5 次嘉島町総合計画」の計画期間が令和 2 年度末で満了となったことに伴い、「第 6 次嘉島町総合計画」(計画期間:令和 3 年度～令和 12 年度の 10 年間)を令和 3 年 3 月に策定した。

第 6 次嘉島町総合計画では、『活力とうるおいに満ちた田園文化都市　－住んで良かった！水の郷嘉島－』を基本理念に掲げ、住んで良かったと実感できるまちづくりを目指すとしている。

本計画では「自然とともにある住みよいまち」、「安心・安全で活力あるまち」、「みんなでつくる協働のまち」の 3 つを将来像として挙げている。

⑧ 第 7 次甲佐町総合計画

甲佐町では令和 3 年度を初年度とする「第 7 次甲佐町総合計画基本構想・前期基本計画」を令和 3 年 3 月に策定した。

第 7 次甲佐町総合計画では、基本構想を令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間とし前期 5 年間・後期 5 年間と定めた。また、新たなまちづくりにおいて、すべての分野にわたって基本とする理念として「人と自然が共生し、にぎわいを育む　安全・安心・快適を実感できるまち　～花と緑と鮎のまち　甲佐～」を掲げ、今後 10 年間で達成する町の姿を以下に掲げる 4 つの将来像にまちづくりの方向を示した。

○地域資源を生かし、活力にあふれ、にぎわうまち
○自然と共生し、安全・安心・快適に暮らせるまち
○人を育み、交流するまち
○みんなで協働してつくるまち

⑨ 第 2 次山都町総合計画

平成 27 年に計画期間を平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間として策定された「第 2 次山都町総合計画」では令和元年度までを前期期間とし、行政と住民が一体となってまちづくりに取り組んできた。

令和 2 年度からスタートする後期期間を迎えるにあたり、少子高齢化・人口減少・地域経済の衰退などの課題解決に取り組む地方創生の視点に加えて、新たに持続可能な開発目標の視点を盛り込んだ「第 2 次山都町総合計画後期基本計画」を令和 2 年に策定した。

第 2 次山都町総合計画では、「山の都」の将来像として、“輝く！！　みんなでつくる『山の都』のものがたり”を掲げ、下記の 5 項目を基本計画としている。

○カクゴ 1 :「山の都」の未来に光をあてる人づくり
○カクゴ 2 :「山の都」の特性を生かした魅力ある産業づくり
○カクゴ 3 :「山の都」での暮らしを守る環境づくり
○カクゴ 4 :「山の都」の個性が輝く地域づくり
○カクゴ 5 : 効果的な行財政運営

(5) 自然関係法令等

① 自然公園法等による自然公園の指定状況

対象事業実施区域の周辺には、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）、「熊本県立自然公園条例」（昭和 33 年熊本県条例第 45 号）に基づく自然公園は存在しないが、周辺町においては、山都町内に国定公園に指定されている「九州中央山地国定公園」が、御船町、甲佐町及び山都町内に熊本県立自然公園に指定されている「矢部周辺県立自然公園」がある。周辺町内にある自然公園の概要を表 3.2-46 に示す。

表 3.2-46　自然公園の指定状況

区分	名称	関係市町村	面積
国定公園	九州中央山地国定公園	八代市、美里町、山都町、水上村、五木村	14,615ha
熊本県立自然公園	矢部周辺県立自然公園	美里町、御船町、甲佐町、山都町	14,021ha

注：令和 3 年 4 月 1 日現在。
出典：「自然公園一覧」（熊本県 HP、令和 7 年 10 月閲覧）

② 自然環境保全法等に基づく保全地域

対象事業実施区域の周辺には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の指定はない。また、「熊本県自然環境保全条例」（昭和 48 年熊本県条例第 50 号）にもとづく自然環境保全地域、緑地環境保全地域及び郷土修景美化地域も存在しないが、周辺町においては郷土修景美化地域に指定されている「郷土修景美化地区妙見坂公園周辺」と「清和村不動峰一帯郷土修景美化地域」がある。周辺町内にある自然環境保全地域等の概要を表 3.2-47 に示す。

表 3.2-47　自然環境保全地域等の指定状況

区分	地域の名称	所在地	指定日	面積
郷土修景美化地域	郷土修景美化地区 妙見坂公園周辺	御船町辺田見	昭和 48 年 6 月 28 日	0.2ha
郷土修景美化地域	清和村不動峰一帯 郷土修景美化地域	山都町鎌野、尾野尻	昭和 51 年 9 月 28 日	61ha

注：令和 3 年 4 月 1 日現在。
出典：「熊本県自然環境保全地域」（熊本県 HP、令和 7 年 10 月閲覧）

③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産

対象事業実施区域の周辺には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）の世界遺産一覧表に基づく自然遺産の地域はない。

出典：「環境アセスメントデータベース」（環境省 HP、令和 7 年 10 月閲覧）

④ 都市緑地法に基づく緑地保全地域又は特別緑地保全地区

対象事業実施区域の周辺には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）に基づく緑地保全地域又は特別緑地保全地区の地域の指定はない。

出典：「公園とみどり」（国土交通省 HP、令和 7 年 10 月閲覧）

⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

対象事業実施区域の周辺には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく鳥獣保護区として、御船町及び益城町内の「野鳥の森」が指定されている。鳥獣保護区の指定状況を表 3.2-48 及び図 3.2-33 に示す。

表 3.2-48　鳥獣保護区の指定状況

鳥獣保護区名	所在地	面積（ha）	期間終了年月日
野鳥の森鳥獣保護区	御船町、益城町	829	令和 13 年 10 月 31 日

出典：「令和 7 年度熊本県鳥獣保護区等位置図」（熊本県 HP、令和 7 年 10 月閲覧）

⑥ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

対象事業実施区域の周辺には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）に基づく生息地等保護区の指定地域はない。

出典：「生息地等保護区一覧」（環境省 HP、令和 7 年 10 月閲覧）

⑦ ラムサール条約登録湿地

対象事業実施区域の周辺には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」（昭和 55 年条約第 28 号）の「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に掲載された湿地はない。

出典：「ラムサール条約と条約湿地」（環境省 HP、令和 7 年 10 月閲覧）

⑧ 水産資源保護法に基づく保護水面

対象事業実施区域及びその周辺には、「水産資源保護法」（昭和 26 年法律第 313 号）に基づく保護水面の指定はない。

出典：「環境アセスメントデータベース」（環境省 HP、令和 7 年 10 月閲覧）

⑨ 緑の回廊

対象事業実施区域及びその周辺には、林野庁による「国有林野の管理経営にする基本計画」に基づき緑の回廊に設定された地域はない。

出典：「緑の回廊」（林野庁 HP、令和 7 年 10 月閲覧）



出典：「熊本県鳥獣保護区等位置図」（熊本県 HP、令和 7 年 10 月閲覧）

図 3.2-33　鳥獣保護区の指定状況

⑩ 文化財

対象事業実施区域の周辺における「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）等に基づく史跡・名勝・天然記念物及び建造物の位置を表 3.2-49 及び図 3.2-34 に示す。

また、「文化財保護法」に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の指定状況は図 3.2-35 のとおりである。

対象事業実施区域の北側に埋蔵文化財包蔵地「古閑の原遺跡」がある。

表 3.2-49　対象事業実施区域の周辺の史跡・名勝・天然記念物・建造物

指定	項目	図番号	名称	所在地
国	特別天然記念物	-	オオサンショウウオ	県内生息（地域を定めず指定）
		-	カモシカ	県内生息（地域を定めず指定）
		-	タンチョウ	県内生息（地域を定めず指定）
	天然記念物	-	矮鶏	県内飼育（地域を定めず指定）
		-	イヌワシ	県内生育（地域を定めず指定）
		-	ゴイシツバメシジミ	県内生育（地域を定めず指定）
		-	ヤマネ	県内生育（地域を定めず指定）
熊本県	天然記念物	-	ベッコウサンショウウオ	県内一帯
	建造物	1	八勢目鑑橋	御船町八勢
御船町	史跡	2	西南の役熊本隊士の墓	御船町上辺田見
	天然記念物	3	田代長生のイチイガシ	御船町田代・長生
		4	御船層群上部層化石包蔵地	御船町田代
	建造物	5	下鶴眼鏡橋	御船町滝尾・下鶴
		6	玉虫の経塔	御船町滝尾・玉虫
		7	横野の光明真言塔	御船町滝尾・横野
		8	観音山五輪塔群	御船町水越・観音山
		9	永寿寺の石塔	御船町木倉
		10	将軍堂四方仏塔	御船町水越・町
		11	松の生の石塔	御船町七滝・松の生
		12	甲斐宗運夫婦の墓	御船町上辺田見字甲斐
益城町	史跡	13	常楽寺境内	益城町大字小池
	建造物	14	飯田山常楽寺の層塔	益城町大字小池

注：図番号は、図 3.2-34 に対応している。
出典：「御船町社会教育課確認」（令和 7 年 10 月受領）
「登録・指定等文化財一覧」（益城町 HP　令和 7 年 10 月閲覧）
「熊本県文化財一覧」（熊本県 HP　令和 7 年 10 月閲覧）



図 3.2-34 調査対象地域の指定文化財の状況

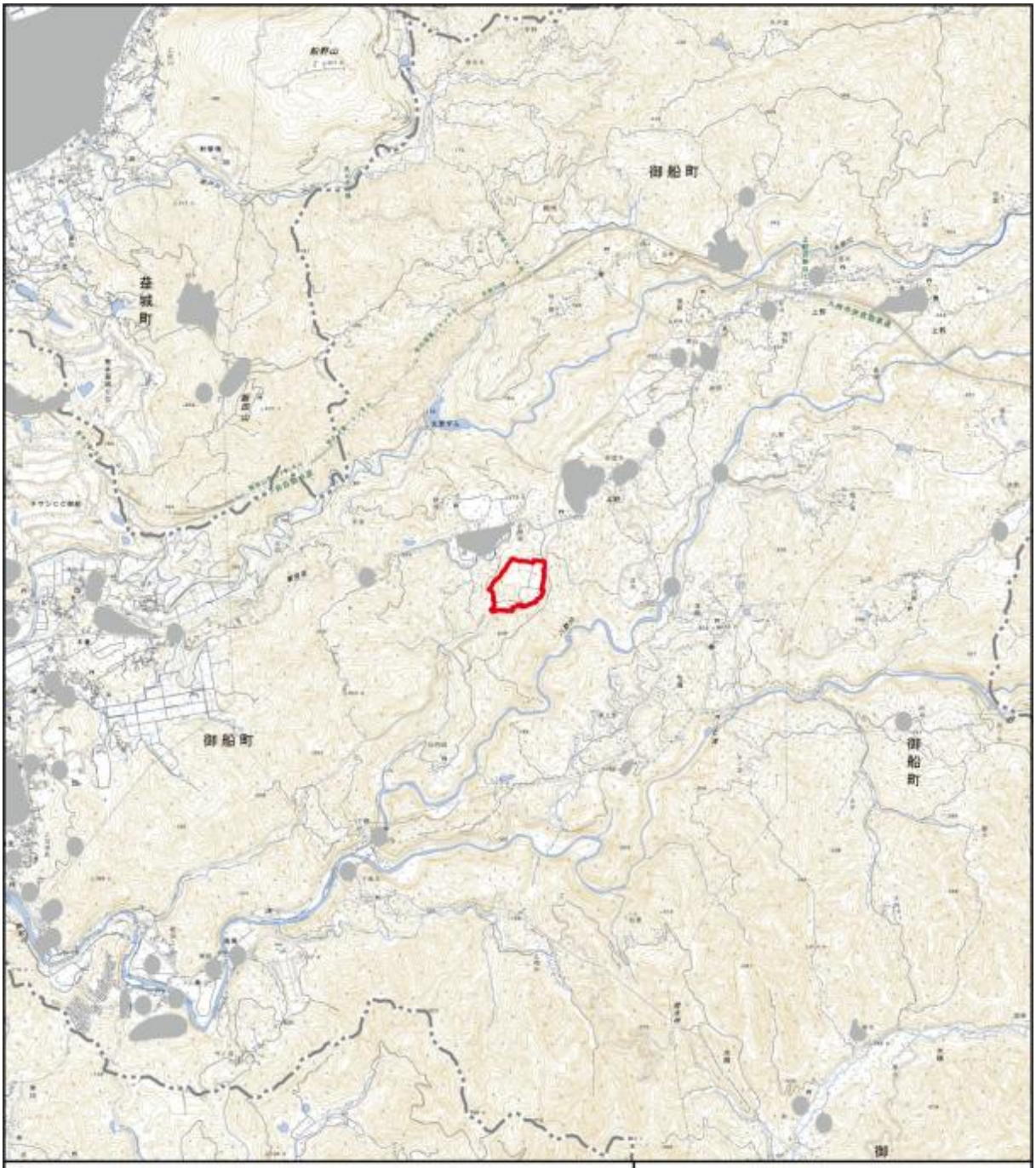

出典：「熊本県遺跡地図データ」（熊本県 HP、令和 7 年 10 月閲覧）

図 3.2-35　周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

⑪ 都市計画法に基づく指定地域

(a) 都市計画区域

対象事業実施区域の周辺における「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号) に基づく市街化調整区域を図 3.2-36 に示す。なお、対象事業実施区域の周辺に市街化区域の指定地域はない。

出典:「国土数値情報ダウンロード　都市地域」(国土交通省 HP、令和 7 年 10 月閲覧)

(b) 風致地区

対象事業実施区域の周辺における「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号) に基づく風致地区の指定はない。

出典:「令和 6 年都市計画現況調査」(国土交通省 HP、令和 7 年 10 月閲覧)

⑫ 景観法に基づく指定

対象事業実施区域の周辺における「景観法」(平成 16 年法律第 110 号) に基づく景観計画区域について、周辺町の全域が景観計画区域に指定されている。

出典:「熊本県景観計画等」(熊本県 HP、令和 7 年 10 月閲覧)
「山都町景観計画の改訂について」(山都町 HP、令和 7 年 10 月閲覧)

⑬ 森林法による保安林の指定状況

対象事業実施区域の周辺における「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号) に基づく保安林の指定状況を図 3.2-37 に示す。

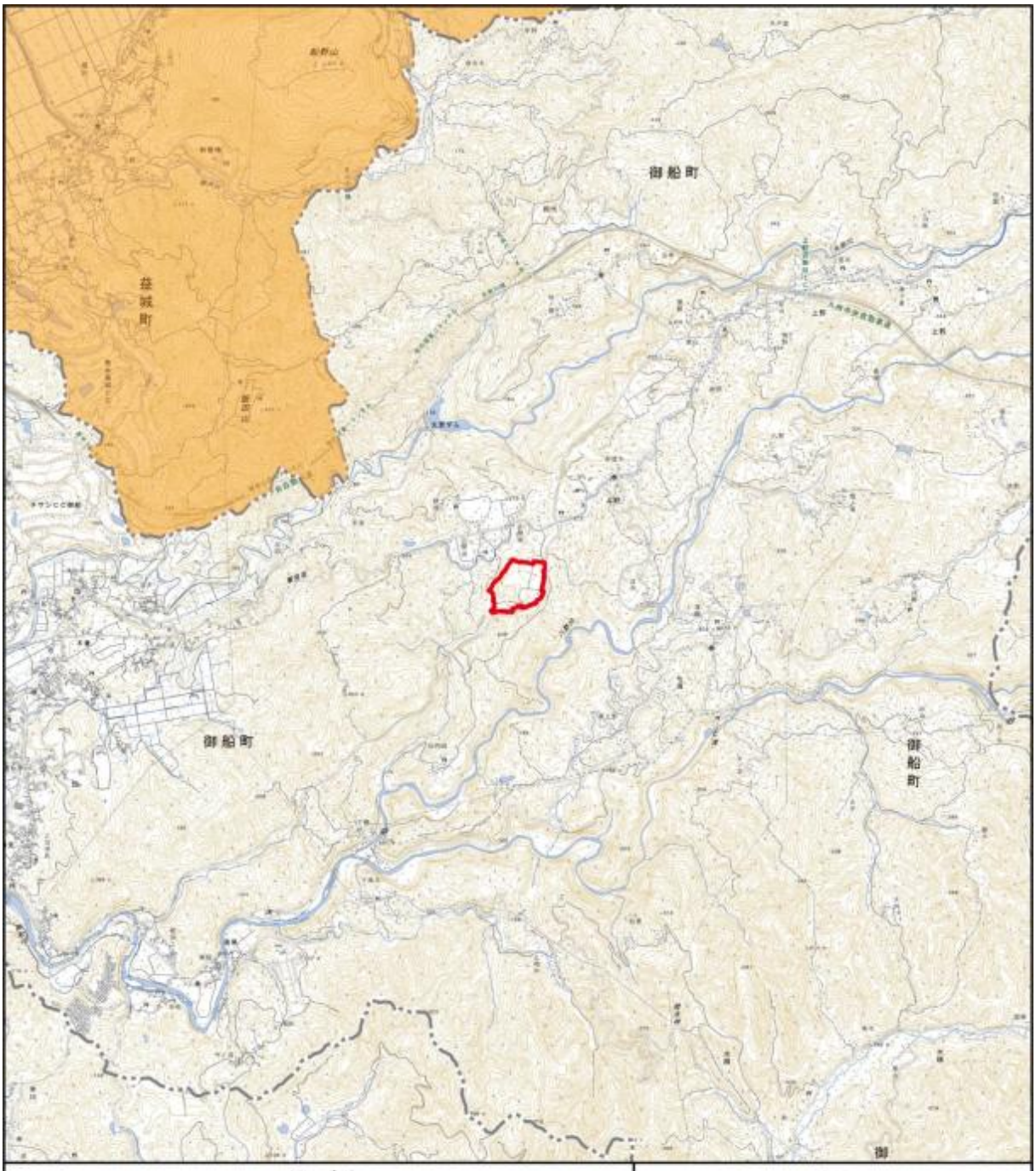

図 3.2-36　市街化調整区域の指定状況

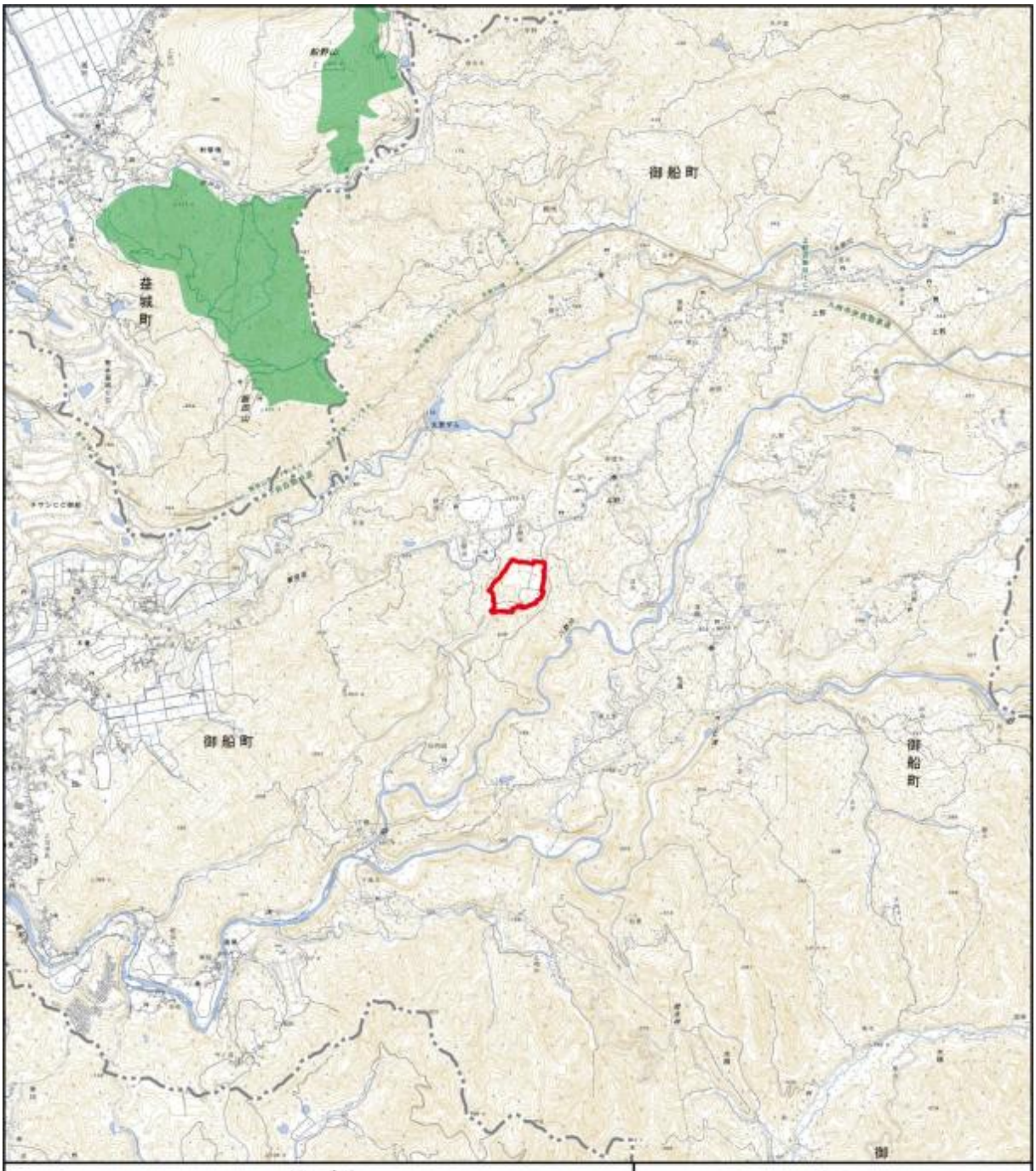

出典：「環境アセスメントデータベース」（環境省 HP、令和 7 年 10 月閲覧）

図 3.2-37　保安林の指定状況

⑭ 砂防指定地

対象事業実施区域の周辺における「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地の指定状況を図 3.2-38 に示す。

⑮ 急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域の周辺における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定状況を図 3.2-38 に示す。

⑯ 地すべり防止区域

対象事業実施区域の周辺における「地すべり防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域の指定状況を図 3.2-38 に示す。

⑰ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

対象事業実施区域の周辺における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況を図 3.2-39 に示す。対象事業実施区域の西側の一部（緑地部分）が土砂災害警戒区域に指定されている。

出典：「熊本県土砂災害マップ」（熊本県 HP、令和 7 年 10 月閲覧）

⑱ 山地災害危険地区

対象事業実施区域の周辺における林野庁が定める調査要綱に基づき指定された「山地災害危険地区」による山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区の指定状況を図 3.2-40 に示す。地すべり危険地区は事業実施区域の周辺には存在しない。

出典：「熊本県の山地災害危険地区情報」（熊本県 HP、令和 7 年 10 月閲覧）

⑲ その他の国土防災関係

対象事業実施区域の周辺には熊本県が指定する土砂災害危険個所がある。土砂災害危険個所の指定状況を図 3.2-41 に示す。

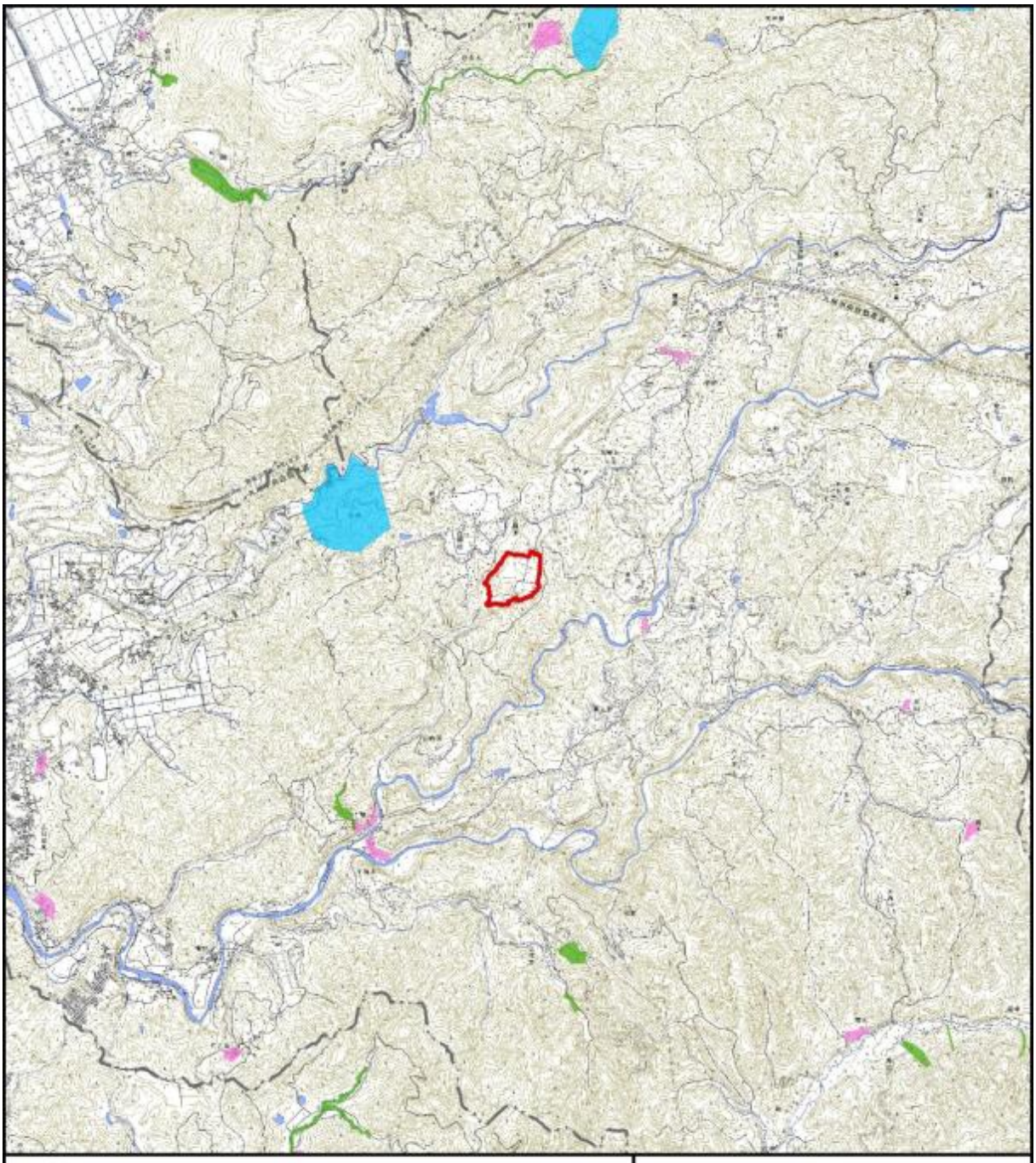

出典：「環境アセスメントデータベース」（環境省 HP、令和８年８月閲覧）
：「国土数値情報ダウンロード」（国土交通省 HP、令和８年８月閲覧）
：「熊本県土砂災害情報マップ」（熊本県 HP、令和８年８月閲覧）

図 3.2-38　砂防指定地等の指定状況

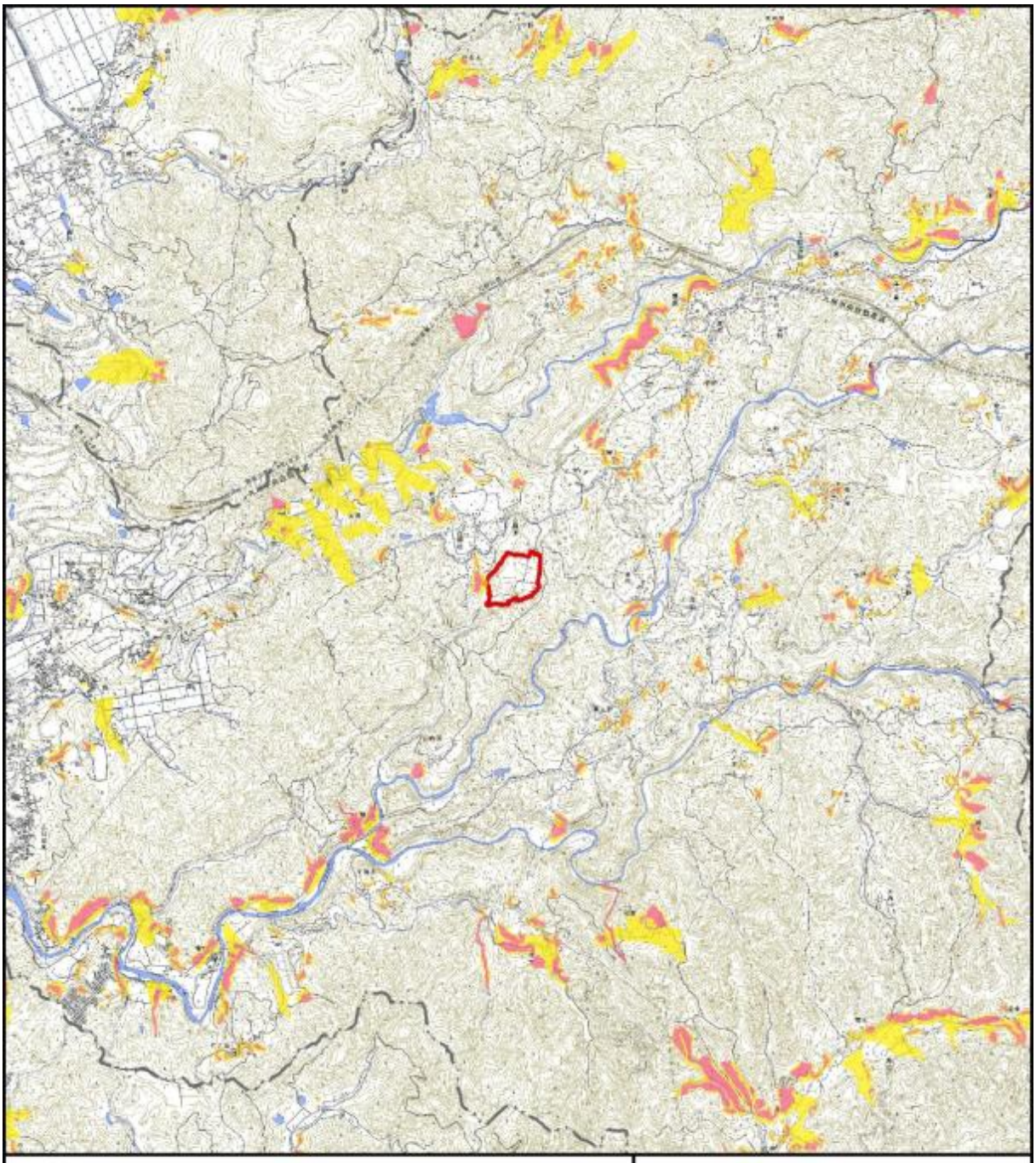

出典：「国土数値情報ダウンロード」（国土交通省 HP、令和８年８月閲覧）
：「熊本県土砂災害情報マップ」（熊本県 HP、令和８年８月閲覧）

図 3.2-39　土砂災害区域等の指定状況

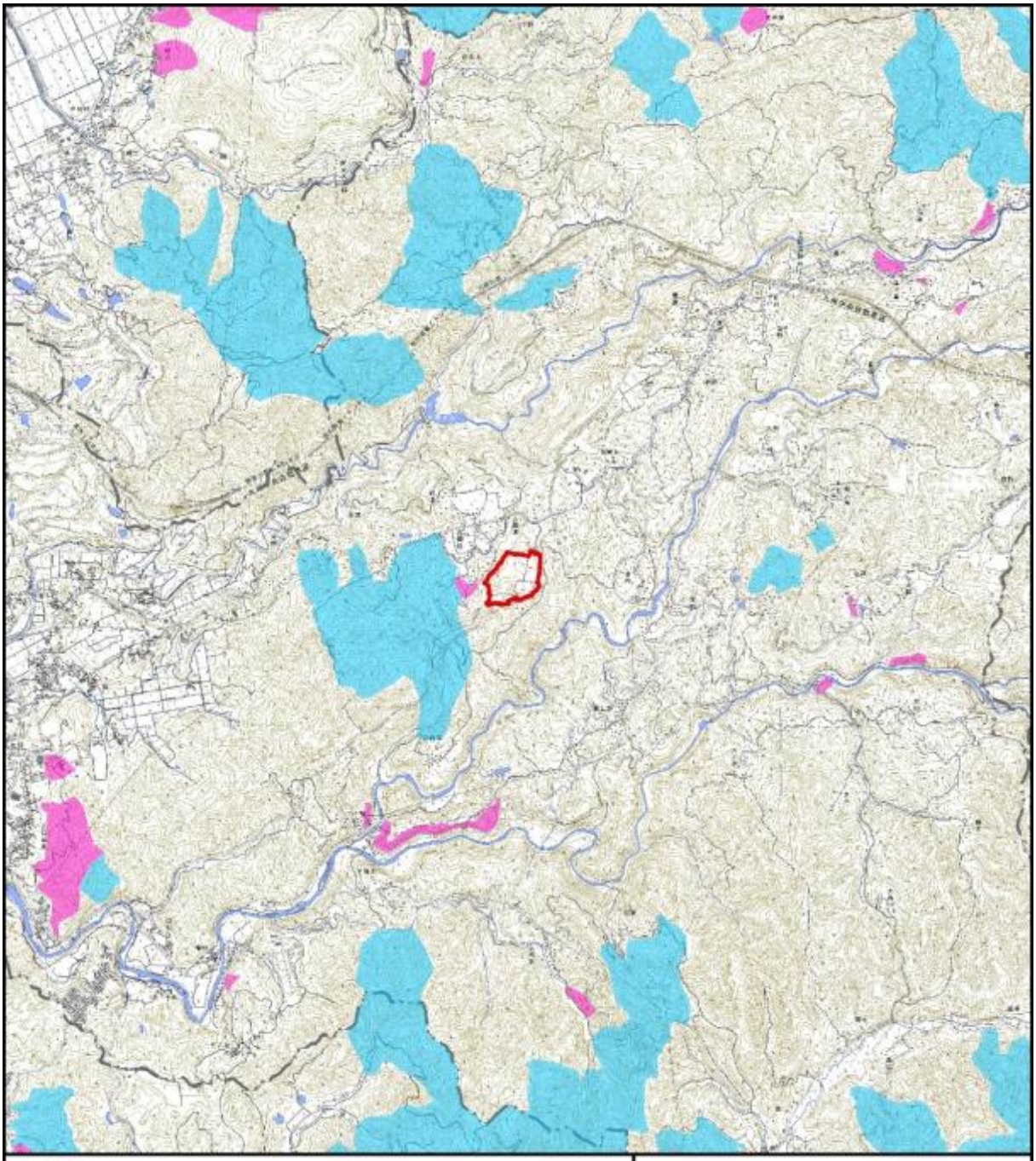

出典：「熊本県の山地災害危険地区情報」（熊本県 HP、令和 8 年 8 月閲覧）

図 3.2-40　山地災害危険地区の指定状況

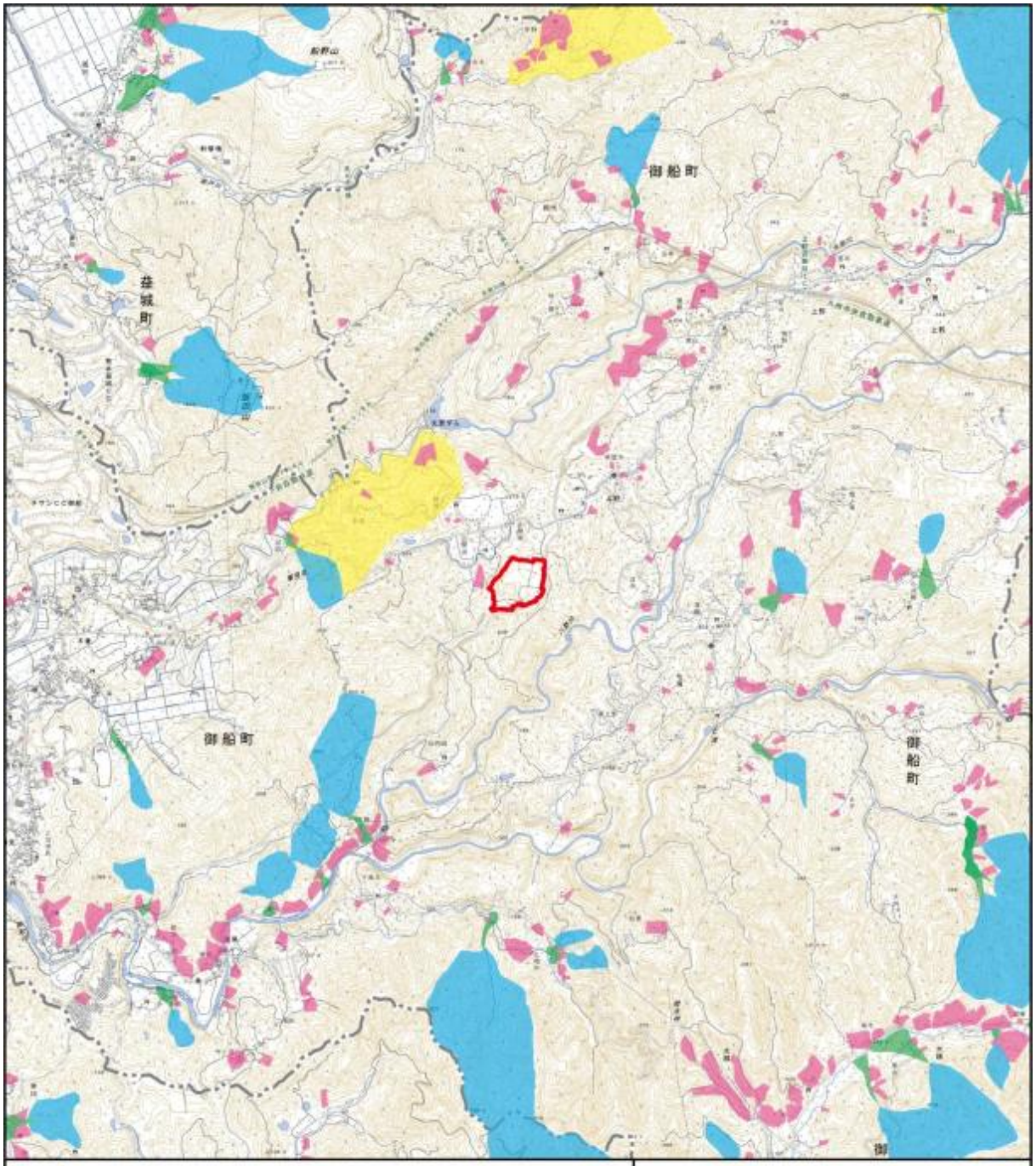

凡 例

- 対象事業実施区域
- 町　界
- 土石流危険渓流
- 土石流危険区域
- 急傾斜地崩壊危険箇所
- 地すべり危険個所

N

1:50,000

0　1,000　2,000m

出典：「国土数値情報ダウンロード」（国土交通省 HP、令和 8 年 8 月閲覧）
「熊本県土砂災害情報マップ」（熊本県 HP、令和 8 年 8 月閲覧）

図 3.2-41　土砂災害危険個所の指定状況

⑳ 農用地区域

対象事業実施区域の周辺における「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号）に基づく農業地域及び農用地区域の指定状況を図 3.2-12 に示す。

㉑ 生物多様性の観点から重要度の高い湿地

「生物多様性国家戦略 2012-2020」に基づいて「日本の重要湿地 500」の見直しが行われ「生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）」の選定が行われた。

対象事業実施区域及びその周辺には、この重要湿地に選定された指定地域はない。

出典：「環境アセスメントデータベース」（環境省 HP、令和 7 年 10 月閲覧）

㉒ 熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例

熊本県では、「熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例」（平成 16 年熊本県条例第 19 号）に基づき指定希少野生植物が 36 種、指定希少野生動物が 13 種、生育地保護区が 11 地区、生息地保護区が 3 地区指定されている。生育地保護区及び生息地保護区において、対象事業実施区域及びその周囲には指定された保護区はないが、山都町内に生育地保護区が 2 地区、生息地保護区が 1 地区指定されている。

出典：「熊本県の野生動植物の多様性の保護」（熊本県 HP、令和 7 年 10 月閲覧）

㉓ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法による指定地域

熊本県内には、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（昭和 41 年法律第 1 号）に基づき指定されている古都は存在しない。

出典：「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）」（国土交通省 HP、令和 7 年 10 月閲覧）

㉔ 宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域及び造成宅地防災区域

「宅地造成等規制法」（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき指定されている宅地造成工事規制区域に指定されている箇所は周辺町内にないが、造成宅地防災区域に指定されている箇所は対象事業実施区域のある御船町では滝尾地区に 3 か所と小坂地区に 2 か所あり、その他、益城町で 49 か所、甲佐町で 2 か所指定ある。

出典：「宅地造成等規制法の施行状況」（国土交通省 HP、令和 7 年 10 月閲覧）

㉕ 生物多様性くまもと戦略

熊本県における生物多様性保全の取組みが効果的に行われるようにするための指針として、平成 23 年 2 月、生物多様性くまもと戦略を策定したが、今般、国内外の生物多様性をめぐる状況の変化などを踏まえ、2030 年（令和 12 年）までの新たな戦略として令和 5 年 3 月に「生物多様性くまもと戦略 2030」を策定した。

熊本県の目指す姿として『生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、熊本県の生物多様性の状態を更に豊かなものにするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる自然共生社会を実現する。』を 2050 年ビジョンとして掲げ、行動計画として「多様で健全な生態系の保全」、「生物多様性の恵みの持続可能な利用」、「生物多様性を守り生かす社会づくり」を示している。

3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると表 3.2-50 のとおりである。

表 3.2-50　関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無						
			御船町	益城町	嘉島町	甲佐町	山都町	対象事業実施区域及びその周辺	対象事業実施区域
土地	国土利用計画法	都市地域	○	○	○	×	×	○	×
		農業地域	○	○	○	○	○	○	○
		森林地域	○	○	×	○	○	○	○
	都市計画法	都市計画用途地域	○	○	○	×	×	○	×
公害防止	環境基本法	騒音類型指定	○	○	○	○	○	○	○
		水域類型指定	○	×	○	○	○	○	×
	大気汚染防止法	－	○	○	○	○	○	○	○
	水質汚濁防止法	－	○	○	○	○	○	○	○
	騒音規制法	規制地域	○	○	○	○	○	○	○
	振動規制法	規制地域	○	○	○	○	○	○	○
	悪臭防止法	規制地域	○	○	○	○	○	○	○
	土壌汚染対策法	指定区域	×	×	×	×	×	×	×
	工業用水法及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律	規制地域	×	×	×	×	×	×	×
自然保護	自然公園法	国立公園	×	×	×	×	×	×	×
		国定公園	×	×	×	×	○	×	×
	県立自然公園条例	県立自然公園	○	×	×	○	○	×	×
	自然環境保全法	原生自然環境保全地域	×	×	×	×	×	×	×
		自然環境保全地域	×	×	×	×	×	×	×
	県自然環境保全条例	県自然環境保全地域	×	×	×	×	×	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産	×	×	×	×	×	×	×
	都市緑地法	特別緑地保全地区	×	×	×	×	×	×	×
		緑地保全地域	×	×	×	×	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	○	○	○	○	○	×
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×	×	×	×	×
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地	×	×	×	×	×	×	×
	水産資源保護法	保護水面	×	×	×	×	×	×	×
文化財	文化財保護法	国指定建造物・史跡・名勝・天然記念物	×	×	○	○	○	×	×
		県指定建造物・史跡・名勝・天然記念物	○	×	×	×	○	×	×
		町指定建造物・史跡・名勝・天然記念物	○	○	×	○	○	○	×
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	○	○	○	○	×
景観	景観法	景観計画区域	○	○	○	○	○	○	○
	都市計画法	風致地区	×	×	×	×	×	×	×
国土防災	森林法	保安林	○	○	×	○	○	○	×
	砂防法	砂防指定地	○	○	×	○	○	○	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	○	○	○	○	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	○	×	×	○	○	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	○	○	○	○	○	○	○

○：指定あり、×：指定なし

（空　白）